是に於て熊本城は全く重圍の中に陷り、城中の糧食亦將に盡きんとす、是より先き隆盛擧兵の報、京都行在所に達し、此月十九日有栖川宮熾仁親王を征討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を以て參軍とし、陸軍少將野津鎭雄・同山田顯義・同曾我祐準・同三浦梧樓・同大山巖・同三好重臣等を旅團司令長官とし、近衞及各鎭臺の兵を發して之を征討せしめ給ふ、是に於て參軍山縣有朋は二月二十三日馬關に到着し、有栖川征討總督宮亦二十四日を以て京都を發し、福岡に赴き、二十六日福岡城を以て總督府とし、參軍の本營を南關に置く、三月一日廣島鎭臺司令長官三浦梧樓は臺下の諸隊を率ゐて廣島を出發し、海路福岡に到り、直に征討軍團に參加し、熊本に向つて行進し、田原坂の險を攻む、第一・第二軍は少將野津鎭雄・同大山巖之れを指揮して木葉口に向ひ、第三軍は三浦少將之れを將ゐて山鹿口に向ひ、第四軍を遊軍として後援に備へ、共に進んで田原坂を攻む、賊險に據て七壘を築き、官軍を俯擊して、砲彈霰の如し、近衞步兵と東京鎭臺兵とを合し更らに巡査若干名を以て組織したる拔刀隊は、田原の間道二俣より賊の不意を襲ひて、吶喊突進し、縱橫奮戰したれば、賊軍大に亂れ銃刀を棄てゝ遁れ走る、田原坂の賊軍亦風を望んで潰走す、官軍北ぐるを追ひ、長驅して植木を陷る、是れ西南の役中最も激戰とする所なり、而して木葉口の戰鬪以來是に至るまで約二十日、攻戰凡そ十七次、每戰彼我接近して相距ること僅かに三四間に及べりと云ふ、是に於て官軍本營を植木に進む、此日三浦少將の一軍は山鹿驛を攻略し、更に進んで隈府に戰ふ、賊軍善く戰ひ、之を拔く能はず、因て半高山・吉次越・木留山等の賊兵を攻擊し、交戰五日に亘りて漸く之を拔く、是より先き賊軍の背後を衝かんとして別働三箇旅團は、三月十九日八代に上陸し、宇土に出で、敵背より薄りて砲擊す、熊本の城兵圍を受くること五十餘日、糧食彈藥殆んど盡き、落城旦夕に迫れり、四月八日城兵遙に宇土方面の砲聲を聞き、始めて官軍の來援を知り、陸軍少佐奧保鞏一大隊の兵を率ゐて城を出で、圍を衝きて宇土の官軍に合す、是れ熊本聯絡の始なり、高瀨口の官軍亦植木・萩迫・鐙田・木留・萬藥寺・邊田野等の敵壘を破りて入城し、熊本の兵威大に振ふ、是に於て賊の攻勢は一變して退守策に出で、四月十六日全軍木山に退き、其守線五六里の間に連り、以て遙かに熊本城の東面を圍めり、官軍は熊本の聯絡既に通じてより、其本營を城中に移し、正面衝背の兩軍相合して八旅團、其兵數四萬

人に達せり、依つて熊本を以て中央隊と爲し、御船・堅志田の方面及宇土橋隈庄の近傍を以て右翼隊となし、別働三箇旅團之れに當る、立田山以東及以南幷に大窪・御馬・植木より左方鳥栖に至るの地を以て左翼隊となし、第三・第一・第二旅團之れに當れり、其他木留・吉次・大多尾等を以て別線となし、官軍是より全兵力を擧げて攻勢を取りしも、賊軍尚屈せず、激戰數次互に勝敗あり、然れども賊軍兵器缺ぎ、後援繼かず、八月遂に日向の北隅に蹙み、九月一日遂に鹿兒島に入り、城山に據り、深坑高壘を築き、守備を嚴にす、官軍城山を攻圍すること甚嚴密なるを以て、賊勢日に窘蹙し、其據有する所は僅かに方里に滿たず、九月二十四日諸軍は一齊に四面より攻擊して、遂に之れを陷れ、隆盛等以下亂軍の間に斃るゝもの百六十人、官軍に降るもの二百餘名を算す、隆盛兵を擧げてより凡そ八閱月、是に至りて始めて平定す、因りて各旅團は編成を解き、同月二十七日凱旋の命下り、臺下の諸隊廣島幷に丸龜に歸營す、此戰役に廣島鎭臺より出征して戰死せるもの將校以下其數六百數十名なり、

十二月二十日、陸軍中佐中村重遠の參謀長兼衞戍司令官を免せられ、陸軍中佐土屋可成に參謀長を命せらる、

砲兵大隊の設置

十一年一月二十五日、陸軍少佐河北俊弼廣島衞戍司令官を命せられ、三月始めて砲兵第五大隊第一中隊を置き、翌月徵兵一小隊を入營せしめらる、六月松山兵營の新築落成し、高松分遣の歩兵第十二聯隊第三大隊を之れに移す、十一月二十日三浦司令長官陸軍中將に昇任し、次で十二月十四日廣島鎭臺司令長官を免せられ、陸軍少將井田讓これに代る、

輜重隊の設置

十二年五月山野砲兵大隊の編成改正あり、十月砲兵第五大隊を山砲兵第五大隊と改稱す、此月大佐以下は官名の上部に兵科を冠稱することに定められる、

十三年三月十二日、井田陸軍少將の司令長官を免せられ、參謀長土屋可成に司令長官代理を命せらる、歩兵大佐國司順正參謀長たり、同年四月是れより先き廣島城内に新築中の輜重兵假營舍落成し、此月始めて輜重兵第五小隊を新設し、兵員の入營あり、同月十四日土屋大佐の司令長官代理を免せられ、陸軍少將黒川通軌司令長官に補せらる、

十四年一月十六日、國司參謀長其職を免せられ、歩兵大佐長谷川好道に參謀長を命せらる、

十五年一月四日、軍人に對して勅諭を發せらる、二月六日黒川陸軍少將の司令長官を免せられ陸軍少將野崎貞澄これに代る、三月七日長谷川大佐參謀長を免せられ、歩兵中佐小川又次に參謀長を命ぜらる、九日鎭臺裁判所を廢して軍法會議と改稱す、七月朝鮮に内亂起り、暴徒等我公使館を襲撃す、是に於て十月三日歩兵第十一聯隊第一大隊の二箇中隊を朝鮮國公使館護衞として分遣せしめられ、翌年五月歸還す、

朝鮮に派兵

十六年一月始めて工兵第三中隊を設置し、兵舍に城内輜重兵假營跡を充用し、四月一日兵員の入營をなさしむ、同月十四日河北少佐の廣島衞戍司令官を免せられ、歩兵少佐野邊俊平これに代る、三月砲兵第五大隊に幹部を置き砲兵少佐柴田正孝大隊長たり、此月砲兵第五大隊大砲射的場を安藝國賀茂郡原村に設置せらる、四月砲兵第五大隊に第二中隊を增設あり、

工兵隊の設置

原村射的場の創設

十七年一月、是より先き歩兵第十一聯隊將校下士の協力に依り、廣島城内北部に小銃射的場を開設起工せしが、是に至りて其竣工式を擧ぐ、此月全國軍管彊域の改正あり、廣島鎭臺は第五軍管となり、第九師管（廣島）第十師管（松山）を統轄し、次で五月軍管兵備を擴張して、歩兵二箇聯隊・騎兵一箇聯隊を增設し、砲兵を聯隊に、工兵・輜重兵を大隊に改め、歩兵第十一聯隊・同第二十一聯隊を併せて歩兵第十二聯隊・同第二十二聯隊を編成し、歩兵第十旅團を編成せらる、是に於て六月松山屯在の歩兵第十二聯隊第三大隊を丸龜に移し、歩兵第二十二聯隊の第一大隊を松山に、歩兵第二十一聯隊の第一大隊を廣島に新設あり、十月小川參謀長大阪鎭臺に轉じ、歩兵中佐青山朗に參謀長を命ぜらる、

軍備擴張

歩兵旅團の編成

十八年五月鎭臺條例を改正し、師團の組織となるや、臺内に參謀部と副官部とを置き、同時に又旅團條例の頒布に依り、陸軍少將大沼渉は歩兵第九旅團長に、同少將佐久間左馬太は歩兵第十旅團長に補せらる、而して歩兵第九旅團本部は廣島城郭内に、同第十旅團本部は丸龜城内に設置せらる、同月廣島鎭臺司令長官に補せらる、七月對馬警備隊を免せられ、陸軍中將野津道貫廣島鎭臺司令長官を同地に派遣せられ、年を超へて十九年一月歸還す、

師團の組織

第五師團と改稱

十九年一月師團の番號を定められ、廣島鎭臺は第五師團と改稱せらる、三月佐久間歩兵第十旅團長は仙臺の第二師團長に轉じ、陸軍少將品川氏章これ

に代る、四月輜重兵隊を輜重兵第五大隊第一中隊と改稱あり、五月二十七日廣島衞戍司令官野邊俊平は本職を免せられ、歩兵少佐吉田道時これに代る、六月歩兵第二十一聯隊及第二十二聯隊に幹部を置き、幷に兩聯隊に第二大隊の幹部を置かる、同月砲兵第五聯隊に第二大隊を新設あり、八月二十五日歩兵第二十一聯隊幷に同第二十二聯隊に軍旗を授與せらる、十月野津第五師團長は臺下各部幷に軍隊の教育を檢閲す、是れ定期檢閲實施の始なり、同月十三日廣島衞戍司令官吉田道時は本職を免せられ、歩兵少佐黒岩直敎に同司令官を命せらる、

定期檢閲の始

工兵大隊の編成

二十年二月、工兵を大隊に編成せらる、三月廣島衞戍監獄を城北の北町に移轉す、五月砲兵第五聯隊の編成完備す、七月十六日參謀長青山朗は本職を免せられ、砲兵中佐鹽屋方圀これに代れり、

騎兵大隊の設置

大隊區司令部の設置

二十一年一月、松山營所本部・歩兵第十旅團本部・松山陸軍監獄署は松山新築營舍に移轉し、二月廣島に騎兵大隊を設置せらる、五月從來の鎭臺條例を廢し、師旅團司令部幷に大隊區司令部條例の發布あり、六月團下各地に大隊區司令部を設置し、其事務を開始せらる、十一月輜重兵第五大隊を基町に移轉す、十二月工兵第五大隊第二中隊を、輜重兵第五大隊に幹部幷に第二中隊を、歩兵第二十一聯隊及同第二十二聯隊に各第三大隊を增設せらる、二十二年三月、是より先き白島北町に新築中の工兵第五大隊の兵營落成せしを以て、此月城内の假兵舍より此に移る、九月六日歩兵第十旅團長品川少將病んで卒去す、

東練兵場の新設

二十三年一月十二日、陸軍少將山口素臣歩兵第十旅團長に補せらる、六月是より先き十四年一月陸軍に憲兵を新設し、陸軍兵科の一部に伍し、巡察檢察の事を司り、軍人の非違を視察し、行政・司法・警察の事を兼ね、内務・海軍・司法の三省に兼隷して、國内の安寧を保持する事となるや、當時東京にのみ之れを設置し、未だ他の地方に及ばざりしが、此月初めて廣島に憲兵隊を設置せられ、廣島縣下を六管區に區劃し、本部を廣島市基町に置き、郡市に其分屯所を設けらる、此月廣島市内尾長・大須賀・南村内の官民有地二十一萬六千六百九十餘坪を買收して、練兵場を新設せらる（後西南の一隅一萬千四百餘坪は山陽鐵道會社に拂下げたり）爾後これを東練兵場と稱へ、城郭内にあるものは之れを西練兵場と稱せり、十二月五日山口歩兵第十旅團長は本職を免せられ、陸軍少將山澤靜吾これに代る、是よ

り先き東練兵場内の一部に新築したる騎兵第五大隊の兵營落成し、此月始めて其第一中隊を設置し、工兵第五大隊に第三中隊を增設せらる、二十四年六月大沼歩兵第九旅團長は本職を免せられ、陸軍少將大島義昌これに代る、九月廣島憲兵隊本部幷に附屬廳舍の新築落成す、

二十五年二月六日、參謀長鹽屋方圀其職を免せられ、少將福原豐功これに代る、八月野戰砲兵第五聯隊大砲射的場を島根縣出雲・石見の兩國に跨がる（飯石神門、安濃、邑智の四郡）三瓶原の地域二百八十五萬二千二百六十餘坪を買收して之れを設置せらる、十二月騎兵第五大隊に第二中隊を設置あり、

二十六年八月十日福原參謀長は本職を免せられ、陸軍大佐坂本純熙來りて之れに代る、

二十七年日清戰役の起るや、第五師團は他の諸師團に先だちて出征の命令に接し、團下の各隊擧て出征したれば、留守第五師團司令部幷に同各旅團司令部の開設ありて、山澤陸軍少將に留守歩兵第九旅團長を命せられ、兼て留守第五師團長の事務を司掌せしめられ、又豫備陸軍少將岡武素行に留守歩兵第十旅團長を命せられたり、斯くて出征の各部隊は朝鮮及遼東の荒野に

三瓶原射的場の新設

明治廿七八年戰役

激戰して偉功を奏し、大に帝國の威武を海外に顯揚し、年を越へて平和克復の後、二十八年五月九日より漸次歸還の途につきて、廣島に凱旋し、八月五日に至りて師團全部の復員を完了せり、殊功の將卒にて叙勳賜金の榮典に與かりしもの他の師團に比して頗る多かりしと云ふ、（日清戰役の事は別に次節第五八九頁に詳記す）

二十九年一月二十七日、歩兵第十旅團長立見陸軍少將は本職を免せられ、陸軍少將阪井重季に第十旅團長を命せらる、三月戰後軍備の擴張あり、全國（臺灣を除く）を十三師管に區分し（近衛師團は管區を設けず、其要員は全國より徵集す）大に師團を增設せられし時、臨時陸軍建築部を東京に置き、其支部を東京・仙臺・名古屋・大阪・廣島・熊本に置かれ、軍備擴張に伴へる兵營其他新設の臨時工事幷に所屬の土地を管掌せしめらる、此月大隊區司令部を廢し、聯隊區司令部の設置ありて、四月一日より之れを實施せられ、五月九日騎兵大隊を聯隊に編成せらる、十二月二日是より先き日清戰役中、大轟を廣島に進ませ給ひ、第五師團司令部を以て大本營に充てられしかば、其建物は後世永遠に記念として保存する事と爲り、師團司令部は凱旋の後、暫く西練兵場の帝國議會假議事堂内にて執務せしが、新に城郭内に廳舍を建築し、此月落成して之れに移れり、十月十四日第五師

聯隊區司令部の設置

騎兵聯隊の編成

大本營跡の保存

團長奥陸軍中將は本職を免せられ、陸軍中將山口素臣に同職を補せられ、尋で翌十五日參謀長歩兵大佐上田有澤本職を免せられ、砲兵中佐大迫尚道參謀長に補せらる、十月十日臺灣土匪討伐の爲め臨時派遣隊として、歩兵第二十一聯隊第一大隊、同第二十二聯隊第二大隊、工兵第五大隊第三中隊出發す、十一月七日陸軍大臣より新設諸隊の兵舍建築までは既設の諸隊に併置すべき旨を達せられ、歩兵第四十一聯隊は同第十一聯隊に、同四十二聯隊は西練兵場内臨時帝國議會假議事堂に、同四十三聯隊は歩兵第十二聯隊に、同第四十四聯隊は歩兵第二十二聯隊に、騎兵第十一聯隊は同第五聯隊に、野戰砲兵第十一聯隊は同第五聯隊に、工兵第十一大隊は同第五大隊に、又輜重兵第十一大隊は同第五大隊に之れを收容す、十一月十八日騎兵第五聯隊に軍旗を授與せらる、十二月一日新設の歩兵第四十一乃至四十四聯隊の各第一大隊、騎兵第十一聯隊の第一中隊（三分二缺ぐ）野戰砲兵第十一聯隊、工兵第十一大隊は各第一中隊の編成あり、又輜重兵第十一大隊第一中隊（三分一缺ぐ）の編成成立す、十二月二十一日師團司令部條例の改正ありて、第十一師管は師團司令部の成立するまで第五師團長に其職務を執行せしめらる、

陸軍地方幼年學校の創設

三十年五月三十日、廣島に初めて陸軍地方幼年學校を設立せられ、歩兵少佐桂眞澄に同校長を命せらる、七月七日大島歩兵第九旅團長は其職を免せられ、陸軍少將眞鍋斌これに代る、同月九日騎兵第十一聯隊第一中隊は香川縣善通寺の新營兵舍に向ひ、宇品港を發して移轉す、同月十四日臺灣に土匪討伐の爲め臨時臺灣に派遣せられたる第五大隊第三中隊歸還す、同月二十七日歩兵第四十四聯隊は收容地松山を出發して移轉の途に就き、三十一日高知の新兵舍に向ふ、續て八月一日歩兵第四十三聯隊は善通寺の新營兵舍に、同月三日歩兵第四十二聯隊は山口の新營舍に移轉す、九月十八日臺灣土匪討伐の爲め臨時派遣の歩兵第二十二聯隊第二大隊歸還す、次で二十六日歩兵第二十一聯隊第一大隊亦歸還せり、同月二十八日陸軍少將小島政利は歩兵第二十二旅團長に、陸軍少將塚本勝嘉は同第二十一旅團長に補せらる、同月二十九日工兵第十一大隊第一中隊は善通寺新營兵舍に移轉の爲め宇品より乘船出發す、次で十月二日野戰砲兵第十一聯隊第一中隊亦同地の新兵舍に向ひ移轉す、斯くて歩兵第二十二旅團司令部は十月二十六日に歩兵第十二聯隊（丸龜）の一部を充用して開廳し、歩兵第二十一旅團司令部は十一月一日

旅團司令部の開廳

に歩兵第四十二聯隊（山口）の一部を充用して開廳せしが、後亦新築廳舍に移轉せり、十一月九日吳要塞砲兵聯隊第一大隊の新設ありて、師團司令部内に於て其事務を取扱ひしが、此月二十五日宇品假兵營（元停泊場司令部）に移さる、十二月一日新設歩兵聯隊の第二大隊（三分の一野砲兵聯隊の大隊）同騎兵聯隊の大隊本部幷に第二・第四中隊、同工兵大隊の大隊本部及第一・第二中隊（三分の一）及吳要塞砲兵聯隊の大隊本部幷に第一中隊成立す、

吳要塞砲兵聯隊の創設

三十一年三月二十四日、歩兵第四十一聯隊乃至第四十四聯隊に軍旗を授與せらる、四月二十四日是より先き廣島に陸軍幼年學校を創設せらるゝや、師團司令部内に其事務を執りしが、校舍の新築落成せしを以て、此日開校の式典を擧ぐ、七月一日吳要塞砲兵聯隊の新兵營を市内比治山の南麓皆實村に建築起工す、同月二十日歩兵第二十一聯隊は廣島を發して濱田の新營兵舍に移轉し、其跡に歩兵第四十一聯隊を移さる、同月二十七日輜重兵第十一大隊は善通寺の新營兵舍に移轉の爲め、宇品港より乘船出發す、八月二十八日廣島軍用水道布設工事竣成したるを以て、通水式を擧げらる、九月一日廣島衞戍線の區域を廣島市及牛田村に變更あり、十月三日陸軍中將男爵乃木希典は第十一師團長に補せらる、是に於て新設の各部隊は全く第五師團長の配下を離るゝに至れり、是より先き藝豫要塞砲兵大隊の新設に着手し、其事務所を師團司令部内に假設せられしが、十一月二十七日宇品の假兵舍（元の停留舍）に移轉せり、十二月一日吳要塞砲兵聯隊は比治山の新營兵舍落成したるを以て之れに移轉す、此日又新設歩兵聯隊の第三大隊・騎兵聯隊の聯隊本部幷に第一、第二、第三中隊の三分一・野砲兵聯隊の第五第七中隊・工兵大隊の第三中隊・輜重兵隊の第二中隊の三分一・吳要塞砲兵聯隊第二第三中隊・藝豫要塞砲兵大隊の第一中隊成立す、是に於て歩兵聯隊・工兵・輜重兵の兩大隊は全く整備するに至れり、十二月二十三日參謀長砲兵大佐小泉正保これに代らる、

陸軍地方幼年學校の開校

歩兵廿一聯隊濱田に移る

軍用水道工事の竣成

三十二年九月十日、吳要塞司令部廳舍の新築を市内皆實村に起工す、九月十二日藝豫要塞砲兵大隊は宇品の假兵舍を發し、同地より乘船して忠海の新兵營に移轉す、十二月一日平時編制を改正せられ、騎兵第五聯隊は少數の人員を除くの外は完成し、野戰砲兵第五聯隊亦其完成を告ぐ、吳要塞砲兵聯隊

北清事變

は聯隊本部・第二大隊本部及第四第五中隊を、蘇豫要塞砲兵大隊は大隊本部及第二中隊を成立す、

三十三年六月清國義和團事變あり、同地に在る我公使館・領事館及び居留民保護として、第五師團に出兵の命あり、歩兵二大隊（一大隊は第十一師團歩兵第十二聯隊より編成）騎兵一中隊・砲兵一大隊・工兵一中隊・輜重兵隊若干を派遣せらる、其月十九日出征部隊は歩兵第十一聯隊の第二大隊を始とし、漸次宇品より乘船渡清の途に上れり、同月二十六日に至り、更に亦師團全部の動員を令せられ、尋で清國に派遣を命せらる、爰に於て陸軍少將別役成美に留守第五師團長兼留守歩兵第九旅團長を命せられ、歩兵大佐三卷弘義に留守歩兵第二十旅團長を命せらる、斯くて渡清部隊は七月五日より順次宇品港より乘船し、清國太沽に向け出發す、是より先き臨時派遣せられたる歩兵大隊は、六月二十三日を以て太沽に上陸し、各國軍と聯合して、七月十三日より天津城の攻撃を開始し、翌十四日全く之れを占領せり、山口師團長は十七日太沽に到着し、翌十八日上陸して塘沽に到り、臨時派遣隊の編成を解きて、師團の戰鬪序列に復し、各國聯合軍と共に八月五日北倉を攻撃して之れを陷れ、續て楊村・通州を攻略し、八月十四日より北京の總攻撃を開始し、十七日を以て北京城内各要所の占領を了れり、是に於て列國軍は會議を開催し、北京城内の占領區域を定め、以て區内の安寧秩序を保持するに努む、是時我軍の占領區域は北京城朝陽門と阜城門とを連ねたる線（皇城を除く）より以北を其守備地域と定め、整理委員を設けて事務所を順天府に開始し、以て區内の安寧秩序を保持したり、然るに九月師團半部は凱旋歸還の命令に接し、十月三日より行動を開始して、漸次内地歸還の途に就けり、而して殘留部隊は各其部署を定めて守備の任に當りしが、翌三十四年六月新に派遣せられたる山根少將の率ゆる駐屯軍と交代し、七月全部歸還するに至れり、

三十五年五月五日、吳要塞司令官陸軍少將伊地知季清は本職を免せられ、陸軍少將稅所篤文これに代る、六月二十一日歩兵第九旅團長陸軍少將眞鍋斌に休職を命せられ、陸軍少將長岡外史これに代る、

三十六年三月三十日、是より先き段原村に新築の吳要塞司令部の廳舍落成せしを以て、此日之れに移轉す、次で五月一日吳要塞司令部を廣島灣要塞司令部と改稱せらる、

廣島灣要塞司令部廳舍落成

明治廿七八年戰役

三十七年三月十七日、山口師團長は陸軍大將に昇任し、軍事參議官に補せられ、陸軍中將上田有澤第五師團長に補せらる、是年日露の大戰あり、四月十九日第五師團に出師の令下り、第二軍の戰鬪序列に入るべきを命せらる、是に於て團下に令して動員を行ひ、五月十日を以て、第五師團下の各隊は悉く廣島に集合し、其月十五日宇品港より漸次乘船して征途に就き、清國張家屯に上陸して、第二軍の戰鬪序列に加り、後又第四軍に編入せられ、得利寺・大石橋・析木城・遼陽・沙河・黑溝臺・奉天等の大戰に參加し、將卒の死傷甚多く、每戰偉功を奏して、屢勅語・令旨を賜はり、三十八年十月平和克復するに及び、十二月二十日より歸還を開始し、漸次廣島に凱旋せり、

臨時招魂祭

三十九年三月臨時招魂祭を西練兵場に行ひ、三十七八年戰役に戰病死せる鵜澤步兵大佐以下三千四百五十名の忠魂を合祀して、空前の盛典を擧ぐ、奧陸軍大將は戰役當時軍司令官たりし緣故に依り、特に此の大祭に臨場せらる、同月二十八日第五師團の師管に屬せる廣島・山口・島根・岡山の四縣連合して、第五師團下の將校幷に吳鎭守府將校の凱旋大歡迎會を本市水主町與樂園に開催し、次で四月廣島市も亦大歡迎會を同園に開催し、頗る盛況を呈せり、四月十六日廣島灣要塞司令官稅所篤文は本職を免せられ、陸軍少將加藤恭久これに代る、此月三十日凱旋大觀兵式を東京に行はるゝや、木越師團長以下各代表隊幷に戰時團下の各部團隊長等は、二十三日出發して之に參列す、日露大戰の後、政府は軍備を擴張し、全國に師團を增設し、第十七師團を岡山市に置くや、師團管區の改正ありて、島根縣下の全部と廣島縣下の一部は第十七師團の管轄に屬し、第十一師團管區の愛媛縣は第五師團の管區となれり、是時步兵第二十一聯隊（濱田）步兵第四十一聯隊（廣島）は第十七師團に、步兵第二十二聯隊（松山）は第五師團の所管に移り、步兵第四十一聯隊を福山に移轉して、更に步兵第七十一聯隊を廣島に新設せらる、是に於て步兵第十一聯隊幷に步兵第二十二聯隊を以て步兵第九旅團を組織し、步兵第四十二聯隊及步兵第七十一聯隊を併せて步兵第二十一旅團を編制するに至れり、

凱旋將校大歡迎會

軍備の擴張

滿洲に駐屯

四十三年十一月三十日、是より先き步兵第九旅團長岡少將は他に轉任し、陸軍少將佐治爲善これに代りしが、是に至りて佐治少將本職を免せられ、陸軍少將川村宗五郎これに代る、

四十四年三月第五師團に南滿洲駐劄師團と交代を命ぜられ、四月上旬各衞

戍地を出發して、滿洲に向ひ、師團司令部は遼陽に、歩兵第九旅團司令部幷に歩兵第十一聯隊は柳樹屯に、歩兵第二十二聯隊は旅順に、歩兵第二十一旅團司令部幷に歩兵第七十一聯隊は鐵嶺に、歩兵第四十二聯隊（第二大隊缺）工兵第五大隊は遼陽に、野戰砲兵第五聯隊は海城に、騎兵第五聯隊は公主嶺に駐屯す、是に於て廣島灣要塞司令官榊原陸軍少將に廣島衞戍司令官を命せらる、四十五年一月歩兵第四十二聯隊本部幷に一大隊は、奉天に移りて駐屯す、九月二十八日廣島灣要塞司令官榊原陸軍少將は由良要塞司令官に轉じ、陸軍少將有田恕これに代る、十二月二十六日歩兵第九旅團長川村陸軍少將は中將に昇任し、第九師團長に補せられ、陸軍少將宮崎吉輝これに代れり、

大正二年四月第五師團は、新に滿洲駐劄を命せられたる第十三師團と交代し、同月八日より駐屯地を出發して、內地に歸還す、八月七日歩兵第二十一旅團長吉田竹次郎は本職を免せられ、陸軍少將佐藤兼毅これに代り、又廣島灣要塞司令官有田恕は重砲兵第二旅團長に補せられ、陸軍少將近野鳩これに代りしが、翌年五月十一日工兵監に轉補し、陸軍少將渡邊岩之助これに代れり、

大正三年八月、歐洲大戰亂の波瀾は東洋に及び、我帝國も亦獨逸帝國に對して宣戰を布告するに至り、第五師團に一部の動員令を下され、獨立攻城重砲兵第三大隊（重砲兵第四聯隊擔任）同重砲兵中隊（藝隊重砲兵大隊擔任）同工兵第一中隊（工兵第五大隊擔任）同第一水上輸卒隊（騎兵第五聯隊擔任）第二水上輸卒隊（野戰砲兵第五聯隊擔任）第三水上輸卒隊（重砲兵第四聯隊擔任）幷に第十碇泊場司令部等を編成し、八月二十四日より廣島を出發征途に上り、青島に渡海して、我青島攻圍軍司令官の隷下に屬せり、爾來奮鬪攻擊の結果、十一月七日敵軍遂に白旗を揚げて開城降伏するに至り、十一月十六日青島守備軍に編入したるものを除き、其他の諸隊は皆凱旋すべきの命に接し、當師團編成の諸隊は十二月二日より漸次宇品港に上陸凱旋す、是に於て渡邊廣島灣要塞司令官は臨時特設部隊の攻城砲兵司令官を解かれ、現職に復歸せり、

第二節　日清戰役

明治二十七年六月、日清兩國の釁端を開くや、同月二日突如第五師團に出師

の命令下り、五日第五師團長陸軍中將野津道貫は管下に對して充員召集の令を發す、是に於て第五師團には非常召集の合圖として號砲を三發し、本市役所にては市内各處に豫備兵召集令を發布せられたる旨を掲示すると同時に、軍用旅舍幷に應召員召集場所の設備に着手し、廣島警察署も亦警鐘を鳴らして非番巡査を召集し、參集の場所・日時等を召集員の各戸に就きて口達せり、是に於て應召者の四方より本市に入り來る者、陸續として絶へず、市中頗る雜閙を極め、市況は頓に活氣を呈せり、然るに這般の事變に際し、地方所々に浮說流言を放ち、諸物價を動搖せしめ、不正の暴利を貪らんとするものあるを慮り、是月二十九日廣島縣は米穀取引所役員幷に仲買人を縣廳に召致して、嚴重に諭示し、其惡弊を未然に防遏するの策を講せり、而して本市は此際傳染病の豫防消毒方法に關し、特に市民に對して懇諭する所ありしが、遂に八月一日本市衞生係出張所を市内二箇所（東部は的場町長安寺、西部は天神町清岸寺）に開設し、市内赤痢病豫防消毒に關し機敏の措置を執らしむることゝせり、此日中濱内務省技師は本市會議事堂に於て市吏員・市會議員・市參事會員等を招集し、赤痢病豫防に關する講演を爲し、且つ從來本市豫防消毒の施設方法に就き

て種々注意を與ふる所あり、是より本市に於ける豫防消毒の方針一新するに至れり、同月十一日、是より先き本市に赤痢患者發生し、漸次蔓延の勢ありしを以て、江波村に避病院を開設せしが、是に至り更に本市の東部なる愛宕町・荒神町等に多數の患者續生したるに依り、東避病院を比治山に增設せり、而して同月十七日より京橋以東の地域に市費を以て大消毒的清潔法の施行に着手し、其月二十七日を以て完了したり、此施行町村は十三箇町村に亘り、戸數は一千六百十四戸、經費八百參拾九圓七拾五錢を要せり、是より先き本市衞生係出張所を東西二箇所に設置したりしも、此月二十二日合併して市内鐵砲町超覺寺内に開設し、九月十四日材木町誓願寺に移轉せり、

八月二十六日名古屋市なる第三師團出征先發部隊初めて本市に來り、九月二日同師團長陸軍中將桂太郎來りて師團司令部を大手町三丁目長沼旅館に設く、是に於て本市は每戸に國旗提燈を掲げ、廣島停車場入口には大國旗を交叉し、夜間は「帝國軍隊萬歲」と記せる大角燈を點じ、其他停車場附近には松明を焚きて、盛に西下の軍隊を迎ふ、本市は之れが準備として、廣島停車場及大手町五丁目幷に宇品港に出張所を設け、吏員出張して旅舍の徵發、軍隊

送迎の事務を取扱ひ、赤十字社廣島支部も亦出張所を宇品及廣島停車場の兩所に設け、社員交〻出張して、軍隊の着發に際し、麥茶を供して出征の將卒を犒ふ、

八月三十一日市長伴資健は廣島市民を代表して天機奉伺書を宮內大臣に奉呈し、又慰問書を在韓國の大鳥公使及陸海軍將校に贈れり、其天機奉伺書の文は左の如し、

廣島縣廣島市長伴資健頓首謹テ白ス、今上皇帝陛下御登極以來化育ニ軫念アラセラレ、國威ヲ四方ニ宣布センコトニ　叡慮ヲ注カセ給フ、臣民服膺奉戴シ　聖恩ニ感泣罷在候、朝鮮ノ事起リ、我國友邦ノ高義大ニ盡ス所アルニ當テ、淸國暴慢無禮ノ擧ニ出テ、遂ニ宣戰ノ　詔勅ヲ下賜セラル、臣等　叡慮ヲ惱マセラルヽヲ畏レ、日夕玉體ノ御上如何ヤト恐惶ノ至ニ堪ズ、資健廣島市民ヲ代表シ、謹テ天機ヲ奉伺候、冀クハ御執奏アランコトヲ、頓首頓首謹テ白ス、

九月五日第一軍司令官陸軍大將山縣有朋は參謀長陸軍少將小川又次以下幕僚を率ゐて本市に來り、軍司令部を大手町三丁目長沼旅館に設く、是より先き本市に來りて市內幷に附近の郡村に宿舍したる第三師團兵は、漸次渡淸の途に上り、八日師團司令部は軍司令官の一行と共に本市を發し、宇品港より乘船して征途に就けり、

是より先き東京に於て大本營を廣島に進ませ給ふ旨を仰出さるゝや、縣は參事官西村益三に準備御用掛長を命じ、奉迎・旅館・大本營の各係に分掌して、其事務に輳掌せしめたり、九月十三日明治天皇宮城を御發輦あらせられ、同月十五日午後五時二十分廣島驛に御着輦、直に舊城內なる行在所に入らせ玉ふ、當時大本營附諸大官にして本市に宿泊せしものを揭ぐれば、左の如し、

廣島大本營宿泊割

名稱	將官及相當官 親任 勅任	佐尉官 奏任	下士及屬 判任	諸卒及 省丁并小使	町名	宿主姓名
大本營					廣島城內	師團司令部
侍從武官	一	四	一		三川町	吉田久吉
軍事內局		四		二	鹽屋町	瀧村マキ

參謀總長	一	一	二		大手町三丁目	長沼鷲藏
川上中將	一				同町	吉川金藏
樺山中將	一				同町	長沼鷲藏
陸軍參謀		五	二		同町	神保啓
海軍參謀		五	二		同町	長沼鷲藏
陸軍副官		三	二		同町	吉川金藏
管理部		三	二		同町	同
海軍副官		二	二		同町	長沼鷲藏
兵站總監部		五	四		同町	中野万兵衛 後吉川金藏方ニ轉ズ
運輸通信長官部	一	二	二		鳥屋町	溝口善吉 後吉川金藏方ニ轉ズ
鐵道船舶輸送委員		二	三		同町	同
野戰高等電信部		二	一		同町	同
同高等郵便部		一	二		同町	同
同監督長官部	一	二	二		塚本町	海塚新八 後溝口善吉方ニ轉ズ
同衛生長官部	一	二	二		河原町	淺野哲吉 後溝口善吉方ニ轉ズ

大本營附		一	若干		大手町三丁目	吉川金藏
總理大臣	一	六	一〇		同四丁目	三好貞四郎
陸軍大臣	一	三	二		天神町	明輝樓 名木庄七控家
海軍大臣	一	三	二		河原町	洗心樓 八幡シウ 後名木庄七方ニ轉ズ
宮內大臣	一	一	一		細工町	天野淸七
侍從長	一	一	一		播磨屋町	濱田治兵衛
侍從		八	三	二	東魚屋町	高橋靜次郎
侍醫		三	一	一	同町	熊谷幸兵衛
內事課長		一	三	一	紙屋町	永田惣兵衛
主馬寮		一	五	一五	大手町四丁目	高岡ヨシ
大膳職			七	九	同町	安田良吉
內匠寮			二	七	同町	都野品助
主殿寮			一〇	一〇	同町	村上文次郎
調度局			三	一〇	同町	坪井ヤス
內藏寮					大手町五丁目	光照義仙

憲兵	
衞兵（歩兵 / 騎兵）	
輜重兵	
砲兵第五聯隊兵營	
同	
同	
同	

翌十六日野津第五師團長より平壤陷落を大本營に報ずるや、市民は毎戸に國旗・毬燈を掲げて、祝捷の誠衷を表し、翌二十日本市長・助役・市部縣會議員・市會議員・市參事會員等は發起して戰勝大祝宴會を水主町與樂園内に開催す、此日官民の來會するもの無慮二千五百餘名、頗る盛況を極めたり、二十四日東京より第一師團兵初めて本市に來着し、是より同師團の各隊陸續來りて本市幷に附近の郡村に宿舍し、師團長陸軍中將山地元治は二十八日を以て着到し、師團司令部を堀川町吉田久吉の宅に設く、此日舊藩主侯爵淺野長勳より金五千圓を廣島縣舊藝州藩領内に於ける臨時召集兵員の家族に贈與せられ、其分配方を廣島縣に委託せらる、知事は其篤志に感激し、直に郡市長に命じて分配贈與の手續を爲せり、十月五日戒嚴令を實施せられ、本市の全

部及宇品を以て臨戰地境と定め、即日より之れを實施せらる、留守第五師團長其司令官たり、是れ戒嚴令の發布以來其實施の嚆矢なりとす、

是より先き九月二十二日臨時帝國議會を廣島に召集するの詔勅を下し玉ふや、妻木内務技師の設計に依り、九月二十七日より本市西練兵場に假議事堂建築に着手し、十月十四日其工を竣へたり、是に於て貴衆兩院議員の本市に入るもの陸續として絶へず、本市は大手町二丁目米綿取引所内に貴衆兩院議員宿舍係出張所を開設し、宿舍の割當を取扱へり、斯くて其月十八日明治天皇は貴族院に親臨して、開院の式を擧げさせ給ひ、優渥なる勅語を賜ふや、貴衆兩院議長は大本營に參内して、奉答文を奉呈し、次で政府提出の征清軍費歲入歲出豫算案を滿場一致にて可決し、二十二日閉院式を擧行せらる、第二師團亦出師の令を受け、十一月四日同師團長佐久間中將は山口少將以下の士卒を率ゐて來り、師團司令部を堀川町吉田久吉の宅に設けり、

開戰以來、各師團の軍旅を初め一般士民の四方より本市に蝟集するもの益、多きを加ふるに至るや、縣は風紀取締の爲めに、十一月十七日令を發して宿屋・貸座敷・料理屋・飲食店に婦女を雇入れんとする時は、警察官署の認可を受

けしめ、而して本令は本市幷に安藝郡吳・同郡仁保島村の內宇品島に限り之れを適用せしめらる、十一月二十四日旅順陷落の報到るや、市民は例に依て祝捷の赤誠を表し、十二月一日關本縣書記官・奧宮檢事正・伴市長・山內縣會議長等發起して官民共同旅順口大捷祝宴會を水主町與樂園に開き、有栖川參謀總長宮の台臨を仰ぎ、伊藤・西鄕・土方の各大臣を始め、文武高等官・縣會議員・市會議員・有志者等參會するもの八百餘名あり、十二月十四日縣令を以て本市諸川及宇品港の通船營業取締規則を制定し、其取締を嚴にせり、

斯くて二十七年は去り更に二十八年の新正を迎ることゝなりしが、軍國の際なればとて、宮中新年の儀式は總て行はせられざる旨仰出さるゝを以て市中は門飾及び廻禮等を廢し、只軒頭に旭旗・毬燈を掲げて稼業を休み、靜肅に新春を迎へたり、

前年十一月本市に來りて駐在久しきに渉りたる第二師團兵は、本市を發して渡淸することゝなるや、一月十日師團長佐久間中將は山口步兵第三旅團長と共に宇品港を發して征途に上れり、

二月十七日威海衞の敵艦は我軍海陸の攻擊に堪へ得ずして遂に降伏し、淸國の北洋艦隊殲滅の快報大本營に達するや、市民は例に依つて祝捷の意を表し、二十二日桐原恒三郎・森川脩藏・伴資健等四十二名發起して威海衞陷落の大祝宴會を水主町與樂園內に開催し、官民の來會するもの千百餘名、舊藩主淺野侯爵も亦參會せらる、

其月二十四日天台・曹洞臨濟・日蓮・同妙滿寺派・眞言・融通念佛の各宗管長等相謀りて、戰病死者追弔大法會を本市比治山陸軍墓地に執行す、此日參拜するもの文武高等官・同夫人・第五師團下の戰病歿者遺族・學校生徒等、萬を數ふ、三月三日聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は、旗艦松島に搭乘して、宇品港に着す、小松參謀總長宮・小松若宮・山階宮を始め奉り、西鄕・山縣の兩大將、樺山・川上・岡澤の三中將、寺內・土屋の二中將、其他文武高等官・縣市會議員・學校生徒等これを宇品埠頭に迎ふ、此日捕獲の濟遠・平遠・廣丙の三艦も亦宇品に到着し、濟遠は翌四日に、平遠・廣丙は五日に各皇禮砲二十一發の發射を行ふ、是れ新に帝國軍艦の籍に列したる典例なりと云ふ、

三月六日宮崎縣知事千田貞曉は、汽船佐渡川丸に搭して宇品に來る、縣官・市吏員・同進社員・其他有志者等出でゝ之れを灣頭に迎へ、市民は大に宇品築港

の功勞を追懷して、歡迎の意を表し、官民有志者相謀りて之れを米綿取引所の樓上に饗す、翌七日鍋島縣知事を初め在廣諸官衙の長官等發起して、聯合艦隊司令長官伊東海軍中將の一行を河原町洗心樓に招きて歡迎會を開き、河原大阪商船會社長斡旋して、來廣中の東京力士大戸平・大碇の一行を招きて角抵の技を演せしめ、大に會の餘興を添ふ、十日安藝國眞宗本派各寺院信徒等發起して征清軍戰死者追悼大法會を本市東練兵場に執行す、參拜するもの陸海軍將士卒有志者等數千名あり、土方宮內大臣・石黑軍醫總監・野田野戰監督長官・土屋陸軍少將・鍋島本縣知事・野崎檢事長・伴市長等亦參拜す、

是より先き皇后陛下本市に行啓を仰出さるゝや、縣は吏員に行啓御用掛を命じ、諸般の準備をなさしめしが、三月十七日宮城御出門、十九日午後五時五十六分廣島驛に御着輦、直に舊城內行在所に入らせ玉ふ、此日清國の媾和全權大臣李鴻章馬關に來り、二十一日より我全權辨理大臣と媾和談判を開始せしが、二十四日使節李鴻章の談判所なる春帆樓より旅館引接寺に歸るの途次、凶漢小山豐太郎の爲めに狙擊せらる、翌二十五日本市長伴資健は市民を代表して、森川縣會市部會議長は同會を、桐原商業會議所會頭は同會議所を代表して、見舞又は慰問の電報を發送せり、

是より先き三月四日近衞師團は輸送を開始して諸隊廣島に入り來り、宿舍に就きたりしが、二十七日師團長北白川宮は參謀長鮫島工兵大佐參謀緒方步兵中佐等を隨へられ、來りて塚本町松本清助の宅に師團司令部を置かせ玉ふ、三十一日神宮敎清國特派布敎使權大敎正甲斐一彥・中敎正塚田菅彥・權中敎正山口透發起して軍神祭を本市練兵場に執行す、小松・北白川兩宮の御代參として鮫島近衞師團參謀長參拜し、土方宮內大臣・鍋島縣知事・奧山控訴院長・其他文武高等官・學校職員・縣市會議員・市吏員等亦參拜せり、大阪の第四師團亦出師の命を受け、二月二十四日先發隊の着廣を始とし、爾來諸隊は相踵で本市に入り來りしが、三月三十一日同師團長山澤中將は參謀長原口步兵大佐・參謀年田步兵少佐等を隨へ來りて、司令部を堀川町吉田久吉方に設置す、此時第四師團は研屋町筋袋町より西塔川以東の地域に宿舍し、近衞師團は其以西に宿舍したりしが、開戰以來二箇師團の一時に本市に宿營せしは是時を以て始とし、市中最も雜閙を極めたり、

四月四日寺內運輸通信長官・石黑衞生長官・野田野戰監督長官等、宇品碇泊の

各御用船を巡視す、當時港内碇泊の御用船は大小併せて六十四艘あり、客年六月日韓交渉の事件起り、第五師團出師の時、郵船會社に二三の御用船を命せられたるに過ぎざりしが、尋で日清開戰となるや、大阪商船會社其他の船舶續々御用船を命せられ、宇品港に出入するもの其數幾十艘なるを知らず、而して灣内常に輻輳するもの亦少なからずと雖も、其最も多く碇泊したるは是日なりしと云ふ、

四月六日本市各官衙の高等官發起して、征清大總督小松大將宮を始め奉り督府隷屬の諸官奉送の宴を眞蒐春和園（今の廣島市公會堂）に開催す、來會者賓主併て二百餘名、北白川近衞師團長の宮も亦台臨あらせられたり、八日本市の有志者六十餘名は本市に宿營中なる近衞第四の兩師團幷に大本營附の本縣出身軍人の送別會を水主町縣會議事堂に開き、來賓は中尾海軍少佐以下二百五十餘名なりき、

是より先き本市に御滯在中なりし北白川近衞師團長宮は鮫島參謀長・久松副官を隨へられ、十日宇品港に向はせられ御乘船、十一日征途に上らせらる、山縣陸軍大將・松方大藏大臣・土方宮内大臣・其他文武の諸官、之れを宇品埠頭に奉送す、十一日關本縣書記官・西村參事官幷に各郡市長等發起して、軍人及軍隊を優遇し、尚武の氣象を振作する爲め、廣島縣尚武會を創立し、本會を廣島市に、支會を各郡に設置す、其會則左の如し、

廣島縣尚武會規則

第一條　本會ハ軍人及軍隊ヲ優遇シ、尚武ノ義氣ヲ振作スルヲ以テ目的トス、

第二條　本會ノ目的ヲ達スル爲メニ要スル費用ハ會員及有志者ノ醵金ヲ以テ支辨ス、

第三條　會員ヲ分チテ左ノ四種トス、

通常會員　終身會員　特別會員　名譽會員

第四條　年齡十七歳ヨリ四十歳マデノ男子ヲ通常會員トシ、年々金參錢以上ヲ納ムルモノトス、

但、陸海軍現役豫備後備ノ兵籍ニ在ルモノハ出金セザルモ會員トス、

前項以外ノモノト雖モ、二十四年間年々金參錢以上ヲ納ムルモノヲ又通常會員トス、

第五條　通常會員ニシテ納金年期ノ滿チタルモノハ、及通常會員ナルト否トヲ問ハズ一時金五拾錢以上ヲ納メタルモノヲ終身會員トシ、壹圓五拾錢以上納メタルモノヲ特別會員トシ、參圓以上ヲ納メタルモノヲ名譽會員トス、特別會員及名譽會員ハ本會定ムル所ノ徽章ヲ贈與ス、

第六條　本會ノ趣旨ヲ贊成シ一時金圓ヲ義捐シ、其額會員タルニ至ラザルモノハ、別ニ其名ヲ簿籍ニ存シ、其厚意ヲ謝スルモノトス、

第七條　本會ヲ廣島ニ置キ、支會ヲ各部市役所所在地ニ置ク、

第八條　本會及支會ニ左ノ職員ヲ置ク、

本會

會長　一名　副會長　二名　幹事　若干名

支會

支會長　一名　支會幹事　若干名　理事長　每町村廣島市ニ一名　理事若干名

第九條　會長・副會長ハ名譽會員之ヲ推薦シ、其他ノ職員ハ會長ヨリ之ヲ囑托ス、

第十條　會長ハ本會ヲ總理ス、

副會長ハ會長ヲ補佐ス、

支會長ハ醵金ノ收出、其他部內一切ノ事務ヲ統督ス、

幹事ハ會長、支會幹事ハ支會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス、

理事長廣島市內理事ハ其町村內ニ於テ醵金ヲ募集シ、賞金及祭資料等ノ傳達ヲ掌ル、

理事ハ理事長ヲ補佐ス、

第十一條　本會ハ商議員十名ヲ置ク、會長之ヲ囑托ス、商議員ハ重要事件ヲ評議スルモノトス、

第十二條　醵金ハ其一部ヲ本會ニ納メ、其殘部ヲ支會ノ資金ニ充ツルモノトス、

前項醵金ヲ本會ニ納ムベキ額ヲ定ムル率ハ前年ノ現役徵集人員ニ依ル、

第十三條　陸海軍兵卒ニシテ現役一年志願兵及在營一箇年現役ニ滿タサルモノヲ除ク禁錮以上ノ處分ヲ受ケタルモノヲ除ク歸期歸鄉ノ際、金圓若クハ物品ヲ贈與ス、其贈與ノ金額品目ハ別ニ之ヲ定ム、

一、勳等ニ叙セラレタルモノ、

二、現役下士ニ任セラレタルモノ、

三、陸軍ニ在テハ豫備役下士ニ任セラレタルモノ、海軍ニ在テハ一等卒ニシテ下士ニ進級シ得ベキ證書ヲ所持スルモノ、

四、陸軍ニ在テハ下士適任證書ヲ得タルモノ、海軍ニ在テハ一等卒ニ進ミタルモノ、

五、陸軍ニ在テハ上等兵ニ進ミタルモノ及善行證書ヲ得タルモノ、海軍ニ在テハ善行證ヲ得タルモノ、

六、前諸項ニ當ラザルモノ、

前二種以上ニ該當スルモノハ、其優等ナル一方ニ依ル、

第十四條　陸海軍下士卒ニシテ公務ノ爲メ又ハ在營經中病ニ罹リ死去シタルモノハ、其遺族ニ祭資料ヲ贈與スルモノトス、

第十五條　戰時事變ニ際シテハ、左ノ事項ヲ施行スルモノトス、

一、從軍兵ノ家族ニシテ貧困ナルモノヲ扶持スル事、

二、凱旋歸鄉者ヲ優待スル事、

三、戰死若クハ從軍病死者ヲ弔フ事、

第十六條　支會ニ於テハ部内ニ關スル左ノ事項ヲ施行スルモノトス、其方法ハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ、

一、簡閱點呼應召者及兵事集談會參會兵員ヲ優待ノ事、

二、演習行軍ノ際軍隊優待ノ事、

三、現役兵家族貧困者扶持ノ事、

第十七條　醵金ノ收入支出ハ支會長ニ於テ毎年三月決算ノ上之ヲ本會ニ報告スルモノトス、本會モ亦其收支ヲ同日ニ各支會ニ報告スルモノトス、

第十八條　會長及支會長ハ、決算ノ上、剩餘アルトキハ、便宜增殖利潤ノ方法ヲ設クベシ、

附　則

第十九條　本則第十五條ハ、當分ノ内、支會限リ之ヲ施行スルモノトス、

但、同條第一項ハ、他ニ其方法ヲ行ハレ居ル郡市ニ在テハ、之ヲ施行セザルコトヲ得、

此日參謀總長小松宮は、征清大總督として幕僚を率ゐ征途に上らせ玉ふ、在廣の文武諸官は之を宇品港に奉送す、

先きに我帝國の講和全權大臣として馬關に赴きたる伊藤・陸奥の兩大臣の一行は、十八日馬關より宇品に歸着す、市民は大に之れを歡迎す、德大寺侍從長・黒田樞密院議長・西鄉海軍大臣・山縣陸軍大臣・土方宮内大臣・松方大藏大臣・其他文武の諸官これを宇品港に迎へ、次で二十日伴市長は鍋島縣知事・奥山控訴院長・長崎檢事長・奥山檢事正・關書記官・寺田警部長・西村參事官等と共に發起して、兩全權大臣の大歡迎會を水主町與樂園内に開催す、在廣文武の諸官幷に本市有志者の來會するもの六百餘名なりき、

是月二十一日、日清兩國の平和克復に就き詔勅を下し給ひ、次で二十二日大本營を京都に移させ給ふ旨を仰出さるゝや、皇后陛下は二十六日午前七時行在所御出門、廣島驛に御着輦、七時三十五分御發輦京都に向はせ給ひ、翌二十七日大元帥陛下亦午前七時大本營御出門、廣島驛に御着輦、七時三十五分御發輦京都に向はせ給ひたり、大轟を本市に進ませ玉ひし時より供奉して本市に在りたる文武の諸大官亦鳳輦に供奉して本市を去り、同時に本市に設置しありし内閣出張所・大藏省出張所・陸軍出張所も亦撤せらる、

五月十三日講和條約は公布せられ、勅詔を下し給ふや、十九日市長伴資健外三十一名は發起して、平和條約祝宴會を水主町與樂園に開催し、二十日市長は市民を代表して、陛下に頌德書を奉呈せんが爲め京都に向ふ、頌德書の全文左の如し、

朝鮮我國ノ高義ニ感泣恩ヲ謝シ政ヲ改メ以テ獨立ノ實ヲ表シ、清國又我國ノ正理ニ順ヒ地ヲ献シ資ヲ進メ、以テ和睦ヲ請求ス、天皇陛下仁ニシテ慈、其前非ヲ悔ヒ其誠ヲ致スヲ愍ミ、茲ニ之ヲ許シ平和ヲ回復シ玉フ、是ニ於テ國光益〻加リテ國勢益〻盛ナリ、誠ニ皇威ノ及フ所、世界萬國悉ク悅服ス、廣島市民恭クモ曾テ親シク大蠹ノ下ニアリ、歡欣抃舞踴躍自ラ禁スルコト能ハサルナリ、又遼東半島ヲ返シ玉フノ詔勅ヲ拜スルヤ、義ヲ以テ始メテ義ヲ以テ終リ玉フ、交戰ノ理由愈〻以テ天下ニ炳焉タリ、維義以テ加フルモノナシ、聖德ノ大ナルコト天ト齊シ、宜哉連戰連勝向フ所敵ナキコト、爰ニ盛事ヲ頌贊シ奉リ、併セテ聖壽無疆ヲ祝シ奉ル、

右廣島市民カ誠悃徹意ノ在ル所ヲ表シ、以テ之ヲ奉ル、恐懼々々、愼ミ謹ンデ執奏ノ榮ヲ賜ハンコトヲ請フ、

五月二十二日鍋島本縣知事は廣島市に對し防疫消毒方につき、特に左記大要の諭告を發せり、

本市に於て三月二十日初めて虎列刺病の發してより以來、本月二十日まで同患者の數百十二名を算し、殊に兩三日前よりは患者頓に增發して百十餘名を出すに至れり、時季溫暑の候に向ひ、如斯病勢の增進は實に憂慮に堪へざる所にして、今や日清の平和は克復して、外征軍隊の凱旋も亦將に近きにあらんとす、國民たるもの義として之れを歡迎優待し其勞に酬ひざるべからず、然るに此の時に當り歸來の軍士をして無形の敵に接せしめ、其ゐを安んぜしめざるは實に一大恨事にして、速に之を撲滅掃蕩せざるべからざるなり、防疫消毒に就ては當廳を始め市役所に於ても夙に夫々手當を爲し、其筋に於ても特に國費を以て本市及宇品港に消毒的清潔法を施行しつゝあり、隣防の事、元より公共の施設と各自の自衛と相待つて遺策なきにあらざれば、其効果は收め難し、故に此際特に各自に於ても充分の戒愼を加へ、自衛の道を講じて、敢て緩慢に付するが如きことあるべからざるなり、

是日第一師團の先發部隊將校以下三百餘名初めて宇品港に凱旋し、是より同師團の諸隊は續々宇品に凱旋して本市に宿舍し、更に廣島驛より歸國の途に上りたり、

客年七月陸軍恤兵部を設置し、寄贈品及献金の事を取扱ひたりしが、是月三

十一日限り受領せられざる事となれり、而して其間本市に於ける献金及贈品の數量を掲ぐれば、概ね左の如し、

献金額	寄贈品目	數量	價額
八四二、九五〇円	草鞋	一一、〇六〇足	八四、一八六円
	白木綿	三〇反	九、九〇〇
	手拭	二、六〇〇筋	九八、五〇〇
	御饌	一〇、〇〇〇箇	不詳
	清酒	一二五樽	九二七、六四四
	三角繃帶	五〇〇個	二五、〇〇〇
	齒磨	二、〇〇〇袋	四〇、〇〇〇
	塵紙	一二〇〜	七二、〇〇〇
	梅干	三樽	一〇、五〇〇
	防寒用袋、眞綿	四八貫	八三七、六二六
計 八四二、九五〇			二、一〇四、四五六

是月十五日より本市内有病地及不潔の場所に國費を以て第二回の消毒的清潔法を施行す其戸數五千三百六十八戸なり、二十日本市幷に宇品の戒嚴令を解かる、是に於て宇品町・尾長村・大須賀村・寺町・川添村・東白島に設置したる檢問所を撤し、同時に京橋川・元安川・本川・一本木の鼻・宇品島に於て施行せし船舶の檢査を廢止せらる、

六月二十三日第三師團長桂陸軍中將は歩兵第五旅團長大迫少將・參謀長木越歩兵大佐・歩兵第六聯隊長塚本歩兵大佐等と共に宇品に凱旋す、是れより同師團の諸隊亦續々として本市に歸着し、鐵路歸團の途に上れり、

七月十日第五師團長奥陸軍中將は歩兵第九旅團長大島少將・歩兵第十一聯隊長西島大佐等と共に宇品に凱旋す、是より先き第五師團凱旋の報本市に傳はるや、市長伴資建は市民の歡迎方法につき各町村總代に詳示する所あり、是日早曉市内の各戸は國旗を掲げ、提燈を懸けて、歡迎の意を表し、留守部隊の將校・縣官・市吏員・縣會議員・市會議員・赤十字社員等は宇品海岸通陸軍兵站部域内に、市内各學校生徒は沿道に整列して之れを迎へ、出雲・石見・隱岐・備中・備後・安藝・周防・長門の八箇國の有志者は假凱旋門を御幸通に建設して、歡迎の意を表す、門の高さは六間、幅六間、横幅二間にして、杉皮を以て之れを表

裝せり、是より師團の各隊相踵ぎて宇品に歸着し、八月一日を以て全部凱旋す、

開戰以來廣島縣知事は從軍者の家族救護に關し、屢〻管下の郡市長に訓諭する所あり、是を以て本市は豫後備兵家族救恤規則を定めて、其困窮者を扶助せしもの四十六戸、金額は參百四拾六圓拾八錢四厘、慰問として家族へ贈りし戸數二十五、金額百九圓貳拾五錢なりき、

豫備後備兵家族救恤規則

第一條　豫備・後備兵家族救恤規則ヲ定ム、

第二條　救恤ノ科目ハ食費・藥餌費・送葬費ノ三種トス、

第三條　本則ノ救恤ハ豫備・後備兵出師中其家族ノ貧困ナルモノニ給ス、

第四條　本則ノ救恤ハ本市住民ニシテ現在住居スル豫備・後備兵ノ家族ニ限ル、

第五條　本則ノ救恤ハ本人ノ請求又ハ隣祐ノ申告ニヨリ市參事會ニ於テ相當ト認ムル者ニ限ル、

第六條　第二條ノ全部ヲ給シ又ハ一部ヲ給スルハ總テ市參事會ノ認定ニ依ル、

第七條　救恤額、左ノ如シ、

但、食費ハ中米相場ニ依ル、

一食費　男一日米五合代以内、女一日米四合代以内、七十年以上十年未滿ハ男女一日米三合代以内、

一藥餌　醫師ノ定ムル所ニ依ル、

一送葬費　一人金貳圓以内、

第八條　此救恤ハ後日本人ノ望ニ依リ返還スルコトヲ得、

第九條　本則ニ依リ救恤ヲ受クルモノハ市制第七條中公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル者ノ例ニ依ラズ

○

着年月日 發年月日	官職名人名	宿泊	備考
廿七年六月九日 同年同月十日	參謀本部編纂課長 福島歩兵中佐（安正）	大手町 野津子爵邸	仁川へ出發
廿七年六月十八日 同年同月十九日	歩兵第十旅團長 立見陸軍少將	同町 吉川旅館	任地松山へ
廿七年六月二十日 廿八年一月卅一日	第五師團留守第九旅團長 山澤陸軍少將	鳥屋町 溝口旅館	六月十八日留守第五師團長事務取扱兼任、二十八年一月廿八日第四師團長（中將）トナリ、任地大阪へ
廿七年六月廿二日 同年十二月廿五日	士官候補生 梨本宮守正王殿下	三川町 御止宿所	第五師團歩兵第十一聯隊へ御入隊、二十八年ヨリ士官學校へ
廿七年七月九日 同年同月十日	栗野外務省政務局長	大手町 吉川旅館	朝鮮ヨリ歸京ノ途次
廿七年七月廿一日 同年同月廿二日	高島陸軍中將	同町 野津子爵邸	神戸へ
廿七年七月廿九日 同年八月三日	内務省衛生試驗所長 中濱内務技師	同町 長沼旅館	赤痢病豫防幷ニ病狀視察、横濱へ

廿七年七月卅一日	大沼陸軍少將（淺）	同町吉川旅館
同年同月同日		
廿七年八月二日	歩兵第十旅團長立見陸軍少將外將校十一名	同上
同年同月十三日		
廿七年八月廿一日	本派本願寺法主大谷光尊	同上
同年同月廿五日	同執行長大洲鐵然	渡韓軍人ノ爲メ親教、廿五日吳ニ至リ二十七日熊本ヘ
廿七年八月廿六日	第三師團歩兵第十八聯隊長（豐橋）佐藤歩兵大佐（正）	
同年八月廿七日	同聯隊第一第二兩大隊	同上（聯隊本部）
廿七年八月三十日	第三師團歩兵第五旅團長大迫陸軍少將（尙敏）	天神町名木庄七方（司令部）
同年九月三日		
廿七年九月二日	第三師團長桂陸軍中將	大手町三丁目（第一軍司令部）
同年同月八日		
	騎兵大尉閑院宮載仁親王殿下	同四丁目村上文次郎方（管理部）
	第一軍司令官山縣陸軍大將	八月二十三日第一軍司令官ニ任セラル
	第一軍參謀長小川陸軍少將	同町三好貞四郎方（砲兵部）同日第一軍參謀長ニ任セラル
廿七年九月五日	黑田陸軍少將（久孝）	同町川妻佳一方（監督部）
同年同月八日	盧谷陸軍少將	同町高岡ヨシ方（工兵部）
	石坂軍醫總監（惟寬）	同町松山廣居方（軍醫部）
	諸將校四十餘名	同町福井常助方（糧餉部）

廿七年九月五日	歩兵第八旅團長（姫路）福原陸軍少將（豐功）	大手町吉川旅館
同年同月同日		
廿七年九月七日	第六旅團長大島陸軍少將（久直）	横町天野清助方
同年同月八日		
廿七年九月八日	堀河侍從	鳥屋町濱口方
同年同月九日	股野內事課長	
廿七年九月十四日	舊廣島藩主淺野侯爵	上流川町泉邸
同年十一月廿一日	同家令中野靜衞外數名	
廿七年九月十四日	舊福山藩主阿部伯爵	
同年同月十七日		
廿七年九月十五日	大　纛	
廿八年四月廿七日		
廿七年九月十五日	參謀總長有栖川宮熾仁親王殿下	大手町三丁目長沼鑿藏方
廿八年一月二日		
廿七年九月十五日	德大寺侍從長	播磨屋町濵田治兵衞方
廿八年一月十六日		
廿七年九月十五日	大山陸軍大臣	天神町明輝樓名木庄七控家
同年十月十六日		
廿七年九月十五日	西鄕海軍大臣	河原町洗心樓八幡シウ方後名本庄七方
同年十二月十三日		
廿七年九月十五日	土方宮內大臣	細工町天野清七方
廿八年一月十六日		
廿七年九月十五日	川上參謀次長	大手町三丁目吉川金藏方
廿八年四月六日		
廿七年九月十五日	岡澤侍從武官	堀川町吉田久吉方
廿八年四月廿七日		

	大本營廣島城內）	
	大手町三丁目長沼鑿藏方	御病氣御靜養ノ爲メ舞子ヘ
	播磨屋町濵田治兵衞方	舞子ヘ
	天神町明輝樓名木庄七控家	第二軍司令官トシテ一行ヲ率ヒ出征
	河原町洗心樓八幡シウ方後名本庄七方	十月三日海軍大將ニ親任同九日陸軍大臣兼任兒玉陸軍次官ト共ニ馬關ヘ
	細工町天野清七方	舞子ヘ
	大手町三丁目吉川金藏方	馬關ヘ
	堀川町吉田久吉方	

廿七年九月十五日	野田野戰監督長官	塚本町海塚新八方	
同　年十一月十三日		後溝口善吉方	
廿七年九月十五日	石黒野戰衛生長官	吉島村淺野哲吉方	
同　年十月廿六日		後溝口善吉方	
廿七年　九月十五日	米田侍從	東魚屋町	
		高橋靜太郎方	
廿七年九月十五日	殿野宮內省內事課長	研屋町	
廿八年　二月十八日		永田惣兵衛方	
廿七年九月十五日	山口主殿頭	大手町四丁目	
廿八年一月十二日		村上文次郎方	
廿七年九月十五日	池田侍醫局長	立町	
廿八年一月　六日		熊谷幸兵衛方	
廿七年九月十五日	堀河侍從		
同　年十二月卅一日			
廿七年九月十五日	北條侍從	東魚屋町	
同　年十二月十二日		高橋靜太郎方	
廿七年九月十五日	綾小路侍從		
廿八年　四月廿七日			
廿七年九月十五日	廣幡侍從試補	大手町四丁目	
廿八年　一月十九日		高岡ヨシ方	
廿七年九月十五日	日野西侍從試補	同町	
廿八年　四月廿七日		安田艮吉方外四ヶ所	
廿七年　九月十五日	目賀田調馬師	同	
廿八年　四月廿七日	內藏調度內匠大膳主殿ノ各寮屬	安田艮吉方	
廿七年九月十五日	久米井大膳部長	京都へ	
廿八年　四月廿一日			
廿七年　九月十五日	西園寺侯爵	堺町	

同　年同月十七日	田中式部官（建三郎）	三宅泰介方	
廿七年九月十七日	大本營運輸通信長官部長	鳥屋町溝口善吉方	馬關へ
同　年十二月廿三日	寺內陸軍少將	後吉川金藏方	
廿七年九月十八日	伊藤內閣總理大臣	大手町四丁目	陸奥外務大臣ト共ニ歸京
同　年十二月十二日		三好貞四郎方	神戸へ
廿七年九月十八日	伊東內閣書記官長	大手町八丁目	
同　年十二月廿八日		竹內茂助別宅	
廿七年九月十八日	松尾大藏主計局長	水主町	
同　年十月卅一日		淺野哲吉方	
廿七年九月二十日	監軍部騎兵監	山口町	馬關ヨリノ歸途立寄リ
同　年同月廿一日	佐野陸軍少將	米田豐助方	歸京
廿七年　九月廿二日	陸奥外務大臣	塚本町	帝國議事堂設置ノ爲メ
同　年同月廿八日	末松法制局長官	森川脩藏方	
廿七年　九月廿二日	渡邊大藏大臣	同町	御召ニ依リ來廣
同　年同月廿九日	阪谷主計官	海塚新八方	戰況視察ノ爲メ渡韓
廿七年九月廿三日	申根貴族院書記官長	同町	議場設計ノ爲メ
同　年同月廿八日		松本清助方	
廿七年九月廿三日	水野衆議院書記官長	堺町	
同　年同月三十日		瀨戸嘉助方	
廿七年九月廿五日	樞密顧問官	魚屋町	
同　年十月　六日	川村海軍中將（純義）	泉族館	
廿七年　九月廿五日	侍從職幹事		
同　年同月廿九日	岩倉公爵		
廿七年九月廿五日	妻木內務省技師（賴黃）		
同　年十月廿四日	同技手大迫貞介外二名		

廿七年九月廿六日	第一旅團長	
同年十月十七日	乃木陸軍少將	
廿七年九月廿七日	樺山海軍々令部長	
廿八年一月十六日		
廿七年九月廿八日	第一師團長	
同年十月十六日	山地陸軍中將（元治）	
廿七年十月一日	第二旅團長	
同年同月十八日	西陸軍少將	
廿七年十月二日	樞密院副議長	
同年同月五日	東久世伯爵	
廿七年十月二日	樞密顧問官兼賞勳局	
同年同月四日	總裁西園寺公爵	
廿七年十月三日	海軍大將	**小松宮依仁親王殿下**
同年同月六日		
廿七年十月三日	日本赤十字社長	
同年同月八日	佐野子爵	
廿七年十月三日	松方伯爵	
同年同月四日		
廿七年十月四日		**有栖川宮威仁親王殿下**
同年十一月二十日		
廿七年十月四日	申根貴族院書記官長	
同年同月廿五日		
廿七年十月五日	鳥尾陸軍中將	
同年同月八日		
廿七年十月六日	黑田遞信大臣	
廿七年十月六日	加藤外務省政務局長	
同年同月十日		
廿七年十月七日	渡邊大藏大臣	

天神町	征途ニ上ル	
山中國藏方		
大手町三丁目	舞子ヘ	
長沼鑑藏方		
堀川町	征途ニ上ル	
吉田久吉方		
	同上	
東引御堂町	歸京	
野上豐吉方		
立町	十月三日	
熊谷幸兵衛方	文部大臣ニ親任	
塚本町	御渡韓	
森川儀藏方		
下流川町	佐世保海軍病院傷病者慰問	
奥宮檢事正官舍內		
大須賀村	歸京	
石井方		
平塚町	佐伯海軍大尉ヲ隨ヘ御渡清	
長沼鑑藏別莊		
塚本町	歸京	
海塚新八方		
鳥屋町	御召ニ依リ來廣	
溝口旅館	軍事視察ノ爲メ戰地ヘ	
大手町		
三好旅館		
立町	歸京	
熊谷幸兵衛方		
塚本町		

同年同月廿四日	阪谷大藏省主計官	
廿七年十月八日	井上內務大臣	
同年同月十五日		
廿七年十月八日	水野衆議院書記官長	
同年同月廿五日		
廿七年十月十一日	賞勳局副總裁	
同年十二月十九日	大給子爵	
廿七年十月十二日	兒玉陸軍次官	
同年同月廿四日		
廿七年十月十三日	芳川司法大臣	
同年同月廿五日		
廿七年十月十三日	佐野赤十字社長	
同年同月廿三日		
廿七年十月十四日	田尻大藏次官	
同年同月廿四日	野村樞密顧問官	
廿七年十月十四日	末松法制局長官	
同年同月廿七日		
廿七年十月十四日	伊藤海軍次官	
同年同月廿五日		
廿七年十月十五日	朝鮮代理公使	
同年同月廿四日	金思純外隨員三名	
廿七年十月十九日	宮內省式部長	
同年同月廿二日	鍋島侯爵	
廿七年十月二十日	朝鮮報聘大使	
	義和宮殿下	
同年同月廿四日	同隨員正三品學務衙門參議	
	高永喜外二十一人	

松本清助方	歸京	
堺町	十五日特命全權公使ニ任セラレ朝鮮	
大田直三郎方	ヘ赴任	
塚本町	歸京	
海塚新八方		
猫屋町		
伊東幸七所有別莊		
平塚町		
長沼第二旅館		
立町	歸京	
熊谷幸兵衛方		
塚本町		
森川儀藏方		
	十月三日	
	內務大臣ニ親任	
	歸京	
	同上	
	上京	
	十月二十四日	
	皇后陛下ニ謁見ノ爲メ上京	
水主町		
淺野哲吉邸		

廿七年十月廿九日	第八旅團長	大手町三丁目
同年十一月三日	福原陸軍少將	吉川旅館
廿七年十月卅一日	第四旅團長陸軍少將	塚本町
廿八年一月十二日	**伏見宮貞愛親王殿下**	森川俯藏方
廿七年十一月一日	香川	中島
	皇后宮大夫	本田方
廿七年十一月一日	高辻	平塚町
同年同月五日	皇太后宮亮	長沼別莊
	足立	
	東宮亮	
廿七年十一月一日	佐藤陸軍々醫總監（進）	歸京
廿八年三月卅四日		
廿七年十一月一日	清岡宮中顧問官	歸京
同年同月十三日		
廿七年十一月四日	第二師團長	堀川町
	佐久間陸軍中將	吉田久吉方（司令部）
廿八年一月十日	第三旅團長	山口町
	山口陸軍少將	米田豐介方（司令部）
廿七年十一月八日	陸奥外務大臣	塚本町
同年同月十二日		松本清助方
廿七年十一月八日	前朝鮮國駐劄	細工町
同年同月十三日	大鳥特命全權公使	井上元助方
廿七年十一月十二日	掌典長	
同年同月十四日	九條公爵	
	皇太子殿下	**憲兵隊本部**
	中山侍從長	

六二〇

	十月三十日	大洞江兵站監ニ任セラル
	歩兵第十七聯隊同第五聯隊ノ一部ヲ率ヒ御渡清	
	歸京	
	十月三十日廣島豫備病院長ニ任ズ、二十八年二月二十二日平癒總監ニ任セラレ大本營附トナル、三月二十四日馬關ヘ	
	歸京	
	歩兵第四聯隊同第十六聯隊ノ一部ヲ率ヒ渡清	
	伊藤總理大臣ト共ニ歸京	
	十一月十日樞密顧問官ニ任ズ	
	歸京	

廿七年十一月十七日	黒川大夫	
同年同月廿四日	勘解由	
	大宮二侍從	
	宮本、立花兩武官	
	石田、篠田兩東宮屬	
	高階侍醫	
廿七年十一月十七日	東園侍從	
同年同月二十日	日本赤十字社篤志看護婦會	
	幹事長**小松宮妃殿下**	
	同會幹事副長	
廿七年十一月十九日	**北白川宮妃殿下**	
同年同月廿五日	同會幹事	
	鍋島侯爵夫人	
	同會々員總代	
	西鄕大山兩伯爵夫人	
廿七年十一月廿二日	**山階宮菊麿王殿下**	
同年同月廿九日		
廿七年十一月廿二日	鳥尾陸軍中將	
同年同月廿八日		
廿七年十二月廿四日	伊藤內閣總理大臣	
同年十二月十八日		
廿七年十一月廿四日	石黒野戰衞生局長官	
廿八年一月七日		
廿七年十一月廿四日	日本赤十字社長	
同年十二月十二日	佐野子爵	
廿七年十一月廿八日	白根內藏頭	
同年同月廿九日		

	吉島村	
	淺野哲吉別邸	
	河原町	
	洗心樓	
	平塚町	
	長沼鑑藏別莊	
	國泰寺村	
	李家方	
	大手町	
	三好旅館	
	上流川町	
	奥宮檢事正官舍	
	中島本町	
	溫田源兵衞方	

	傷病兵御慰問ノ爲メ
	殿下ノ御名代トシテ佐世保病院ヘ
	御渡清
	歸京
	十二月八日水主町八十一番地ヘ轉宿
	舞子ヘ
	歸京
	渡清

廿七年十一月廿九日	陸奥外務大臣	塚本町	歸京
同年十二月十二日		松本清助方	
廿七年十一月廿九日	加藤英國駐劄特命全權公使	宇品港	同上
同年十二月一日		長沼支店	
廿七年十一月廿九日	川村海軍中將	大手町	同上
同年十二月十五日		大原方	
廿七年十一月三十日	清浦司法次官	河原町	十月廿九日近衛歩兵第二旅團長ヨリ中將ニ進ミ第五師團長ニ補セラル
同年十二月二日		洗心樓	
廿七年十二月二日	第五師團長		歸京
同年同月十日	奥陸軍中將（保業）		
廿七年十二月三日	日本赤十字社幹事		
同年同月四日	鍋島侯爵夫人		
廿七年十二月四日	仁禮海軍中將		
同年同月			
廿七年十二月四日	伊藤內閣書記官長	河原町	歸京
同年同月十八日		洗心樓	
廿七年十二月五日	兒玉陸軍次官		西鄉大臣ト共ニ馬關ヘ
同年同月十三日			
廿七年十二月八日	渡邊大藏大臣	細工町	歸京
同年同月十日	阪谷主計官	森田藤兵衛方	
廿七年十二月九日	渡邊會計檢查院長		同上
同年同月十三日			
廿七年十二月九日	野田野戰監督長官		征清大總督一行ニ加ハリ渡清
廿八年四月十三日			
廿七年十二月九日	園田警視總監	細工町	歸京
同年同月十五日		森田藤兵衛方	
廿七年十二月十二日	黒田遞信大臣		同上
同年同月十四日			

廿七年十二月十三日	品川子爵（彌二郎）	宇品町	同上
廿八年一月七日		服部長七別莊	
廿七年十二月十五日	古市土木技監		同上
同年同月廿二日			
廿七年十二月十六日	第一軍司令官		十二月十八日監軍ニ補セラレ、廿八年三月七日陸軍大臣兼任大連灣ヘ
廿八年四月廿六日	山縣陸軍大將		
廿七年十二月十六日	白根內藏頭		歸京
同年同月十九日			
廿七年十二月十六日	西鄉海軍大臣		
廿八年三月廿九日			
廿七年十二月十六日	兒玉陸軍次官		歸京
同年同月二十日			
廿七年十二月十七日	錦鷄間祇候鍋島子爵		
同年同月同日			
廿七年十二月廿一日	第一軍占領地安東縣民政廳長官小村辨理公使	大手町四丁目	上京
同年同月廿三日		村上旅館	
廿七年十二月廿五日	米田侍從	東魚屋町	
廿八年四月廿七日		高橋方	
廿七年十二月廿七日	寺內運輸通信長官		戰況視察ノ爲メ渡清
廿八年一月十五日			
廿七年十二月三十日	伊藤總理大臣	水主町	歸京ノ途次大本營ヨリノ召電ニ接シ五日歸廣六日歸京
廿八年一月八日		八十一番邸	
廿七年十二月三十日	兒玉陸軍次官	下柳町	歸京
廿八年一月四日		安橋方	
廿七年十二月廿一日	香川皇后宮大夫	上流川町	
廿八年一月四日		下村方	
廿八年一月三日	田中兩樞密顧問官	三川町	
同年同月六日	福岡	池田方	
廿八年一月四日	林外務次官	大手町三丁目	
同年同月六日		神保方	

廿八年	一月五日	杉皇太后宮大夫	
同年	同月十日		
廿八年	一月七日	海軍大尉	中島本町
同年	同月十一日	**小松宮依仁親王殿下**	溫田源兵衛方
廿八年	一月八日	佐野赤十字社長	塚本町
同年	同月十日		森川脩藏方
廿八年	一月十一日	石黒野戰衛生長官	
同年	三月廿四日		
廿八年	一月十四日	伊藤總理大臣	水主町
同年	二月十三日		八十一番邸
廿八年	一月十四日	陸奥外務大臣	塚本町
同年	二月六日		松本清助方
廿八年	一月十四日	田中宮中顧問官	大手町四丁目
同年	同月十六日		村上文次郎方
廿八年	一月十四日	園田警視總監及警部五名	大手町
同年	二月十五日	巡査五十名	大原方
廿八年	一月十四日	騎兵監	
同年	同月十九日	佐野陸軍少將	
廿八年	一月十四日	三宮式部職次長	大手町
同年	同月十五日		三好旅館
廿八年	一月十六日	伊東内閣書記官長	
同年	三月四日		
廿八年	一月十七日	土方宮内大臣	塚本町
同	年四月廿七日	德大寺侍從長	森川脩藏方
廿八年	一月十八日	海軍々令部長	
同年	四月十三日	樺山海軍中將	

八日吳へ、十日御歸廣、御渡清

歸京

佐藤軍醫總監ト共ニ馬關へ

歸京

一月十八日水主町寺田邸へ移轉

歸京

二月四日總監ハ警部三名巡査二十名ヲ率ヒ長崎へ
同十四日歸廣、翌日全部歸京

歸京

歸京

二月二十四日旅館タリシ天野吳服店延燒セシ爲メ上記ニ轉ズ

歸京

馬關ニ至リ同地ヨリ大總督府ニ加ハリ出征

廿八年	一月二十日	有栖川宮威仁親王殿下	
同年	同月同日		
廿八年	一月二十日	外務省御雇	大手町五丁目
同年	同月廿二日	デニソン	濵田別莊
廿八年	一月二十日	陸軍省醫務局長心得	
同年	同月廿三日	足立軍醫監	
廿八年	一月廿一日	池田侍醫局長	
同年	四月十六日		
廿八年	一月廿四日	外務省御雇	
同年	二月五日	デニソン	
廿八年	一月廿五日	渡邊大藏大臣	細工町
同年	二月十三日		森田藤兵衛方
廿八年	一月廿六日	參謀總長	
同年	四月十三日	**小松宮彰仁親王殿下**	大手町
廿八年	一月廿七日	松方伯爵	長沼旅館
同年	二月四日		同四丁目
廿八年	一月廿七日	川田日本銀行總裁	村上旅館
同年	同月三十日		
廿八年	一月廿九日	留守第九旅團長	停車場前
同年	七月十九日	土屋陸軍少將（可成）	吉川旅館（支店）
		清國媾和使	堀川町
		張蔭桓以下二十四名	吉田久吉方
		同參贊員	洗心樓
		伍廷芳以下二十四名	春和園
		使節顧問	
		フオスター	
		秘書ヘンデルソン	
廿八年	二月一日	岩倉爵位局長	淺野男爵邸
同年	同月五日		

舞子へ

神戸へ

歸京

皇太子殿下御不例ニ付キ御思召ヲ以テ御慰問ノ爲メ東上

歸京

有栖川大宮薨去ノ爲メ一月廿六日參謀總長ニ任セラレ、四月十三日征清大總督トシテ御渡清
後塚本町松本清助方ニ轉宿、歸京

一月二十八日留守第九旅團長兼第五師團長事務取扱ヲ仰付ラル、歸京

廿八年同年	二月一日四月七日	山口主殿頭	塚本町森川倫藏方
廿八年同年	二月三日同月五日	海軍大佐 **有栖川宮威仁親王殿下**	堀川町靜心館
廿八年同年	二月四日同月七日	堤内匠頭	細工町森田藤兵衞方
廿八年同年	二月六日同月十四日	兒玉陸軍次官	平塚町長沼旅館
廿八年同年	二月八日同月十三日	三好大審院長	大手町野津子爵邸
廿八年同年	二月九日同月十五日	高島陸軍中將	細工町井上元助方
廿八年同年	二月十日三月四日	九條掌典長	
廿八年同年	二月十六日四月十三日	寺內運輸通信長官	上流川町泉邸
廿八年同年	二月二十日同月廿七日	騎兵監佐野陸軍少將	平塚町長沼別莊
廿八年同年	二月廿一日三月四日	九條公爵	細工町井上方
廿八年同年	二月廿二日三月六日	德川侯爵（篤敬） 醍醐正三位（忠敬）	
廿八年同年	二月廿三日三月六日	長岡子爵（護美）	

廿八年同年	二月廿二日同月廿四日	西海艦隊司令長官 井上海軍中將	三川町三坂方
廿八年同年	二月廿六日三月二日	香川皇后宮大夫	堺町瀧良嘉助別莊
廿八年同年	二月廿六日三月十四日	日本赤十字社長 佐野子爵	水主町八十一番邸
廿八年同年	二月廿七日三月十八日	伊藤內閣總理大臣	山口町山万方
廿八年同年	二月廿八日三月三日	末松法制局長官	上柳町下村方
廿八年同年	三月一日四月廿七日	兒玉陸軍次官	
廿八年同年	三月二日同月五日	**小松宮依仁親王殿下**	平塚町長沼別莊
廿八年同年	三月二日同月廿六日	**山階宮菊麿王殿下**	塚本町松本清助方
廿八年同年	三月五日同月八日	杉皇太后宮大夫	
廿八年同年	三月六日同月八日	伊東海軍次官	
廿八年同年	三月六日同月七日	千田宮崎縣知事	鐵砲町木村騎兵中佐宅
廿八年同年	三月七日同月十四日	宮中顧問官 橋本陸軍醫總監	松原通吉川支店
廿八年同年	三月七日同月十五日	本派本願寺若法主 大谷光瑞	堀川町靜心館
廿八年同年	三月八日同月九日	橫須賀鎭守府司令長官 相浦海軍中將	大手町五丁目大原旅館
廿八年同年	三月十日同月十六日	陸奥外務大臣	

渡清
歸京
同上
同上
同上
征清大總督府ニ加ハリ渡清
歸京
歸京
華族總代トシテ第一第二軍海軍各艦隊陸海軍各病院慰問ノタメ戰地ヘ

渡清
歸京
同上
馬關ヘ
渡清
山階宮菊麿王殿下ト共ニ奥ヘ
三月五日奥ヘ御歸京
歸京
同上
廿七年十二月十日勳三等ニ叙シ旭日中授章ヲ賜フ（宇品築港ノ功ニ依ル）上京
歸京
征清軍戰死者追弔法會執行ノ爲メ來廣
馬關ヘ

廿八年三月十四日	同年四月廿二日	松方伯爵(正義)	堀川町靜心舘	御召ニ依リ來廣、三月十七日大藏大臣ニ任セラル、京都ヘ
廿八年三月十五日	同年同月十七日	黑田遞信大臣	大手町三好旅舘	御召ニ依リ來廣、三月十七日樞密院議長ニ任命、歸京
		三宮式部次長	中島本町溫田源兵衛方	戰況視察ノ爲メ渡清
廿八年三月十五日	同年同月十八日	春田憲兵司令官	堀川町熊谷忠三郎方	馬關へ
		伊東內閣書記官長	大手町三好旅舘	
		外務省御雇デニソン	同五丁目濱田別莊	
廿八年三月十七日	同年同月廿二日	渡邊大藏大臣	白島九軒町原百太郎方	三月十七日遞信大臣ニ任セラル、歸京
廿八年三月十九日	同年四月廿六日	皇后陛下	大本營內行在所	
		室町典侍		
		千種 園 兩權典侍		
		姉小路 藪 兩掌侍		
		香川皇后宮大夫	播磨屋町濱田治兵衛方	
		田中皇后宮亮心得	東魚屋町三十四番邸高橋靜太郎方	
		岩佐侍醫	立町熊谷幸兵衛方	
廿八年三月二十日	同年同月廿四日	後藤伯爵(象二郎)		

廿八年三月廿三日	同年同月廿六日	山階宮晃親王殿下	眞菰春和園	御歸京
廿八年三月廿二日	同年同月廿四日	賀陽宮殿下	大須賀村吉川旅舘	御歸京
廿八年三月廿二日	同年同月廿六日	村雲尼王殿下		
廿八年三月廿二日	同年同月廿九日	小松宮妃殿下	河原町洗心樓	皇后陛下ノ御名代トシテ熊本其他ノ各病院ヘ負傷病者御慰問ノ爲メ
廿八年三月廿三日	同年同月廿九日	榎本農商務大臣	平塚町長沼別莊	歸京
廿八年三月廿五日	同年同月廿九日	田尻大藏次官	白島町原方	同上
廿八年三月廿六日	同年同月廿九日	伊藤全權辨理大臣		馬關へ
		伊東內閣書記官長		
廿八年三月廿七日	同年四月十一日	近衛師團長 北白川宮能仁親王殿下	塚本町松本清助方（司令部）	
		參謀長 鮫島工兵大佐		
廿八年三月廿七日	同年四月十一日	近衛師團步兵第一旅團長 川村陸軍少將(景明)	油屋町松本九郎右衛門方（司令部）	
		同第二旅團長 山根陸軍少將(信成)	木挽町木岡寅太郎方（司令部）	
廿八年三月廿七日	同年四月十九日	黑田樞密院議長	大手町三好旅舘	歸京
廿八年三月廿七日	同年四月十三日	石黑軍醫總監		征清大總督府ニ加ハリ渡清
廿八年三月廿八日		貴族院議員 德川公爵(家達)	京橋町	馬關事變ニ付貴族院ヲ代表シテ天機奉伺

同年同月廿九日	同	清棲伯爵（家教）
廿八年三月廿八日	主馬頭藤波子爵	
同年同月卅一日		
廿八年三月廿八日	神宮教事務取扱	
同年四月二一日	篠田大教正	
廿八年三月廿九日	第四師團歩兵第七旅團長	
同年四月十一日	大久保陸軍少將（春野）	
廿八年三月卅一日	第四師團長	
同年四月十三日	山澤陸軍中將	
廿八年三月卅一日	末松法制局長官	
同年同月同日		
廿八年四月一日	第四師團第八旅團長	
同年同月十二日	田村陸軍少將（貫一）	
廿八年四月二日	貴族院議長	
同年同月三日	蜂須賀侯爵	
廿八年四月二日	樞本衆議院議長	
同年同月四日		
廿八年四月五日	醫科大學教授御雇	
同年同月六日	スクリツバ	
廿八年四月八日	**小松宮妃殿下**	
同年同月十四日	丹羽式部主事	
	上野御用掛	
廿八年四月八日	末松法制局長官	
同年同月十日		
廿八年四月八日	參謀次長	
同年同月十三日	川上陸軍中將	

保田芳太郎方	歸京	
中島本町	歸京	
濕田源兵衛方		
大手町四丁目	軍神祭執行ノ爲メ	
保田方		
山口町	部下ノ士卒若干ヲ率ヒ渡清	
米田豐助方（司令部）		
堀川町	出征	
吉田久吉方（司令部）		
	歸京	
下流川町	渡清	
三坂繁人方（司令部）		
猫屋町	馬關ヨリ歸途	
瀨良嘉助別莊	歸京	
中島本町	馬關へ	
加川アイ方		
山口町	馬關ヨリノ歸途	
自由亭	傷病者ヲ慰問歸京	
河原町		
洗心樓		
上柳町	馬關へ	
森本方		
	征清大總督府ニ加ハリ渡清	

廿八年四月十日	山口主殿頭	
同年同月廿七日		
廿八年四月十一日	西鄕海軍大臣	
同年同月廿七日		
廿八年四月十二日	實吉海軍々醫總監	
同年同月十三日		
廿八年四月十八日	陸奥全權大臣	
同年同月廿二日		
廿八年四月十八日	伊藤全權大臣	
同年同月廿三日		
廿八年四月十八日	伊東內閣書記官長	
同年同月廿六日		
廿八年四月十八日	佐藤軍醫總監	
廿八年四月十八日	下ノ關要塞司令官	
同年同月廿一日	勝田陸軍少將	
廿八年四月二十日	野村內務大臣	
同年同月廿二日		
廿八年四月廿六日	野村內務大臣	
同年同月同日		
廿八年四月廿七日	海軍々令部長	
	樺山海軍中將	
同年同月同日	有地呉鎭守府司令長官	
	平尾參謀長	
廿八年五月二日	後藤臨時檢疫部事務官長	
同年同月十六日		
廿八年五月三日	第一軍砲兵部長	
	黑田陸軍少將	
同年同月四日	第一軍司令部附	
	福島歩兵大佐（安正）	

革屋町	天皇陛下ニ供奉シテ京都へ	
秦武八方		
	同上	
大手町三丁目	征清大總督府ニ加ハリ渡清	
吉川旅館		
	舞子へ	
	四月廿一日全權辨理大臣ニ任セラレ	
	清國へ派遣仰付ラル、舞子へ	
	歸廣	
大手町三丁目	任地へ	
吉川旅館		
平塚町	京都へ	
長沼別莊		
大手町	午後舞子へ	
內閣出張所		
	神戸へ	
	鳳輦奉送ノ爲メ來廣、即日歸臭	
	兵庫へ	
	京都へ	

廿八年五月六日	實吉海軍々醫總監		
同年同月十一日			
廿八年五月八日	江間陸軍砲兵大佐		
同年同月十一日			
廿八年五月九日	伊東聯合艦隊司令長官		
同年同月同日	松島艦長		
	日高海軍大佐		
	同參謀長		
	出羽海軍大佐		
廿八年五月十二日	伊東全權辨理大臣		
同年同月同日			
廿八年五月十三日	有地常備艦隊司令長官		
同年同月同日			
廿八年五月十四日	日本赤十字社長代理幹事		
同年同月十七日	松平子爵		
廿八年五月十五日	吳鎭守府司令長官		
同年同月十六日	林海軍中將		
廿八年五月十八日	陸軍次官臨時檢疫部長		
	兒玉陸軍少將		
同年同月十九日	後藤臨時檢疫部事務官長		
廿八年五月十九日	臺灣總督		
	樺山海軍大將		
同年同月廿一日	水野民政局長官		
廿八年五月十九日	大島陸軍少將（久直）		
同年同月廿四日			
廿八年五月十九日	鐵道線區司令官		
同年七月十七日	安東歩兵大佐		

			馬關ヨリ入港直チニ上陸京都ニ向ヒ又當地ニ來リテ馬關ヘ
			五月八日似島檢疫所長ニ任セラル、海路馬關ヘ出張
			五月十三日海軍々令部長ニ任セラル旗艦松島ニテ字品ニ入港、神戸ヘ
	大手町		
	三好旅館		
			京都ヘ
			五月十三日常備艦隊司令長官ニ任セラル、十七日京都ヘ
			隨員二名ト共ニ馬關ヘ
	大手町		五月十三日
	長沼旅館		吳鎭守府司令長官ニ任セラル
	大手町		
	吉川旅館		
			馬關ヘ
	天神町		五月五日海軍大將ニ任セラレ臺灣總督仰付ラル、大總督宮殿下ヲ奉迎ノ爲メ神戸ニ至ル
	明暉樓		
	大手町		
	大原全吾方		
			臺灣ヘ
	大須賀村		岡山ヘ
	吉川支店		

廿八年五月二十日	伊東海軍々令部長		
同年同月廿一日			
廿八年五月廿二日	兒玉陸軍次官		
同年同月廿三日			
廿八年五月廿三日	臺灣總督		
	樺山海軍大將		
同年同月廿四日	水野民政局長官		
	山地第一師團長		
	內山參謀長		
廿八年五月廿五日	菊池軍醫部長		
同年同月廿六日	川俣監督部長		
	沖原歩兵第一旅團長		
廿八年五月廿一日	西第一師團第二旅團長		
同年六月一日			
廿八年六月二日	第三師團歩兵第十八聯隊長		
	佐藤陸軍歩兵大佐（正）		
廿八年六月廿三日	和田留守第五師團監督部長		
	第三師團長		
	桂陸軍中將		
	歩兵第五旅團長		
	大迫陸軍少將		
	同師團參謀長		
	木越歩兵大佐		

	平塚町		大總督宮殿下奉迎ノ爲メ樺山大將ト共ニ神戸ヘ
	長沼別莊		
			京都ヘ
	天神町		
	明暉樓		任地臺灣ヘ
			字品ニ凱旋
			翌日歸國
			三月四日牛莊攻撃ノ際足部ニ負傷、廣島陸軍豫備病院ニ入院
	堀川町		當地ヘ赴任
	靜心館		
			先發隊トシテ凱旋
	宇品港		
	服部長七方		

	同軍醫部長 中泉軍醫監		
廿八年六月廿八日 同年同月三十日	後藤檢疫部事務官長		
	第五師團長 陸軍中將 奥保鞏		
	參謀長 歩兵大佐 上田有澤		
	監督部長 陸軍監督 柴直吉		
廿八年七月十日	軍醫部々長 軍醫監 菊池篤忠		當地へ凱旋
	法官部々長 理事 宮崎有終		
	歩兵第九旅團長 陸軍少將 大島義昌		
廿八年七月十一日 同年同月十四日	第一軍司令官 野津陸軍大將	大手町	
	同夫人	自邸	
廿八年七月十四日	歩兵第二十一聯隊長一戸歩兵中佐及同聯隊第一大隊長森歩兵少佐以下大隊全部		當地へ凱旋
	歩兵第十一聯隊第二大隊長石井歩兵少佐以下同隊全部		
	第五師團兵站司令官芝歩兵中佐伊藤騎兵少佐等佐尉官數名		清國ヨリ歸朝
廿八年七月十五日	後藤檢疫部事務官長	鳥屋町 溝口旅館	
廿八年七月十五日	元第五師團歩兵第二十一聯隊長武田歩兵大佐	自宅	凱旋

	歩兵第十一聯隊第二大隊長中原少佐以下同隊（五六ノ兩中隊欠）		凱旋
廿八年七月十六日	騎兵第五大隊長本村歩兵少佐同隊第一中隊		同上
廿八年七月十七日	柴田砲兵第五聯隊長		同上
	足立同隊第一大隊長以下一大隊全部		
廿八年七月十八日 同年同月廿一日	歩兵第十旅團長 立見陸軍少將	大手町 吉川旅館	多度津へ
廿八年七月十九日	歩兵第二十一聯隊第三大隊長奥山歩兵少佐	自宅	凱旋
廿八年七月廿一日 同年同月廿二日	元留守第十旅團長事務取扱川崎歩兵大佐	三好旅館	福山へ
廿八年七月廿一日	工兵第五大隊長馬場工兵中佐以下將校下士卒二百餘名		凱旋
	木造輜重兵第五大隊長以下下士卒若干		

【備考】貴衆兩院議員の宿舍は「臨戰日誌」に記載あるが故に茲に略す、

第三節　戰死將卒

臺灣の役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏吉

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
鷹匠町	明治七年十月十九日臺灣にて戰死	歩兵第十九大隊 兵卒	玉木清太郎

佐賀の役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
金屋町	明治八年二月二十二日佐賀にて戰死	歩兵第十一大隊 軍曹	石井市藏
天神町	同七年二月十八日佐賀にて戰死		岡山誠作

明治十年戰役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
愛宕町	明治十年四月十七日熊本にて戰死	歩兵第十一聯隊 兵卒	常本庄八
宇品町	同年八月七日田原坂にて戰死	近衛歩兵第二聯隊 兵卒	池田誠儀
猿猴橋町	同年二月二十七日戰死		多賀猛輔
大手町　三丁目	同年	伍長	荒谷太久平
大須賀町	同年八月十八日戰死	陸軍兵卒	友田保吉
同町	同年同月十九日日向國横川コミ村にて戰死	廣島鎮臺舊遊撃歩兵隊兵卒	石橋榮藏

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
金屋町	同年四月二十日熊本にて戰死	歩兵伍長	伊藤長三郎
同町	同年七月十五日戰死	兵卒	三宅佐次郎
上流川町	同年四月二日	歩兵第十一聯隊附軍曹	松島十三郎
觀音町	同年三月四日田原坂にて戰死	兵卒	野村勘藏
同町	同年八月十九日戰死	遊撃歩兵第八大隊兵卒	大久保彦藏
猿樂町	同年四月二十一日熊本縣竹宮にて戰死	近衛歩兵第二聯隊兵卒	家●永●健●藏●
段原町	同年三月六日田原坂にて戰死	陸軍少尉	山野好實
同町		歩兵第十一聯隊軍曹	山本俊彦
天神町	公傷に依り廣島にて病死	同上 二等看病卒	河野孝助
天滿町	同年三月十七日田原坂にて戰死	近衛歩兵隊 歩兵一等卒	宮原辰八郎
中島新町	同年同月十日熊本にて戰死	兵卒	和田元次郎
西九軒町	同年三月二十六日田原坂にて戰死	歩兵第十一聯隊 歩兵二等卒	沖田政助
西新町	同年四月六日戰死	東京鎮臺附軍曹	桑原完太郎
幟町	同年同月二十六日八代附近にて戰死	高松分營 歩兵少尉	長●谷●川●晃●治●
同町	同年八月田原坂にて戰死	近衛歩兵隊 兵卒	桑原淺次郎

幟町	明治十年九月二十八日城ヶ谷にて戰死	歩兵第十一聯隊歩兵二等軍曹	中川滋雄	
同町	同年十一月三日戰死	陸軍軍醫補	山●中●信之●	
白島九軒町	同年三月二十九日戰死	歩兵軍曹	藤田房太郎	
白島中町	同年鹿兒島にて戰死	近衛歩兵卒	池田寅之助	
東新開町	同年七月二日田原坂にて戰死	歩兵伍長	岡村平次郎	
平塚町	同年九月二日植木にて戰死	近衛歩兵卒	西原知明	
廣瀨町	同年七月七日鹿兒島病院にて死亡	歩兵少尉	花●草●信●友●	
同町	同年四月六日八代にて戰死	歩兵第十二聯隊歩兵軍曹	丸川準太郎	
福島町	同年二月二十一日熊本にて戰死	海軍水兵	角田元助	
同町	同年八月二十八日向にて戰死	歩兵	和田忠吉	
同町	同年九月二日	海軍水兵	東半助	
同町	鹿兒島にて戰死	海軍水兵	前田廣吉	
松川町	同年三月十七日田原坂にて戰死	歩兵第十一聯隊歩兵少尉	横●田●正●徳●	
的場町	同年三月二十五日負傷に依り死亡	歩兵伍長	岩田貫一	
同町	同年九月十五日熊本にて戰死	陸軍兵卒	寺本祐貞	
南竹屋町	同年六月十八日鹿兒島高根山にて戰死	兵卒	坂村市太郎	
元柳町	同年八月十八日延岡にて戰死	兵卒	中川貞五郎	
吉島町	同年八月十七日田原坂にて戰死	歩兵軍曹	坪井大五郎	

明治二十七八年戰役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
愛宕町	明治二十八年七月七日劉子高舍營病院にて死亡	野戰砲兵第五聯隊輜重輸卒	古川藤吉
油屋町	同年六月十九日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	畠山瀧次郎
稻荷町	同二十七年九月十七日朝鮮生里に於て死亡	歩兵第二十一聯隊酒保付傭人	大井德藏
同町	同二十八年七月九日清國盛京省大孤山兵站病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	兼松初五郎
同町	同年十月三十一日宇品患者集合所にて死亡（臺灣にて發病）	基隆運輸通信部附職工	中谷松藏
石見屋町	同年同月二十七日彰化病院に於て病死	臺灣憲兵隊憲兵一等軍曹	遠藤馬之助
宇品町	同二十七年八月二日朝鮮元山津に於て死亡	第五師團附軍役夫	吉村百次郎
同町	同年平壤に於て戰死	工兵二等卒	野間清次郎
同町	同二十八年八月三日廣島に於て死亡	臨時陸軍運輸通信部宇品支部附傭人	寺本清聰

宇品町	明治二十八年八月六日廣島陸軍豫備病院にて死亡	看護手	日下武雄	
榎町	同二十七年九月十五日朝鮮船橋里に於て戰死	歩兵第十八聯隊歩兵曹長	生田權次郎	
江波町	同年十月二十七日朝鮮仁川兵站病院にて死亡	輜重兵第五大隊附軍役夫	森下竹藏	
同	同二十八年二月十四日清國大連灣に於て死亡	御用船和泉丸乘組船人夫	米田榮吉	
同	同年七月十三日清國柳樹屯兵站病院にて死亡	柳樹屯倉庫附軍役夫	殘花常吉	
同	同二十八年七月十五日歸朝同年九月十一日廣島に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	中本爲太郎	
同	同年八月十八日吳海兵團病院にて病死	軍艦高千穗乘組海軍二等水兵	山田玉吉	
同	同年九月十二日臺灣基隆碇泊中船内にて死亡	病院船海城丸乘組小使	山中淺次郎	
同	同年十一月二十二日佐世保海軍病院に於て死亡	海軍一等水兵	丸本龜吉	
同	同二十七年十二月二十四日朝鮮義州野戰病院に於て死亡	工兵第五大隊工兵一等卒	大平完次郎	
胡町	同二十七年十一月三日朝鮮義州野戰病院に於て死亡	騎兵第五大隊附馬卒	山縣甚太郎	
大須賀町	同二十八年七月二日廣島陸軍豫備病院にて死亡	輜重兵第五大隊輜重輸卒	吉田茂一	
同	同年八月十二日廣島陸軍豫備病院にて死亡	歩兵第二十一聯隊附軍役夫	高橋甚吉	
同	同二十七年九月二十三日朝鮮にて死亡	第五師團糧食縱列附軍役夫	田阪万三郎	
大手町　三丁目	同年七月五日朝鮮仁川港野戰病院に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵大尉	岡・德・吉	
同　四丁目	同年九月十日朝鮮洛東驛に於て死亡	工兵第五大隊附軍役夫	津田九助	
同	同二十八年九月九日朝鮮万里倉に於て死亡	第五師團第三野戰病院附傭從卒	青木豐助	
同　七丁目	同二十七年十月三十日朝鮮にて發病後送中船中にて死亡	野戰砲兵第五聯隊附馬丁	松下房吉	
同　八丁目	同年同月二十五日朝鮮に於て死亡	第五師團彈藥大隊軍役夫	松本吉藏	
同	同二十八年七月三日臺灣澎湖島馬公舍病院にて死亡	混成枝隊司令部附陸軍看病人	谷口繁太郎	
同	同二十九年三月十八日廣島豫備病院にて死亡	病院船海城丸乘組陸軍看病人	湯原季夫	
同　九丁目	同二十七年十月二十一日朝鮮平安道龍川附近耳湖浦に於て死亡	第五師團歩兵彈藥縱列附軍役夫	上荷田儀三郎	
同	同二十八年四月五日清國盛京省柳樹屯兵站病院にて死亡	第五師團衛生隊員附看護手	佐々木操	
尾長町	同二十七年十二月二十三日廣島に於て死亡	第五師團山砲第二縱列第△小隊附軍役夫	高田万藏	
同	同二十八年七月七日廣島陸軍豫備病院にて死亡	歩兵第十一聯隊歩兵靴工	萩　貞助	
尾道町	同二十七年十月三日朝鮮に於て死亡	中路兵站監部附軍役夫	岩田常藏	
同	同年十二月十一日廣島陸軍豫備病院にて死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	福岡保次郎	
水主町	同年同月十八日義州兵站病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊輜重輸卒	藤國榮助	
同	同二十七年十二月二十二日朝鮮義州兵站病院に於て負傷に依り死亡	歩兵第六聯隊歩兵一等軍曹	綿村光藏	
同	同二十八年一月七日吳市に於て死亡	船人夫	鎌田倉次郎	

水主町	明治二十八年五月四日廣島陸軍豫備病院にて死亡	第五師團第一糧食縱列附軍役夫	松本榮助
同町	同年十二月一日負傷、同二十日横須賀鎭守府病院にて死亡	海軍一等水兵	瀨川才吉
同町	同二十九年九月三日溪州庄附近に於て戰死	憲兵一等軍曹	桑原雄一
金屋町	同二十七年十一月十二日歩兵第二十一聯隊營火災の時燒死	歩兵第二十一聯隊歩兵一等卒	宮脇勇次郎
銀山町	同年九月十七日朝鮮三登に於て土匪の爲め殺害せらる	同隊酒保附傭人	有光楠吉
河原町	同年同月七日朝鮮万里倉兵站病院に於て死亡	第五師團歩兵彈藥縱列隊附軍役夫	大橋政吉
同町	同二十八年七月二十九日似島檢疫所に於て死亡	同彈藥大隊附軍役夫	堀川淺吉
革屋町	同年九月二十三日廣島に於て死亡	騎兵第五聯隊馬丁	宮家常吉
上流川町	同年十月二十三日擴水患者集合所に於て死亡	近衞歩兵第三聯隊歩兵二等卒	前田幸吉
紙屋町	同二十七年十一月二十六日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	第五師團司令部附軍役夫	井上安兵衞
同町	同年同月同日同病院に於て死亡	同第二野戰病院附傭人	井上保兵衞
同町	同二十八年七月十三日歸朝同年八月二十七日廣島にて病死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	波多野勇輔
上柳町	二十七八年朝鮮忠淸道に於て死亡	第五師團野戰電信隊附工夫	船越福松
觀音町	同二十七年九月二十三日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	秋本熊吉
同町	同二十八年二月十一日淸國劉公島砲臺砲擊の際、戰死	軍艦天龍乘組海軍一等兵曹	中村岩吉

同町	同年七月二十三日臺灣臺北に於て死亡	臺灣總督府民政局殖産部附傭農夫	增尾岩次郎
同町	同二十九年九月二十四日万里倉兵站病院に於て病死	工兵第五大隊附石工	兼田豐吉
小網町	同二十七年十一月四日朝鮮義州兵站病院に於て死亡	野戰砲兵第五聯隊附雇馬丁	向井萬藏
國泰寺町	同年同月十一日朝鮮にて發病後送中船中にて死亡	野戰砲兵第五聯隊附馬卒	福原市之助
同町	同二十八年九月十四日廣島に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	八島百太郎
荒神町	同二十七年九月三日馬關要塞病院に於て死亡	第五師團電信架設隊附軍役夫	正岡德太郎
同町	同二十八年三月二十九日臺灣澎湖島避病舍にて病死	混成枝隊彈藥縱列附軍役夫	桶田松吉
同町	同年十月二十三日死亡	臺灣總督府民政局附雇員	桑原亮一
細工町	同年八月四日廣島に於て死亡	野戰砲兵第五聯隊砲兵一等卒	越智通明
同町	同二十九年十月十二日戰死	歩兵特務曹長	藤川多賀爾
左官町	同二十八年七月二十八日廣島陸軍豫備病院にて死亡	野戰砲兵第五聯隊砲兵上等兵	平尾寅次郎
同町	同年十一月五日廣島陸軍豫備病院にて死亡（臺灣にて發病）	某隊運輸通信部附鍛冶	佐伯和三郎
材木町	同年一月八日朝鮮義州兵站病院に於て死亡	大架橋縱列附輜重輸卒	山田熊吉
同町	同年四月二日臺灣澎湖島馬公城に於て死亡	混成枝隊後備歩兵第一聯隊傭人	石田玉藏
同町	同年九月十五日臺灣新竹兵站病院に於て死亡	臺灣新竹兵站病院附陸軍看病人	秋田義夫

下中町	明治二十九年八月二日臺灣衞戍病院に於て死亡	臺灣建築部附職工	岡垣內卯助
下流川町	同二十七年九月十五日船橋里に於て戰死	歩兵大尉	町田實義
下柳町	同年七月七日朝鮮仁川に於て死亡	第五師團混成旅團第二野戰病院附雇看病人	秋本貞吉
同町	同二十九年八月十五日臺灣臺北に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附看病人	林讓吉
新川場町	同二十七年九月二十二日病院船神戶丸にて死亡	軍艦千代田乘組剝夫	瀨野勝太郎
同町	同二十八年七月二十八日廣島に於て死亡	第五師團朝鮮耳湖浦通信部附軍役夫	宮本千吉
同町	病死	陸軍三等軍吏	岡部榮次郎
空鞘町	同二十八年四月十一日清國海城に於て死亡	第五師團彈藥大隊附軍役夫	川瀨竹次郎
同町	同年五月二十七日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	宇品兵站部附軍役夫	工藤市太郎
同町	同年八月二十八日同所にて死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	木村又一
同町	同二十九年二月七日朝鮮忠淸道可興に於て戰死	臨時電信部附電信准工夫	山田友吉
同町	同年十一月三十日臺中衞戍病院に於て死亡	臺灣混成第二旅團監督部附軍役夫	大塚卯三郎
鷹匠町	同二十七年九月十三日朝鮮沙門に於て死亡	第五師團第一電信架設隊附軍役夫	森野爲吉
同町	同年十月六日朝鮮万里倉兵站病院に於て死亡	第五師團兵站司令部附軍役夫	佐々木豐吉
同町	同二十八年一月二日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	安田百太郎

同町	同年八月二十五日廣島に於て病死	後備歩兵獨立第十七大隊附看病人	花岡太市
竹屋町	同年十一月二十日朝鮮義州兵站病院に於て死亡	野戰砲兵第五聯隊馬丁	北川清一
同町	同年同月二十日淸國盛京省大新屯に於て死亡	第五師團彈藥大隊附軍役夫	酒井要次郎
同町	同年五月二日朝鮮金州兵站病院に於て死亡	金州總督部附屠馬卒	木谷多吉
同町	同年七月二十一日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	方岡信太郎
同町	同年同月同日臺灣基隆に於て死亡	混成枝隊彈藥縱列司令部附職工	中野房吉
同町	同年九月十四日臺灣に於て死亡	輜重第四大隊輜重兵一等軍曹	板本爲次
同町	同二十九年三月九日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	柳樹屯兵站病院附陸軍看病人	中島謙太郎
田中町	同二十七年十一月二十八日同病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	枝木寅七郎
同町	同二十八年八月二十七日淸國盛京省柳樹屯兵站病院に於て死亡	第五師團野砲廠附職工	石井久吉
臺屋町	同年六月十六日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	義州兵站司令部附軍役夫	三好久吉
同町	同年八月二十七日同病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	大畠初藏
同町	同二十九年五月十日臺南衞戍病院に於て死亡	臺灣建築部附職工	福島源次郎
段原町	同二十七年十二月二日朝鮮義州兵站病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	秋元榮吉
同町	同二十八年一月二十九日行軍中負傷死亡	近衞師團大架橋縱列輜重兵一等軍曹	佐久間唯夫

段原町	明治二十八年六月二十六日清國大孤山兵站病院に於て死亡	工兵第五大隊附軍役夫	豐島佐一郎
同町	同年八月八日臺灣大姑陷舍營地に於て病死	近衞歩兵第三聯隊歩兵二等軍曹	川本易太郎
同町	同年九月二十日死亡	吳鎭守府海兵團附海軍三等兵曹	新見八藏
鐵砲屋町	同二十八年七月二十六日宇品患者集合所に於て死亡	第五師團野戰砲廠隊附職工	法安竹松
同町	同二十七年九月二十一日万里倉兵站病院に於て死亡	工兵第六大隊附軍役夫	木全兵之進
寺町	同二十八年七月十日臺灣基隆兵站病院に於て死亡	御用船名古屋丸乘組船人夫	重本盛吉
同町	同三十年七月二十六日臺北衞戍病院基隆分院に於て死亡	臺灣守備歩兵第一聯隊附軍役夫	八木軍次郎
同町	同二十七年十一月十六日廣島に於て死亡	第五師團糧食縱列附軍役夫	三村房吉
天滿町	同二十八年三月六日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	御用船高砂丸乘組小使	大下金次郎
同町	同年同月二十二日病に依り歸朝、同年九月十一日自宅療養中死亡	大架橋縱列附輜重輸卒	滿村豐次郎
同町	同三十二年二月三日臺北衞戍病院に於て死亡	歩兵第二十一聯隊附軍役夫	佐伯卯三郎
研屋町	同二十八年七月十四日廣島市に於て死亡	輜重兵第五大隊輜重輸卒	佐伯佐一郎
鳥屋町	同三十年四月五日臺灣アリサイに於て土匪に殺害せらる	臺灣吼哩沙撫墾署臨時傭人	泉三兵衞
土手町	同二十八年六月六日澎湖島馬公舍病院に於て死亡	混成枝隊司令部附陸軍看病人	平野國吉
中島新町	同年四月二十一日清國盛京省柳樹屯兵站病院に於て死亡	御用船報國丸乘組船夫	住田秀吉

同町	同年八月二十二日臺灣基隆兵站病院に於て死亡	御用船隅田川丸乘組船人夫	廣田保次郎
西魚屋町	同二十九年五月三十一日死亡	臺灣嘉義衞戍病院附雇工	永田源太郎
西九軒町	同二十七年十月三日朝鮮に於て死亡	第五師團第一電信架設隊附軍役夫	横山國太郎
同町	同年同月二十五日朝鮮仁川兵站病院に於て死亡	第五師團管理部附軍役夫	中尾德太郎
同町	同年十二月二十九日朝鮮平安道耳湖浦病院に於て死亡	第五師團第三野戰病院附軍役夫	中本筈之助
同町	同二十八年五月一日清國盛京省柳樹屯兵站病院に於て死亡	旅順口運輸通信部附木工	坂本庄次郎
同町	同年十一月四日廣島陸軍豫備病院に於て死亡（臺灣基隆にて發病）	御用船朝顏丸乘組船人夫	熊田百藏
西新町	同年一月一日朝鮮義州に於て死亡	第五師團彈藥大隊附軍役夫	松原國藏
同町	同年五月六日清國盛京省柳樹屯兵站病院に於て死亡	旅順口運輸通信部附大工	石川增太郎
西大工町	同年一月二十九日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	相原伴吾
西地方町	同年二月四日義州兵站病院にて死亡	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	桑原與三郎
同町	同年五月二十八日朝鮮南浦患者集合所に於て死亡	第五師團監督部附軍役夫	小田德松
同町	同二十九年十二月十五日臺灣にて死亡	工兵第五大隊附軍役夫	田頭儀三郎
幟町	同二十八年八月十一日廣島に於て死亡	第五師團糧食部附雇員	吉田岩次郎
同町	同年八月十三日同上にて死亡	第五師團調馬廠附調馬手	田村清藏

幟	町	臺灣に於て病死	歩兵少尉
白島九軒町		明治二十七年十一月六日朝鮮龍山患者集合所に於て死亡	工兵第五大隊工兵二等軍曹
同	町	同二十八年十一月二十一日軍艦廣丙號倉島沖にて難破の際溺死	軍艦廣丙號乘組海軍四等水兵
白島中	町	同二十七年十月二十四日朝鮮所串舘舍營病院に於て死亡	第五師團糧食縱列附軍役夫
東白島	町	同年九月十五日船橋里に於て戰死	歩兵大尉
同	町	同二十八年一月五日廣島に於て死亡	歩兵第十一聯隊附一等看護長
八丁	堀	同二十七年九月十五日船橋里に於て戰死	砲兵大尉
東引御堂	町	同二十八年七月二十八日宇品患者集合所にて病死	廣島陸軍豫備病院附看護長
比治山	町	同二十七年十月十三日廣島に於て死亡	宇品陸軍糧秣豫備倉庫附傭人
同	町	同二十九年三月二十四日臺北舍營病院にて死亡	臺南民政支部附傭人
平田屋	町	同二十八年六月十九日臺灣澎湖島馬公舍病院にて死亡	混成枝隊司令部附陸軍看病人
平塚	町	同二十七年七月二十九日成歡驛に於て戰死	歩兵第二十一聯隊歩兵中尉
同	町	明治二十八年十二月三十一日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	旅順口患者集合所附陸軍看病人
廣瀨	町	同二十七年十月二十八日朝鮮仁川兵站病院に於て死亡	軍役夫
同	町	同二十八年四月二十四日金州兵站病院に於て死亡	第三師團輜重監視隊附鍛工

森	本磐之助	元大房身兵站司令部附馬丁	中道鐵平
丹羽	梅次郎	御用船名古浦丸傭人	西川友吉
藤井	百太郎	後備歩兵獨立第十八大隊歩兵一等卒	谷口七五郎
山岡	九八郎	橫須賀鎭守府附海軍二等兵曹	中島島吉
林	久實	朝鮮可興通信所附軍役夫	日々寅藏
倉增	良憲	第五師團輜重監視隊附馬丁	金子傳吉
山本	忠知	旅順口運輸通信部附軍役舟夫	木村房吉
橫田	松太郎	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人	山下秀次郎
丸茂	敬藏	第二軍司令部附軍役夫	遠山藏太郎
奧	安平	軍役夫	升田玉吉
內藤	敬二郎	歩兵少佐	松本箕居
時山	龔造	第五師團彈藥大隊附軍役夫	高崎卯吉
久保田	勝太郎	第五師團第一電信架設隊附軍役夫	八島龜吉
菅村	增藏	歩兵第十一聯隊歩兵中尉	宮川進
荒木	傳次	輜重兵第五大隊輜重輸卒	高土久太郎

同	町	同年五月三十日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	元大房身兵站司令部附馬丁
同	町	同年六月二十九日彦島陸軍檢疫所に於て死亡	御用船名古浦丸傭人
同	町	同年八月十二日朝鮮京城に於て死亡	後備歩兵獨立第十八大隊歩兵一等卒
福島	町	同二十七年十二月十六日清國に於て死亡	橫須賀鎭守府附海軍二等兵曹
船入	町	同二十九年七月十六日朝鮮可興舍營病院に於て死亡	朝鮮可興通信所附軍役夫
松川	町	同二十七年十一月二十九日朝鮮宜川患者集合所に於て死亡	第五師團輜重監視隊附馬丁
同	町	同二十八年九月十七日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	旅順口運輸通信部附軍役舟夫
的場	町	同年四月十二日同病院に於て死亡	廣島陸軍豫備病院附陸軍看病人
同	町	同年八月十九日清國柳樹屯兵站病院にて死亡	第二軍司令部附軍役夫
同	町	朝鮮釜山に於て死亡	軍役夫
三川	町	鴨綠江に於て病死	歩兵少佐
同	町	明治二十八年五月十二日清國海城に於て死亡	第五師團彈藥大隊附軍役夫
南竹屋	町	同二十七年九月三日洛東より釜山に至る船中にて死亡	第五師團第一電信架設隊附軍役夫
同	町	同年同月十五日朝鮮船橋里に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵中尉
同	町	同二十八年四月十二日清國盛京省寨馬集より後送船中にて死亡	輜重兵第五大隊輜重輸卒

南竹屋町	明治二十八年十月八日臺灣に於て死亡	後備歩兵第十三大隊歩兵一等卒	伊藤環
元柳町	同年五月二十三日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	輜重兵第五大隊砲兵本工長	渡邊友衞
藥研堀	同年八月十日廣島に於て死亡	同大隊雇獸醫	井●關●源太●
同町	戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	竹內益太郎
吉島町	同二十七年十月二日朝鮮釜山兵站病院に於て死亡	中路兵站監部附軍役夫	出淵菊藏
同町	同年同月二十一日朝鮮安州兵站病院に於て死亡	第五師團第二糧食縱列附軍役夫	戶田勝太郎
同町	同二十八年十一月二十二日廣島陸軍豫備病院に於て死亡	御用船佐倉丸乘組船人夫	進藤寅吉

北清事變

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
稻荷町	明治三十三年七月十一日清國天津停車場に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	田中柘造
大須賀町	同年十月十二日廣島陸軍豫備病院に於て病死	同聯隊歩兵一等卒	重岡勘四郎
同町	同年十一月十九日同病院に於て死亡（負傷に因リ）	同聯隊歩兵二等卒	新田悅二
大手町　二丁目	同年七月十一日清國天津停車場に於て戰死	同聯隊歩兵二等卒	木村市太郎
同　三丁目	同年同月六日天津城東南方有信洋行病院に於て負傷死亡	同聯隊歩兵二等卒	佐々木德太郎

同	同年八月十七日第二野戰病院にて病死（清國に於て發病）	同聯隊補充兵歩兵	中川音松
同　七丁目	同年九月二十日清國北京蒙古外館宿舍に於て自殺	同聯隊歩兵一等卒	木室敬次郎
同　八丁目	同年七月十三日天津城攻撃の際戰死	同聯隊歩兵二等卒	久野善定
尾長町	同年八月七日清國モンチヤチにて負傷天津戰地定立病院にて死亡	同聯隊歩兵上等兵	津村說造
金屋町	同年九月十六日天津兵站病院にて病死	同聯隊補充兵歩兵	三田村大之助
河原町	同年七月十三日天津城攻撃の際戰死	同聯隊歩兵軍曹	中西郡太郎
同町	同上	同聯隊歩兵一等卒	川田末吉
小網町	同三十三年九月三日第二野戰病院にて死亡（清國にて發病）	同聯隊歩兵一等卒	古田小市
荒神町	同年七月十一日清國天津停車場に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	大田仁三郎
國泰寺町	同年八月二十八日廣島陸軍豫備病院にて死亡（清國天津發病）	騎兵第五聯隊馬卒	福永佐馬吉
同町	同年十月三十一日通州兵站病院に於て病死	砲兵彈藥縱列附砲兵輸卒	本田長次郎
材木町	同年同月一日清國北京安定門外蒙古外館舍營に於て自殺	歩兵第十一聯隊歩兵伍長	中島倉太郎
同町	同年十月二十六日北京城內舍營病院に於て病死	第一野戰病院附陸軍看病人	大井新太郎
同町	同年十一月二十六日天津兵站病院に於て病死	第三糧食縱列附輜重輸卒	上野繁三
下柳町	同年九月十八日清國北京城內舍營病院にて病死	第五師團司令部附歩兵一等卒	平井喜代太郎

空鞘町	明治三十三年同月六日天津兵站病院にて死亡	第五師團患者輸送部看病人	中道米松	
鷹匠町	同年同月九日廣島陸軍豫備病院にて病死	歩兵第十一聯隊歩兵軍曹	飯島港	
同町	同年十一月八日廣島自宅に於て病死	同聯隊附歩兵上等兵	佐伯國藏	
鐵砲町	同年七月十三日天津城攻撃の際戰死	同聯隊歩兵二等卒	黒川太郎	
同町	同年十月十七日天津兵站病院に於て病死	第五師團衛生隊備員看病人	福間春樹	
同町	北京舍營病院に於て死亡	第二野戰病院附磨工卒	森捨吉	
寺町	明治三十三年八月十三日清國通州に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	野地有吉	
猫屋町	同年七月十三日同國天津に於て病死	輜重輸卒	中田萬七	
幟町	同年同月同日天津城攻撃の際戰死	歩兵第十一聯隊歩兵少尉	國枝熊雄	
同町	同年同月同日同城攻撃の際戰死	同聯隊歩兵特務曹長	竹下一清	
同町	明治三十三年清國事變の際負傷に依り同三十七年三月四日死亡	同聯隊歩兵少佐	木村伊助	
白島中町	同年八月十四日天津戰地定立病院にて死亡（天津にて發病）	工兵第五大隊工兵軍曹	松本德一	
東白島町	同年同月五日清國北倉に於て戰死	騎兵第五聯隊二等蹄鐵工長	伊藤三喜藏	
同町	同年九月二十九日北京城内舍營病院に於て病死	歩兵第四十二聯隊歩兵少尉	船越正次	
八丁堀	同三十四年二月十三日北京第五師團監督部に於て病死	第五師團糧餉部附陸軍一等軍吏	吉積清三郎	

平塚町	同三十三年七月十三日天津城に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵少尉	青木俊造	
同町	同年同月同日同城に於て戰死	同聯隊歩兵軍曹	近木伊佐夫	
同町	同年十月二十四日日本赤十字患者輸送船弘濟丸に於て病死	野戰兵器廠附雇木工	山城榮助	
廣瀨町	同年七月二十三日清國太沽揚陸の際水中へ陷落死亡	第二糧食縱列隊輜重輸卒	寺本乙吉	
福島町	同三十四年同國北京舍營病院に於て死亡	靴工	高崎春一	
松川町	同三十三年十月三十日廣島自宅に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵軍曹	田中留吉	
皆實町	同年八月十三日清國天津に於て病死	同聯隊歩兵二等卒	大久保梅助	
南竹屋町	同年同月十四日北京城朝陽門外に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	波田春五郎	

明治三十七八年戰役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
愛宕町	明治三十七年六月十六日清國得利寺に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	上川福太郎
同町	同年七月二十四日同國大石橋に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	木原音次郎
同町	同年九月二日同國遼陽に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	廣田熊造
同町	同年十月十日同國五里台子に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	檜山乙司

愛宕町	明治三十七年十一月十二日大阪陸軍檢疫所にて病死	第五師團補助輸卒隊輜重輸卒	今村利吉	
同町	同三十八年三月一日清國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	高津乙三	
同町	同年同月六日同國沙河に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵上等兵	大籔柳一	
同町	同年四月一日公務負傷吳海軍病院に於て死亡	吳造船廠建具工	長谷川謙次郎	
油屋町	同年三月十日清國奉天省毛家屯に於て戰死	廣島灣要塞砲兵聯隊砲兵上等兵	住江完造	
稻荷町	同三十七年九月三日同國遼陽附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵大尉	池●田●伊●丹●	
同町	同年同月四日同國遼陽に於て戰死	工兵第十六大隊附工兵伍長	信原安次郎	
宇品町	同年六月十五日芝海灘に於て戰死	常陸丸乘組水夫	船倉義一	
同町	同年同月同日同所に於て戰死	同上乘組給仕	吉井盛吉	
同町	同年七月二十四日清國大石橋に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	黒田經二郎	
同町	同年八月十九日同國大石橋患者療養所に於て病死	同聯隊附輜重輸卒	吉田豐次郎	
同町	同年九月三日同國遼陽に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	安達竹次郎	
同町	同三十八年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	同聯隊歩兵二等卒	今村松一	
同町	同年五月十日旅順に於て戰死	大連碇泊場司令部日島丸水夫長	松島芳助	
梹町	同三十七年八月三十日旅順背面に於て戰死	徒歩砲兵第四聯隊砲兵二等卒	田中米藏	

同町	同年十二月二十七日廣島陸軍檢疫所にて病死	第五師團經理部軍役夫	飯田忠次郎	
江波町	同年七月二十四日清國大石橋に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	惠南福一	
同町	同三十八年三月一日同國盛京省鴨子泡に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	丸山伊太郎	
同町	同年十月二十四日同國同省柳保患者療養所にて病死	歩兵第四十一聯隊附輜重輸卒	高宇玉次	
猿猴橋町	同三十七年十月二十六日同國遼陽に於て病死	第五師團架橋縱列輜重兵軍曹	大橋德一	
同町	同三十八年八月二十七日同國奉天兵站病院にて病死	臨時鐵道大隊軍役夫	野村直次郎	
大須賀町	同三十七年十月十一日同國五里台子に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	山下金藏	
同町	同年同月二十一日同國海城兵站病院にて病死	赤十字社救護班看病人	乎賀清助	
同町	同年十二月十四日東京衞戍病院に於て病死	東京砲兵工廠砲兵大尉	福●田●亮●一●	
同町	同三十八年三月一日清國奉天附近に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵少尉	中●野●五●郎●	
同町	同年同月同日同國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	松本初三郎	
同町	同年同月六日同國同省楡樹堡第三野戰病院にて負傷に依り死亡	同聯隊歩兵一等卒	影山元造	
同町	同年七月二十二日同國に於て戰死	騎兵第五聯隊騎兵上等兵	片山榮次郎	
同町	同年八月二十二日鬧防灘に於て溺死	御用船金城丸給仕	渡邊哲太郎	
同町	同年同月二十七日清國鐵嶺兵站病院に於て病死	第五師團第三輜重縱列輜重輸卒	中本岩太郎	

大須賀町		明治三十八年十月四日廣島陸軍豫備病院に於て病死	歩兵第十一聯隊	歩兵軍曹	榎本寛二郎
同	町	清國大石橋に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	山本實太郎
同	大手町　二丁目	同三十七年十月二十三日清國長蠻子に於て傷死	第五師團架橋縱列工兵上等兵		秋廣象吉
同	三丁目	同年八月二十八日大阪陸軍豫備病院に於て病死	戊碇泊場司令部軍役夫		寺川爲吉
同	四丁目	同三十八年三月七日清國盛京省沙陀子附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵軍曹	本田次郎吉
同	六丁目	同年同月一日同國同省鴨子泡に於て戰死	同聯隊	歩兵上等兵	肥後兼吉
同	七丁目	同年一月十四日廣島豫備病院に於て病死	廣島豫備病院附看病人		永井旭
同		同年三月一日清國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	和田養太郎
同		同年同月五日同國沙陀子附近に於て戰死	同聯隊	歩兵伍長	岡島英槌
同		同年九月十一日同國大連病院に於て病死	傭人		樽井直藏
同	八丁目	同年二月二十日同國遼陽病院にて傷死	騎兵第五聯隊	騎兵特務曹長	長野伴次郎
同		同年同月十八日病死	陸軍磨工		渡邊駒四郎
同		同年三月一日清國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	熊谷榮次郎
同		同年同月同日同所に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	粟屋福松
同		同年六月四日仁川病院に於て病死	後備歩兵五十三聯隊	歩兵大尉	澤三郎

同	九丁目	同三十七年八月二十二日旅順に於て戰死	歩兵第十二聯隊	歩兵少佐	西川房吉
同		同三十八年三月五日清國盛京省沙陀子附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	富永保吉
同		同年同月十一日同國吉林省撫順附近に於て戰死	野砲第十一聯隊	砲兵大尉	松本眞穗
同		同年十一月四日同國遼陽に於て病死	歩兵第十一聯隊	輜重輸卒	海本又吉
尾長町		同三十七年七月十三日同國旅順口沖に於て戰死	軍艦千代田乘組	海軍一等水兵	兒玉初太郎
尾道町		同年八月二十九日同國遼陽に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	山本保次郎
同	町	同三十八年十月十二日同國盛京省南嶺病院に於て病死	同聯隊	歩兵一等卒	佐々木新三郎
水主町		同三十七年五月十五日同國金州山東角沖に於て戰死	軍艦吉野乘組	海軍上等兵曹	村尾保太郎
同		同年同月同日同所に於て戰死	同艦乘組	海軍一等兵曹	天野禎次郎
同		同年八月十日黃海に於て戰死	海軍筆記長		桑原恒之助
同		同年同月十九日旅順港外に於て病死	海軍上等兵曹		渡部彌一郎
同		同年九月二十一日清國南家房店に於て病死	廣島灣要塞砲兵聯隊砲兵二等卒		西田虎吉
同	町	同年十月十一日同國本溪湖に於て戰死	歩兵第十四聯隊	歩兵中尉	松岡輝朝
同	町	同年同月二十六日同國盛京省海城病院に於て傷死	歩兵第十一聯隊	歩兵伍長	行友正樹
同	町	同年十二月十三日旅順港封鎖の際戰死	軍艦高砂乘組海軍一等機關兵曹		後藤順二

水主町	明治三十七年十二月十三日	旅順港封鎖の際戰死	軍艦高砂乘組海軍二等機關兵曹	木本龜吉	
同町	同三十八年一月二十六日	廣島に於て病死	廣島陸軍豫備病院附雇員	龍神岩彙	
同町	同年三月一日	清國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	木本熊吉	
同町	同年同月同日	同國同省王家窩棚に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	野上俊藏	
同町	同年六月十九日	同國同省大連兵站病院に於て病死	同聯隊歩兵二等卒	武田猪三郎	
鍛冶屋町	同三十七年五月十五日	清國金州山東角沖に於て戰死	軍艦吉野乘組海軍一等水兵	高橋隆	
金屋町	同年八月二十二日	清國旅順に於て戰死	歩兵第三十九聯隊歩兵少尉	小野千代松	
同町	同三十八年三月五日	同國沙陀子附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	近藤林一	
河原町	同三十九年二月五日	同國戰地に於て負傷に因り自宅にて死亡	同聯隊歩兵二等卒	金谷芳藏	
上流川町	同三十七年七月二十四日	同國大石橋に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵少佐	坂戸直吉	
同町	同年十月二十日	同國煙台定立病院にて負傷に因り死亡	歩兵第十一聯隊歩兵少尉	高橋藏六	
同町	同三十八年三月十日	同國に於て戰死	後備歩兵第十一聯隊歩兵中尉	永山周次	
上柳町	同三十七年八月二十三日	旅順港盤龍山東舊砲臺に於て戰死	歩兵第三十五聯隊歩兵中佐	折下勝造	
同町	同三十八年六月二十四日	清國盛京省黑鴨屯舍營地に於て自殺	野戰砲兵第七聯隊一等主計	島田感應	
同町	同三十九年二月二十一日	廣島陸軍豫備病院にて病死	歩兵第十一聯隊歩兵少佐	佐藤介藏	

觀音町	同三十七年六月十五日	玄海灘に於て戰死	常陸丸乘組傭人	木村利三郎	
同町	同年十月三日	清國幽嶽城に於て病死	第五師團兵站司令部歩兵曹長	金子伊三郎	
同町	同三十八年三月一日	同國盛京省義套に於て戰死	野砲第五聯隊砲兵伍長	佐伯喜一	
同町	同年同月同日	同國同省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	寺田利助	
同町	同年同月同日	同國同省鴨子泡に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	畑茂一	
同町	同年同月五日	同國同省沙陀子西南方舊鐵道堤防に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	高橋芳太郎	
同町	同年六月十一日	同國遼陽兵站病院に於て傷死	同聯隊歩兵上等兵	秋本千吉	
同町	同年九月二十六日	自宅に於て病死	輜重兵第五大隊輜重輸卒	保谷幸吉	
同町	同三十九年二月八日	同上	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	長守平次	
同町	同年三月十三日	同上	騎兵第五聯隊騎兵伍長	中村六一	
小網町	同三十七年五月十五日	清國金州山東角沖に於て戰死	軍艦吉野乘組海軍一等兵曹	丹羽乙造	
荒神町	同年同月同日	同所に於て戰死	同海軍三等兵曹	大塚吉之助	
同町	同三十八年三月十一日	清國奉天附近に於て戰死	徒歩砲兵聯隊砲兵上等兵	保田寅吉	
同町	同三十七年五月十五日	同國金州山東角沖に於て戰死	軍艦吉野乘組海軍一等機關兵曹	森安太郎一	
同町	同年九月三日	同國遼陽附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	田中榮吉	

荒神町	明治四十年二月一日公務に基因し自宅に於て死亡	第十三補助輸卒隊輜重輸卒	木村福次郎		
國泰寺町	同三十八年一月九日廣島に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	原田平吉		
同町	同年三月一日清國盛京省王家窩棚に於て戰死	同聯隊歩兵少尉	荒木正武		
同町	同年同月五日同國沙陀子西南方に於て負傷第三野戰病院にて死亡	同聯隊歩兵一等卒	万代脩祐		
同町	同年同月九日同國に於て戰死	歩兵第四十二聯隊歩兵少佐	宮崎有一郎		
同町	同年同月十日同國撫順城に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	山口万吉		
同町	同年同月十四日同國帳子樓子に於て戰死	後備歩兵二十一聯隊歩兵少尉	林翅二		
同町	同年五月二十五日廣島陸軍豫備病院に於て負傷死亡	騎兵第五聯隊補充隊騎兵二等卒	大和三郎二		
小町	同三十七年八月八日清國大孤山に於て戰死	歩兵第十二聯隊歩兵大尉	森本重太郎		
同町	同三十八年二月五日廣島陸軍豫備病院に於て病死	騎兵第五聯隊補充隊一等主計	黒柳茂		
堺町二丁目	同年七月三十日公務に基因、自宅に於て死亡	近衛歩兵第一聯隊補充隊歩兵二等卒	長谷川倍一		
同三丁目	同年三月五日清國盛京省沙陀子に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵曹長	甲嘉三郎		
左官町	同三十七年十二月十三日旅順港封鎖の際戰死	軍艦高砂乘組海軍一等木工	村上房夫		
材木町	同年九月二十六日清國安東縣兵站病院に於て病死	輜重兵第五大隊輜重輸卒	竹村倉吉		
同町	同三十八年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵曹長	堀喜一郎		

同町	同年同月五日同國柳樹屯南端に於て戰死	歩兵第四十聯隊歩兵大尉	野村寛人		
鹽屋町	同三十七年十二月十三日旅順港封鎖の際戰死	軍艦高砂乘組海軍二等信號兵曹	藤重友輔		
下中町	同年九月三日清國遼陽に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵中尉	森田禎介		
同町	同三十八年三月一日同國盛京省鳴子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	垣上貢造		
下流川町	同三十七年十月十六日同國沙河に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵大尉	福原成一		
同町	同年十二月一日旅順二〇三高地に於て戰死	工兵第七大隊工兵中尉	伴直躬		
同町	同三十八年三月五日清國奉天附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	定末俊太郎		
同町	同年六月十五日同國大連に於て病死	兵器本廠大連支部手入工	伊藤吉太郎		
下柳町	同三十七年七月三十一日同國拆木城に於て戰死	歩兵第十聯隊歩兵二等卒	大森嘉五郎		
同町	同三十八年九月一日同國盛京省柴家窩棚舍營病院に於て死亡	第五師團糧食縱列輜重兵伍長	花上卯一		
新川場町	同三十七年五月十五日同國金州山東角沖に於て戰死	軍艦吉野乘組海軍二等筆記	井上章雄		
同町	同三十八年三月六日同國盛京省第二野戰病院にて傷痍死亡	歩兵第十一聯隊歩兵曹長	生田順助		
空鞘町	同三十七年八月三十一日同國遼陽附近に於て戰死	歩兵第三十四聯隊歩兵大尉	三上靖吉		
同町	同三十八年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	山本小市		
同町	同年同月五日同國沙陀子に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	奥本政人		

空鞘町	明治三十八年三月十日清國盛京省大石橋兵站病院に於て負傷にて死亡	歩兵第十一聯隊	歩兵軍曹	坂原賢一
同町	同年同月同日同國奉天附近に於て戰死	徒歩砲兵聯隊	砲兵上等兵	土井傳三郎
鷹匠町	同年同月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	長尾平吉
同町	同年同月十日同國奉天省毛家屯に於て戰死	徒歩砲兵四聯隊	砲兵曹長	武田政次郎
同町	同年四月四日同國盛京省小方士長に於て戰死	歩兵第五十四聯隊	歩兵上等兵	村上久吉
竹屋町	同三十八年三月一日清國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	中野靜吉
同町	同年同月同日同國同省王家窩棚に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	佐伯裕三郎
同町	同年召集中發病四十年十月二十二日自宅に於て死亡	歩兵第十一聯隊	歩兵二等卒	杉本勝太郎
立町	同三十七年七月二十四日清國大石橋に於て戰死	同聯隊	歩兵上等兵	田村庄次郎
同町	同三十八年三月十日同國撫順城に於て戰死	同聯隊	歩兵上等兵	田中松太郎
同町	同年九月二日同國江口兵站病院に於て病死	輕便鐵道班	鐵道工夫	荒谷虎槌
田中町	同三十七年九月二日同國遼陽に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵少尉	小●幡●松●熊●
臺屋町	同年十月十四日同國五里臺子東方高地に於て戰死	同聯隊	歩兵上等兵	土居壽一
同町	同三十八年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	前野久太郎
同町	同年同月十日同國撫順城に於て戰死	同聯隊	歩兵上等兵	伊藤伊太郎

同町	同年五月十六日自宅に於て病死	廣島灣要塞砲兵隊	砲兵助卒	土井五一
同町	同年八月三十一日清國奉天病院に於て病死	歩兵第九聯隊	歩兵曹長	高北豐男
同町	同三十九年二月十七日公務に因り自宅に於て死亡	野戰鐵道提理部附	車掌	保本龜吉
段原町	同三十七年六月十四日清國得利寺に於て戰死	野砲第十三聯隊	砲兵大尉	今●川●六●三●
同町	同年同月十五日露國ニコライ病院にて病死	御用船和泉丸乘組	等二給仕	石山富吉
同町	同年九月三日清國遼陽に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	金子金太郎
同町	同年同月同日同國遼陽附近に於て戰死	歩兵第二十聯隊	歩兵中尉	尾●山●隆●三●郎●
同町	同上	歩兵第十一聯隊	歩兵軍曹	坂田一之助
同町	明治三十七年十月一日廣島陸軍豫備病院にて病死	第五師團補助輸卒隊	輜重輸卒	眞志田藏三
同町	同年十一月二十六日清國に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	竹中新吾
同町	同三十八年三月二日同國奉天に於て戰死	騎兵第五聯隊	騎兵上等兵	田代榮吉
同町	同年同月八日同國盛京省楡樹堡第四野戰病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	石本久高
同町	同年七月七日朝鮮に於て自殺	第七師團野戰兵器廠附工兵上等工長		松井熊太郎
同町	同年八月五日清國盛京省西四方臺に於て病死	歩兵第二十一聯隊	附輜重輸卒	和田久太郎
同町	同三十九年三月二十八日公務に因り自宅にて死亡	歩兵第十一聯隊	歩兵大尉	湯●川●惇●一●

段原町	明治三十九年九月二十五日東京に於て公務に因り病死	野砲第七聯隊砲兵中尉	栗原潔	
斜屋町	同三十八年八月十三日清國鴨綠江軍に從ひ病死	第五師團兵站司令部歩兵曹長	久保田春藏	
同町	同年九月二十五日自宅に於て病死	輜重兵第五大隊輜重輸卒	櫻田五郎九	
鐵砲町	同三十七年七月二十四日清國胡家屯に於て戰死	野戰砲兵第六聯隊砲兵大尉	森秀吉	
同町	同三十八年三月一日同國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵軍曹	土井是	
同町	同年同月八日同國程三岑子に於て戰死	歩兵第五十七聯隊歩兵大佐	森祇敬	
寺町	同三十七年八月十三日同國通州に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	野地有吉	
天神町	同年九月一日同國盛京省分山勾舍營病院に於て病死	第十二師團第三野戰病院附代用馬卒	八木保吉	
同町	同三十八年三月五日同國沙陀子に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵伍長	矢野熊吉	
同町	同年六月二十五日同國遼陽兵站病院に於て病死	野戰重砲聯隊馬丁	米元庄太郎	
天滿町	同三十七年十一月五日同病院に於て傷死	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	熊田久吉	
同町	同三十八年三月一日清國盛京省鴨十泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	吉田幾太郎	
同町	同年同月同日同國奉天に於て戰死	同聯隊歩兵伍長	吉野利三郎	
同町	同年同月八日同國盛京省小方士長に於て戰死	歩兵第五十四聯隊歩兵上等兵	山下百太郎	
同町	同年八月五日同國柴窩棚に於て病死	歩兵第十一聯隊附輜重輸卒	白藤次郎	

十日市町	同年十二月二十一日自宅に於て死亡	廣島陸軍豫備病院看病人	廣永正三郎	
研屋町	同年一月十日自宅に於て病死	廣島陸軍豫備病院附看病人	今枝直吉	
土手町	同三十七年十二月十三日旅順港外に於て戰死	軍艦高砂乘組海軍大尉	木村昌二	
同町	同三十八年三月二十日清國盛京省樹林子定立病院に於て死亡	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	岡本榮次郎	
中島新町	同三十七年九月三日同國遼陽に於て戰死	同聯隊歩兵軍曹	和田藤治郎	
同町	同三十八年十月二十日同國盛京省全家窩棚舍營病院にて病死	第五旅團彈藥大隊代用馬卒	沖野森吉	
中島本町	同三十七年十一月二十六日戰死	歩兵第二十二聯隊歩兵二等卒	菅野庄治	
中町	同年七月二十五日廣島陸軍豫備病院にて死亡	陸軍二等縫工	倉內銀四郎	
同町	同三十八年九月五日清國盛京省西四方臺に於て病死	歩兵第十一聯隊歩兵二等卒	爲角文吉	
同町	同年同月十五日公務に因り病死	大阪陸軍豫備病院看病人	岩村才吉	
西九軒町	同三十七年六月十三日清國旅順口沖に於て戰死	吳鎭守府所屬水雷艇海軍二等兵曹	古田捨吉	
同町	同年七月五日軍艦海門沈沒の際戰死	軍艦海門乘組海軍一等兵曹	宮原峯吉	
同町	同三十八年五月十三日清國奉天附近に於て戰死	砲兵助卒	藤井茂吉	
西新町	同三十七年十月十五日同國三家子に於て戰死	徒歩砲兵聯隊砲兵助卒	友田長藏	
同町	同三十八年三月八日同國盛京省小方士長に於て戰死	歩兵第五十四聯隊歩兵上等兵	檜山辰五郎	

西大工町	明治三十八年三月二日清國盛京省王家窩棚に於て傷死	工兵第五大隊工兵上等兵	吉村敏朗
西地方町	同三十七年九月八日清國遼陽に於て戰死	重砲兵聯隊砲兵二等卒	二宮定吉
同町	同三十八年三月五日同國奉天附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	柴田乙吉
西引御堂町	同年同月十日同國奉天省毛家屯に於て戰死	徒歩砲兵聯隊砲兵助卒	吉川喜三郎
同町	同年五月二十四日廣島陸軍豫備病院に於て病死	廣島陸軍豫備病院附陸軍雇員	山縣寛知
同町	同年十月六日同病院に於て病死	同上看病人	林英吉
幟町	同三十七年七月二十四日清國大石橋に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	中山甚太郎
同町	同年同月二十六日同所に於て戰死	野戰砲兵第五聯隊砲兵中尉	國川完吾
同町	同年九月三日清國遼陽に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵大尉	村上翁藏
同町	同年十月二日同國大樂屯に於て病死	野戰砲兵第五聯隊砲兵大尉	貝塚重太郎
同町	同年同月十六日同國沙河に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵少佐	井上島人
同町	同三十八年三月五日同國盛京省沙陀子西南方舊鐵道堤防に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵伍長	安藤己之助
同町	同年八月二十二日周防灘に於て溺死	野砲第五聯隊砲兵軍曹	田中壽一
同町	同年同月二十四日清國旅順に於て戰死	歩兵第二十二聯隊歩兵大尉	川上喜八
白島九軒町	同三十七年十月十六日同國万寶山に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵特務曹長	西尾三吉

同町	同三十八年三月一日同國奉天に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	宗兼捨一
白島中町	同年同月十日同國奉天に於て戰死	砲兵助卒	高野萬藏
白島西中町	同三十七年六月十六日病死	第三師團臨時築城團附陸軍通譯	谷仙八
同町	同三十八年三月二日清國奉天附近に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	伊藤壽一
同町	同年四月十二日同國に於て戰死	歩兵第二十二聯隊歩兵少尉	久原磯次
白島東中町	同三十七年六月十五日芝海灘に於て戰死	御用船常陸丸乘組料理人	桂爲次郎
西白島町	同三十八年十月九日清國盛京省鐵嶺兵站病院に於て病死	歩兵第六十三聯隊代用馬卒	高橋重吉
東白島町	同三十七年月日不詳旅順方面に於て戰死	砲兵大尉	林正富
同町	同三十八年三月一日清國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	石光策免
同町	同年八月十四日同國同省鐵嶺兵站部病院に於て病死	第四軍兵站監部附陸軍三等軍醫	小出明德
橋本町	同三十七年七月二十四日同國大石橋に於て戰死	歩兵第四十一聯隊歩兵大尉	永井成太郎
同町	同年十月十二日同國五里臺子に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	苗岡代太郎
八丁堀	同三十八年八月二十一日廣島陸軍豫備病院に於て病死	廣島陸軍豫備病院附看病人	濱村久一
比治山町	同三十七年六月十五日芝海灘に於て戰死	御用船常陸丸乘組事務員	丸茂徹吉
平田屋町	同年三月七日清國盛京省傻家堡に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	金子末吉

平塚町	明治三十七年十月十五日清國五里臺子に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	平野理三郎	
同町	同年十一月十八日廣島陸軍豫備病院に於て病死	同聯隊歩兵二等卒	林源太郎	
同町	同年十二月十二日清國愼臺定立病院に於て病死	輜重兵第五大隊輜重兵上等兵	桑原龍三郎	
同町	同三十八年二月十五日同國に於て戰死	騎兵第八聯隊騎兵少佐	淺野力太郎	
同町	同年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	玉田要藏	
同町	同年同月同日同國同省同所に於て戰死	同聯隊歩兵二等卒	駒井睦	
同町	同年同月十日同國同省崔家堡第四野戰病院にて負傷に因り死亡	同聯隊歩兵一等卒	上田又吉	
廣瀨町	同三十七年九月二日病死	同聯隊歩兵上等兵	進藤協	
同町	同年同月同日清國遼陽に於て戰死	同聯隊歩兵二等卒	渡部繁一	
同町	同三十八年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	宮原久次郎	
同町	同年同月同日同國同省同所に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	松本喜代太	
同町	同年同月八日同國奉天附近に於て戰死	後備歩兵第五十四聯隊歩兵上等兵	藤井久吉	
同町	清國に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	山岡三六	
同町	明治三十八年十月二十七日同國奉天に於て病死	工兵第五大隊工兵一等卒	前野權左衞門	
同町	同三十九年三月十日廣島陸軍豫備病院に於て病死	第五師團第二糧食縱列輜重輸卒	新谷清吉	

福島町	同三十八年三月一日清國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	西原與一郎	
同町	同年同月同日同國同省同所に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	小松多一	
同町	同年同月五日同國同省沙陀子附近に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	丸山定一	
同町	同年同月同日同國奉天に於て戰死	同聯隊歩兵一等卒	堀川春吉	
同町	同年九月十二日同國鐵嶺に於て病死	第四軍兵站經理部一等靴工	土岡萬次郎	
袋町	同三十七年七月二十四日同國大石橋に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵上等兵	橋本吉之助	
船入町	同年九月二日同國遼陽に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	田中常吉	
同町	同年同月四日同國に於て戰死	同聯隊歩兵上等兵	田中光藏	
同町	同三十八年十一月十七日同國遼陽病院に於て病死	重砲第四聯隊砲兵軍曹	中島文太郎	
堀川町	同年三月一日同國盛京省王家窩棚に於て戰死	歩兵第十一聯隊歩兵中尉	堀田逸二	
松川町	同年同月同日同國同省同所に於て戰死	同聯隊歩兵大尉	池上新八	
同町	同年五月十一日旅順要塞病院に於て病死	大連碇泊場司令部日島丸機關長	野坂秀太郎	
同町	同三十九年二月二十八日廣島陸軍豫備病院にて病死	歩兵第十一聯隊歩兵伍長	中村範司	
的場町	同三十八年一月二十七日清國盛京省許家臺に於て戰死	野砲第五聯隊砲兵少尉	賀川潤	
同町	同年三月五日同國沙陀子南方に於て負傷第三野戰病院にて死亡	歩兵第十一聯隊歩兵一等卒	佐々木米次郎	

三川町	明治三十七年八月二十二日清國盛京省東鷄冠山に於て戰死	歩兵第二十二聯隊	歩兵大尉	柳川賢	
同町	同年同月二十七日同國に於て戰死	歩兵第二十聯隊	歩兵大佐	桂眞澄	
同町	同三十八年一月十五日廣島陸軍豫備病院に於て病死	歩兵第十一聯隊	歩兵一等卒	塚田房吉	
同町	同年二月二十四日清國馬群丹に於て戰死	歩兵第二十二聯隊	歩兵少佐	樋口千萬太	
同町	同年三月一日同國奉天に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	小川宇一	
同町	同年同月十四日同國盛京省鐵嶺南方關山張家樓子北方高地に於て戰死	同聯隊	歩兵曹長	吉野重三郎	
皆實町	同三十七年十一月十三日同國旅順に於て傷死	歩兵第二十二聯隊	歩兵一等卒	安倍重吉	
同町	同三十八年三月一日同國盛京省鴨子泡に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	濱井次郎太郎	
同町	同年同月十五日同國同省崔家堡戰地定立病院にて負傷に因り死亡	同聯隊	歩兵一等卒	片島雄二	
同町	同年十月十八日同國鐵嶺に於て病死	工兵第五大隊	輜重輸卒	大久保音之進	
南竹屋町	同三十七年六月十五日玄海灘に於て戰死	御用船常陸丸乘組一等給仕		末塚信之助	
同町	同年八月三十一日清國除家溝に於て戰死	近衛歩兵第三聯隊	歩兵少尉	松島茂	
同町	同年十月十二日同國ペインに於て戰死	騎兵第五聯隊	騎兵一等卒	青木與	
同町	同年十二月十一日廣島陸軍豫備病院に於て病死	第五師團兵站司令官歩兵少佐		松島貞祥	
同町	同三十八年三月五日清國に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵等上兵	平賀定雄	

同町	同年十月二十二日同國安東縣兵站病院に於て病死	第五師團補助輸卒隊	輜重輸卒	德永熊夫	
元柳町	同年三月五日同國盛京省門花堡方に於て戰死	歩兵第十一聯隊	歩兵上等兵	佐々木次郎一	
同町	同年同月二十六日同國王家窩棚に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	田中嘉一郎	
藥研堀	同三十七年七月二十四日同國大石橋に於て戰死	同聯隊	歩兵一等卒	吉田正造	
同町	同年八月十九日廣島陸軍豫備病院に於て病死	第一師團第二野戰病院附馬丁		高谷正吉	
吉島町	同三十八年七月二十四日同病院に於て病死	廣島陸軍豫備病院附看病人		深瀨久次郎	

日獨戰役

住所	戰病死年月日及其場所	所屬部隊及官等	氏名
鐵砲屋町	大正三年十月二十五日支那山東省孤山附近にて負傷後死亡	重砲兵第四聯隊砲兵特務曹長	脇永完次

帝國在鄉軍人會廣島聯合分會

帝國在鄉軍人會廣島聯合分會　明治四十五年の創設に係れり，是より先き

第四節　軍事的私設事業

明治三十五年四月、廣島聯隊區司令官森歩兵中佐は、現役軍人の滿期退營後、日を經るに從ひて、安逸に流れ、尚武の氣象を失ひ、甚しきは帝國軍人たるの名譽を汚損する者を生ずるに至るを深く憂慮し、爰に在鄉軍人の品位を高め、後進者の模範たらしめ、且軍事思想を發揚して、尚武の氣象を振起せしめんと欲し、管内の各郡市長と謀りて「藝陽在鄉軍人會」なるものを組織し、同年六月八日其發會式を擧げ、同時に廣島支會を設置したり、是れ抑〻本市に於て在鄉軍人會を組織せし嚆矢なりとす、爾來年を逐ひて、會運次第に隆昌に赴きしが、偶〻日露大戰役に際會し、會員の多くは召集に應じて從軍するに及び、遂に散會するの已むを得ざるに至れり、然るに戰役後、本市に於て再び斯會設立の必要を感じ、當時の廣島聯隊區司令官千秋歩兵中佐よりも再三勸誘する所ありしも、本市は戰後大小事務の整理に繁劇を極め、未だ之を設立するの機運に到らず、漸く明治四十一年の夏に至り、當時の市長高東康一、發起して廣島市在鄉軍人會を組織し、會則を設け、會長は本市在籍在鄉の佐官に、副會長は同尉官に、各區長・副區長は尉官以下に、評議員は廣島市長及助役に、事務員は本市兵事係主任に依囑し、事務所を本市役所内に設置し、四十一年六月其發會式を擧げたり、而して四十五年帝國在鄉軍人會を組織せらるゝや、本市の在鄉軍人會は其廣島市聯合分會と爲りて、市内を十七區に分ち、各區に分會を置き、軍人に賜はりたる勅諭（大正三年十一月三日）の御趣旨を貫徹するに力め、以て其本分を完ふするを目的と爲し、左の事業を行へり、

一、分會の統一指導上必要の事項を協定する事、
二、三大節には拜賀式を行ひ、當師團觀兵式施行の際は之に參列する事、
三、定期廣島招魂祭に參拜する事、
四、每年少くとも一回總會・射擊會・武術會等を開催する事、
五、戰病死者幷に公務に起因して死亡せし者及死亡會員の祭典を行ふ事、
六、以上の外、聯合分會評議員の決議したる事業、

日本赤十字社廣島支部

日本赤十字社廣島支部　明治廿一年七月十日の創設に係れり、是より先き廣島鎭臺軍醫部長長瀨時衡、東京博愛社の旨趣に基きて、一社を廣島に起さむことを企圖し、時の本縣知事千田貞暁と共に同志の間に斡旋し、終に明治十九年十二月廣島博愛社を創立し、郡區長・町村戶長に依賴して、專ら社旨の

普及と社員の募集に努め、爾來漸次加盟者を增加せしが、同年十一月勅令を以て、我帝國は瑞西國外十一箇國の間に締結せる赤十字社條約に加入する旨を公布せられ、尋で東京博愛社を日本赤十字社と改稱せらるゝに至り、二十一年七月十日廣島博愛社も亦其支部と改稱せり、而して始め博愛社創設の際は、事務所を本市下中町（現今博愛病院のところ）に設置せしが、其後廣島縣會議事堂・袋町同進社・水主町興產義會本部・中島新町第百四十六國立銀行內等に數次移轉し、其實務も特別に專任者を置かず、縣兵事課に於て取扱ひ來りしも、明治二十七八年の戰役に際し、事務漸く多端に赴きしに依り、二十八年五月專任事務員を置き、縣廳內の一室に專用事務所を設けたり、明治三十三年北淸事變に遭遇するや、事務頓に擴張し、社運も亦隆昌に赴き、事務室は狹隘を感ずるに至りたれば、茲に事務所の新築を計畫し、市內千田町に新築して移りたるは明治三十六年六月六日なり、而して過去戰役其他變災に於ける行動の大要を記すれば、明治二十七八年戰役の際は、看護婦十三名を數回に分ちて本社の召集に應ぜしめ、又醫員一名・看護婦二十八名看護人十四名を數度に募集して本社の採用に供し、軍隊の出征と凱旋とに當りては、職員廣島驛幷に宇品埠頭に之を送迎し、廣島豫備病院及吳海軍病院に收容の患者を時々慰問して物品を寄贈し、二十八年七月二十五日廣島豫備病院より東京仙臺・名古屋等の各地へ負傷病兵轉送中、縣下山陽線糸崎・尾道間に於て列車轉覆し、死傷者を生じたる際は、直ちに看護婦十一名を派遣して、死傷者の救護に從事せしめ、且部員は慰問として出張、金員を贈與し、三十二年九月三日米國軍隊乘組運送船「モーガンシチー」號の縣下御調郡三浦村鏡の浦に於て沈沒の際は、幹事・事務員・醫長各一名、看護婦二名を遭難地に派遣したるも、幸に手當を施すべき傷病者なきを以て、遭難者に慰問として鷄卵三千箇・薪材若干を寄贈して還り、三十三年北淸事變の起るや、醫員二名・調劑員補・書記・看護婦長各一名、看護婦十名を召集して一箇班を組織し、廣島豫備病院に派遣し、又醫員二名・調劑員補・書記各一名、看護婦十名を召集して一箇班を組織し以て、淸國天津に派遣し、其他醫員二名・看護婦十二名・看護人三名を本社救護班の編成要員に供し、內外人傷病者の宇品入港の時は、部員これを埠頭に迎へ、廣島豫備病院に收容中は、時々慰問して諸種の物品を贈れり、三十六年六月十四日安藝郡倉橋島及賀茂郡廣・仁方地方水害の爲め、多數の死傷者を出すや、

愛國婦人會廣島支部

縣知事の請求に依りて、醫員二名・看護人四名を分遣して救濟に努め、三十七八年の戰役に際しては、特に當支部内に臨時救護部出張所を開設せられ、廣島豫備病院に十五箇班、陸軍病院に二箇班、吳海軍病院に二箇班、陸軍病院船乘組の爲め宇品碇泊場司令部に三十八箇班、本社病院船の二艘及戰地派遣のもの二十七箇班、患者輸送縱列一箇班を派遣し、事務頗る多端なりしも、其出張所職員は本社派遣の書記一名を除くの外は、所長以下參事部員・書記等に至るまで、都て當支部の職員兼囑兼任に依りて處辨したりき、是時當支部の編成に屬せし救護班は、宇品碇泊場司令部に一箇班、廣島陸軍豫備病院に一箇班、戰地派遣のもの一箇班にして、其他救護員補充の爲め、曾て看護の經歷を有する一般の志願者を數次に募集し、臨時看護婦二十九名・臨時看護人六名を當支部の補缺に充て、又臨時看護人六十七名を本社の採用に供せり、四十年七月十五日安藝郡矢野・坂・奥海田地方水害の爲め、多數の死傷者ありし時は、縣知事の請求に依り、醫員一名・看護人六名を派遣して、其月二十七日まで救護を爲せり、愛國婦人會廣島支部　明治三十四年六月始めて廣島に設置せられ、當時の縣知事江木千之の夫人中子を支部幹事長と爲し、各郡市に幹事を置き、軍人の遺族及廢兵等に對して救護の實を擧ぐるを目的と爲せり、初め會員の數は極めて少く、僅に八十九名に過ぎざりしが、漸次に入會者增加し、明治三十八年には一萬千百二十九人となり、續て三十九年六月戰後の大局に際し、會員の大募集を行ひ、同年十二月末には一萬千五百三十三人の多數に上り、爾來益增加して、大正八年十二月には四萬千三十五人を算するに至れり、而して創設の際は、事務所を縣廳内に設置せしが、大正元年七月市内千田町なる赤十字社廣島支部内に移轉せり、三十六年十二月支部に顧問（縣知事）を置き、從前の幹事長を支部長と爲し、副幹事を支部副長と爲し、三十七年十一月郡市の幹事を幹事部長と爲し、同時に郡市長を以て其顧問と爲せり、明治三十七八年の戰役起るや、本支部は二年有餘の日夕、風雨寒暑を冒して、廣島驛或は宇品埠頭に出征及凱旋軍隊を送迎せし外、宿舍を訪問して之を慰藉し、出征軍隊に寄贈物品募集の爲め一般同情者の勸誘に努め、出征軍人の留守家族を訪問して、時に物品を送りて無聊を慰め、又廣島陸軍病院及吳海軍病院を訪問して、傷病患者に金品を寄贈し、戰病死者の葬儀及追弔法會には會員幷に職員、每に會葬したり、四十一年には韓國駐劄軍隊幷に憲兵・警察官に對し、

會員幷に有志者より慰問袋一千百餘箇及金貳百九拾貳圓餘を寄贈し、四十三年以來兩度に臺灣討蕃隊慰問袋料として金壹千參百拾圓餘を寄贈し、大正元年第五師團の滿洲守備として駐劄中は、慰問袋四千五百有餘個を寄贈し、大正七年には西伯利亞出征の第五師團兵幷に吳鎭守府所屬の海軍軍人へ慰問袋一千四百五十二個を、同八年には西伯利亞派遣の第五師團軍隊へ同九千八百八十三個を寄贈せり、

第十五章　救恤

第一節　救濟

明治三年二月政府は夫食種籾類燒農具代借用出願の者には都て無利息にて之を貸與し、年賦返納の規程を設け、同年五月類燒窮民の救恤規則を定め、四年六月行旅商人取扱規則幷に棄兒救育米支給規則を規定し、棄兒の救育には從來所預りのものゝみに給米し、貰受人あるものには之を支給せざりしが、是時より所預りと貰受とを問はず、總て棄兒十五歲に達するまでは、毎年米七斗を支給することゝ爲せり、同年十一月縣治條例の發布あるや、救民一時救助規則を規定して、水火の難に遭ひ、家屋を失ひ、凍餒に迫る者は、男一人一日米三合（麥は六合、雜穀は九合）女一人一日米二合（麥は四合、雜穀は六合、但、六十歲以上十五歲以下は女の部に入る）の割合を以て十五日分を救與し、又家屋を造るの資力なき者には一戶につき五兩乃至三兩を貸與し、類燒に依り農具を失ひし者には其調製費を貸與し、非常の天災には夫食種籾を貸渡すことゝ定めたり、明治六年三月三胎兒を出產

せる者にして、家計困難なるものには、養育料として一時金五圓を給與し、同年四月棄兒養育米支給年齡滿十五年を滿十三年までと改む、七年十二月恤救規則を發布し、赤貧の獨身者には癈疾に罹り産業を營む能はざる者、其他七十歳以上又は十五歳以下にして重病或は老衰して産業を營む能はざる窮迫者等には應分の救米を給與せり、同年四月廣島縣權令は、風災に罹り家屋倒潰自營する能はざる者にも、水火罹災者と同樣救助幷に家作費の貸與を爲すべき旨を達せり、

是れより先き窮民の一時救助規則は四年十一月發布の縣治條例に依り制定されたるものありしも、八年七月更に改正して、流行病に罹り飢餓に迫るものにも、水火の難民に準じて救助せしめ、連村連市一時に暴災に罹り窮迫せるものには、十日以內の焚出米を給與し、耕牛馬の非常の斃れし時は、其買入れ代價貸附等の數項を加入し、越えて十年九月水旱其他非常の凶災に罹り、地租改正の際、確定せし收穫高に比較して一村田方平均五步以上の損耗に涉る時は、年限を定めて租稅の延納を許可し、十三年六月備荒儲蓄法の制定あるや、從來制定の窮民一時救助規則及び凶歳租稅延納規則は備荒儲蓄法の施行と共に廢止となれり、是に於て十四年一月十九日廣島縣令は備荒儲蓄金穀取扱心得を規定して、戶長幷に郡區長の取扱及儲蓄米穀管守の規程を定む、同年八月單身の赤貧者にして家業を執る能はざる者、若くは家人あるも老幼癈疾にして他に賴るべき親戚なき者、若しくは家人あるも老幼癈疾にして家業を執る能はざる者の患者に施藥治療の規則を設け、同年十月地方稅中救育費施行規則を布達せられ、十六年四月二十八日行旅人が重症飢餓に迫り捨置き難き者の取扱手續を定め、同年七月備荒儲蓄法施行規則取扱順序を定め、同年度より之れを施行せらる、同年九月施藥治療規則を更定す、同年十二月行旅病人及死亡人救護幷に假埋葬取扱心得を定め、總て其費用は戶長役場費を以て支辨する事となれり、十八年六月地方稅を以て支辨すべき救育規則を改正して、同年七月より施行せしが、十九年三月再改正あり、二十一年四月備荒儲蓄經濟を郡區部に分別し、其儲蓄現金は二十一年度當初の現在に基き、區郡各部地租豫算高に割合分別す、二十二年三月縣達を以て迷兒は棄兒に準じて取扱ひ、家元發見するも其費用辨償の資力なきときは、養育費より之れを支辨せしめらる、同年市制の實施あるや、十一月市會の議決を經て、更に廣島市救助規則を制定し、二十

三年七月本市救助規則中の改正を行ひ、二十四年十二月縣訓令を以て傳染病に罹りたる赤貧者取扱規則を定められ、二十六年九月本市は六種傳染病罹病赤貧者救護規則を定め、罹病者赤貧にして其費用地方稅の支給を受くる能はざる者を救育し、費用の科目金額をも定むる所あり、二十七年十月市會の議決を經て豫後備兵家族救恤規則を定め、二十九年五月又廣島市救助規則を改定す、二十九年六月廣島市傳染病者救療規則を定め、先きに制定したる六種傳染病罹病赤貧者救護規則を廢止せり、三十三年七月豫後備兵家族救恤規則中に補充兵をも加ふることゝ爲せしが、次で翌八月豫後備兵家族救恤規則を廢止せり、三十八年五月縣令を以て養育兒監護規則を定められ、四十一年十月縣達を以て救濟所設置規程を定め、何等の名義を問はず、私人に於て一定の場所を設け、老幼疾病者、不具癈疾者、窮民又は免囚等を收容救濟せんとする者は、法令あるものゝ外は目的、名稱、管理及維持の方法等を具し、縣廳に申請して其許可を受け、每年度事業の成績を翌年一月中に縣に報告すべき旨を令せらる、四十四年四月施療規則を定め、本縣内の住民にして難病に罹り資力なき爲め醫藥を受くる能はざる者は、本人又は親族若くは隣佑（親族なきときより）居住地の市町村長の證明書を添へ、縣立廣島病院に願出で許可を得て、無償施療を受けしむる事となれり、同年本市は市内竹屋村に廣島市施療院を開設し、本市在住の赤貧者にて、(一)恤救規則及廣島市救助規則に依り救助を受け居る者及其家族、(二)貧困の爲め諸稅賦課の免除を受け居る者及其家族、(三)生計の資力なき者、(四)自活し得る者と雖も醫療の資なき者等に施療を受けしめ、而して施療患者の藥價食費、其他施療上の費用は總て之れを徵收せざる事とせり、然るに大正四年十月之れを廢止し、同年十一月更に本市救助規程を設け、本市住民中市長に於て救助の必要ありと認むる者は(一)食費(二)施療(三)葬費の三種に分ちて之れを救助し、食費は一日金八錢以内と爲し、每月初旬其月分を交付し、若其救助を受くる者疾病に罹るか又は之れを受けざるも疾病療養の途なき者ある時は、施療券を交付し、指定の醫師に就きて、其治療を受けしむ、而して救助を受くる者死亡し又は救助を受けざるも赤貧にして埋火葬費支辨の途なき者には金參圓以内の葬費を支給することゝ改めたり、

第二節　感化救濟事業

感化救濟事業

感化救濟の事業に就ては、個人又は團體の經營に依りて之を設立せるもの少しとせず、明治三十一年一月三十日英照皇大后崩御あらせらるゝや、明治天皇は特に詔して各地慈惠救濟の爲めに內帑の金を下し賜ひ、本縣へは貳萬五千圓を下賜ありしかば、縣は縣會の議決を經て、三十三年一月恩賜記念慈惠基金管理規程を設け、縣經濟の特別會計として之れを保管し、每年度縣費より七千圓を支出し、其他寄附金及び利子金を組入れて其增殖を圖り、其額拾萬圓に達したる時、其利子金を以て慈惠救濟の費用に充つることゝ爲したり、是より先き本市に於ては二十八年の頃、大須賀町の北村藤三郎なるもの貧兒救濟敎養の必要を感じ、修道學院なるものを創設せしを始とし、三十二年七月眞宗崇德社の慈善的事業として尾長町に廣島感化院幷に廣島育兒院を、又千田町に廣島保護院を設立し、三十八年六月には廣瀨町に廣島慈惠院を設立して、孤貧兒老病者及免囚の保護を爲し、四十年六月には福島町に福島町民一致協會を組織して、其地方の改善救濟を圖れり、四十一年九

月內務大臣は廣島縣に感化法を施行することゝ定むるや、縣知事は內務大臣の認可を經て、廣島市尾長町廣島修養院を本縣感化院の代用に定め、次で感化法施行細則を定めて、其取扱方を規定し、感化院長は處務細則其他必要なる院內諸規程を定めて知事の認可を受けしむ、而して現時本市に於て經營中に係るものを揭ぐれば左の如し、

廣島修道院

廣島修道院　市內大須賀町に在り、明治二十二年の頃、北村藤三郎舊藩儒者山田養吉と協力提携して修道學會なるものを設け、廣島東部の青年男女を指導し、道德の涵養及人道の實踐を期せしが、其後修道會と改稱し、更に廣く會員を募集し、每月一回會合して、精神講話或は敎育談話を爲し、以て道德の修養を圖り、又女子部を婦人會と稱し、專ら婦道の修養に努め、又貧兒を集め、學用品を施與或は貸與して日用必須の學科を敎授するに至れり、明治二十八年藤三郎は私財を投じて院舍を建設し、廣く赤貧者の學齡兒童を敎育することゝ爲し、名づけて修道院と稱し、後ち慈惠學院と改稱せり、是れ實に廣島縣に於ける貧民學校の嚆矢たり、明治卅四年更に事業を擴張して廣島孤兒院を開設し、孤貧兒の養育を行ひ來りたるが、大正二年四月慈惠學院を廢

し、專ら孤貧兒の收容養育を爲すことゝ定め、大正六年一月廣島修道院と改稱し以て現今に及べり、明治三十四年孤貧兒收容以來毎五箇年末の人員並に經費を擧ぐれば左の如し、

區別	明治三十四年	同三十九年	同四十四年	大正五年	同七年
收容人員	二人	四六人	五六人	六六人	五三人
經費	一、二九二円	二、六五七円	七、一九四円	三、三九八円	四、三八五円

●廣島保護院●●●●　市内千田町に在り、明治三十二年七月の創立に係り、廣島修養院と共に元と眞宗崇德教社の慈善的事業として出獄人を收容し、教育に關する勅語幷に戊申詔書の聖旨を奉戴し、忠君愛國・勤儉貯蓄の精神を養成し、眞俗二諦の教義に依り之を保護指導して、其身に伴ふ社會生活に加入するの困難を救濟し、獨立自營の國民に復歸せしむるを目的とす、其施爲する事業の總括を列擧せば、(一)院内に收容し、職業を授け、直接保護し、又は院外の雇主に紹介依託就職せしめ間接保護すること、(二)所屬寺院教會と聯合し、鄕黨に委託し、以て各自の家庭又は親戚・篤志家の家庭に入らしめ保護すること、

(三)引取人の到着するまで一時宿泊保護を與へ、又は引取人の出頭せざるときは最寄の驛又は乘船場若くは本人の歸住地まで保護同行すること、(四)在監者の留守家庭を訪ひ、其改善に努め、豫め出獄後の歸住に差支なからしむること、(五)在監人に接見し、謹愼を策勵し傍ら精神上の慰安者を以て任すること、(六)在監人の留守家族の扶助、又は出獄者の親戚故舊及び被害者との融和調定を圖ること等にして、創立の當時は市内國泰寺町に開設せしが、其後大日本佛教慈善會財團の經營に移り、明治三十九年八月市内荒神町に移轉し、次で同四十一年四月亦國泰寺村の舊院舍に移り、同四十二年六月現在の地所を買求め同四十三年十二月宇品水上警察署舊廳舍の特別拂下を受け、移築して同四十四年四月之れに移り、以て現今に至る、而して本院維持の方法は大日本佛教慈善會財團の出資を始とし、官府の奬勵助成金及特志者の直接寄附金幷に院の雜收入等に依り維持經營す、

●廣島修養院●●●●　市内尾長町に在り、明治三十二年七月の創立にして、元と廣島感化院と稱し廣島保護院と共に眞宗崇德教社の慈善的創設に係り、感化法第五條の各號に該當する少年を收容し、教育に關する勅語及戊申詔書の聖

廣島育兒院

旨と佛教の教理とに基づき、感化教育を施して改過遷善せしめ、將來獨立の良民たらしむるを目的とす、創立當時は市內國泰寺村廣島保護院內に開設せしが、明治三十三年一月同村內の民屋を借り受けて別設し、其後同三十四年七月市內白島九軒町正觀寺內に移轉せしが、建物狹隘にして充分なる設備をなす能はざるに依り、同四十年の春現在の地所を卜して建築に着手し、同四十一年一月之れに移轉す、次で同年七月名稱を廣島修養院と改稱す、同年十月廣島縣代用感化院に指定せられ、以て現今に至る、本院維持の方法は大日本佛教慈善會財團の出資及び縣の補助費を以て維持經營す、

●●●●育兒院　市內尾長町にあり、明治卅二年七月の創立にして、廣島修養院・廣島保護院と共に、眞宗崇德教社の慈善的創設に係り、無告の孤兒貧困兒童を救濟して智德を養成し、獨立自營の道を得せしむるを以て目的とす、本院創立の當時は市內寺町正善坊內に開設せしが、明治三十三年三月安佐郡三篠町字楠木に移り、後又三十五年一月市內新川場町延命院構內を借り受け移轉せり、然るに院兒の收容、增加するに隨ひ、院舍狹隘を告げ、敎育上・衞生上共に不便なるを以て、終に現今の地を卜し、明治三十八年八月院舍を新築して、同年九月之れに移轉せり、而して本院維持の方法は、最初は眞宗崇德教社の創設經營する所なりしも、明治三十五年七月六日、日本佛教慈善會財團の事業となり、其財團の出資及び世の同情者の寄贈金品等に依りて維持經營せり、

廣島養老院

●●●●養老院　もと廣島慈惠院と稱し、世に不幸なる孤貧兒・遺棄兒と扶養義務者なき老衰者及び賴る邊なき不具癈疾者とを收容扶掖し、社會の缺陷を救濟するの目的を以て、明治三十八年六月二十五日市內廣瀨町字末廣町に開院す、然るに其後時勢の推移と市の狀況とに鑑み、收容の孤貧兒・遺棄兒は大正六年五月之れを廣島育兒院に引繼ぎ、老衰癈疾者のみを扶養することゝ爲し、茲に名稱を改めて廣島養老院となせり、院舍は男女を併せて五十名を收容し得るの設備にして、大正六年十二月末現在の收容人員は九十四歲の高齡女子以下二十二名なり、而して在院者中一朝罹病の場合は大方慈善醫に乞ふて、實費投藥施療を求め、且每月一回乃至二回各宗布敎師に來院を乞ひ、說敎或は道話を聽かしめ、以て煢獨を慰むると共に日常の安靜を與へ、人間最期の終焉を完からしむるを期せり、院務は院長中川有一以下四名之れ

に膺り、經費は會員の會費、廢品募集換價金、賣藥歩金、臨時慶弔喜捨寄贈金及其筋の補助金を以て維持經營す、

市●●●の施設（救助、施療）　從來窮民救助は、主として國費の支辨に屬したるが、漸次市町村をして處理せしめらるゝに至りたるを以て、本市に於ても、明治二十九年五月救助規則を制定し、爾來國費救助と相俟て之が救濟を爲すことゝせり、然れども其當時は國費救助者の數尚ほ多かりしが、明治四十三年以降、國費救助者減少すると同時に、市費救助者を增加するに至れり、今其概況を表示すれば左表の如し、

區別	國費救恤			市費救恤		
	人員	救助費		人員	救助費	
明治三十二年	四三人	八五四	円	五人	五一	円
同　三十七年	三八	七三三		五	三四	
同　四十二年	三一	六〇四		二三	二二〇	
大正二年	一八	三八九		八三	一、七五八	
同　七年	一二	三一一		九九	二、四二五	

而して貧窮病者に對しては、從來藥價救助の法を設け施療し來りたるが、明治四十四年市に於て施療院を設け、之に收容加療することゝせり、而して同院は實際の狀況に鑑みて、大正四年十月之を廢止し、貧窮患者は市より之を病院又は醫師に附託して施療することゝ定めたり、而して貧窮患者に對しては、恩賜財團濟生會も亦市と同樣の方法を以て施療しつゝあり、

第十六章　褒賞

孝子・義僕・其他篤行者の褒賞に就ては、藩政時代に於ても、特に之れが表旌に重きを置きて取扱ひしが、維新後政府も亦これを以て重要政務の一となし、判任官以下一般庶民に至るまでも、褒賞の事は總て經伺の上にて施行せしめ、殊に遠隔の地にありては、其行賞の機を逸せんことを慮り、明治五年正月太政官達を以て、經伺の暇なき場合に限り、一人に付、金は二千疋、米は二俵迄を地方官の見込に依りて施行するを得せしめらる、八年七月賞與條例幷に賞盃條例を制定して、賞與は孝子・貞婦・義僕等の篤行者に、等級を分つて金員を賞與し、賞盃は學校・病院・其他道路・橋梁及濟貧・恤窮等の費用を差出したる者に、金額に依つて銀盃・木盃を賞賜するの制を定めらる、十四年十二月更に褒章條例を發布して、褒賞を紅綬・綠綬・藍綬の三種に分つて、紅綬は自己の危難を顧みず人命を救助せし者、綠綬は德行卓絶なる者、藍綬は公衆の利益を興し成績著明なる者に之れを授くることゝなり、爰に始めて褒賞規程は完

備するに至れり、十六年一月褒章條例に依り褒章を賜ふべき者又は公益の爲めに金穀財產等を寄附したる者は、金銀木盃若くは金圓を賜ひ、又は褒章と金銀木盃金圓を併せ賜ふことゝなるや、同年三月太政官達を以て、其賜與手續を制定せらる、二十年五月防海の事業を贊成し、私財獻納者に授與する爲め、勅令を以て臨時に黃綬褒章を制定し、金章・銀章の二種に分ち、獻金者に授與せられたり、二十三年四月褒章賜與の範圍を擴めて、實業に精勵し、民衆の模範たるべき者にも、綠綬褒章を賜ふことゝなり、次で同年七月亦公共事務に勤勉し、功勞顯著なる者にも、藍綬褒章を賜ふことゝなりしが、二十七年一月褒章條例中を改正せられて、綠綬褒章は孝子・順孫・節婦・義僕の類にして德行卓絶なる者、又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者、藍綬褒章は學術技藝上の發明・改良・著述・教育・衞生・慈善・防疫の事業、學校の建設、道路・河渠・堤防・橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水產の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明なる者、又は公同の事務に勤勉し効勞顯著なる者に授與せらるゝ事に改められる、而して廣島縣は四十二年三月褒章事務取扱手續を定めたりしが、四十四年五月更に其取扱手續を改定して、郡市町村長又

は警察署長・警察分署長より受賞者を具申する時の事項を規定し、町村長は郡長を經由して知事に具申し、郡市長又は警察署長・警察分署長は直に之を知事に具申せしめらる、且又郡市町村長又は警察署長・警察分署長は其部内に於ける「篤行者名簿」を備へ置き、受賞の年月日、篤行の種類、賞與の種別、住所氏名、生年月、職業等の記載を爲せり、四十一年三月本市は市會の議決を經て、廣島市功勞者表彰規程を設け、市吏員又は市民にして、左記各項に該當する者ある時は、本規程に依り金銀木杯の三種に區分し、褒狀を添へて之を表彰せり、

一、十二年以上市吏員其他市の公職に在る者、及在りし者にして功勞顯著なる者、

一、前號の年限に滿たずと雖も、特に功勞顯著なる者、

一、町村總代・衞生組長・副組長・衞生委員・水道共用栓總代又は市民にして本市の公益に關して功勞顯著なる者、

同時に功勞者臨時調査委員設置規程を定め、市參事會員二名・市會議員七名を以て之を組織す、四十五年六月本市功勞者表彰規程に依り表彰すべきものゝ內、既に死亡したるものある時は、其贈與すべき記念品は之を其遺族に交付することゝなせり、而して本市在籍者にして、褒章條例に依り綠綬褒章・藍綬褒章を下賜せられたる者を掲ぐれば、左の如し、

資性溫厚、夙に女子教育の必要を感じ、市內有志と圖り、明治二十一年私立高等女學校を創設し、爾來之が經營の任に當り、拮据二十餘年、設備整頓し、初志を貫徹するに至る、同四十一年私立山中高等女學校と改稱し、今や校運隆盛に達し、學業進歩を加ふ、卒業生を出す事二千名に垂んとす、其成蹟著明なりとす、依て明治十四年十二月七日　勅定の藍綬褒章を賜ひ、其善行を表彰せらる、

廣島市國泰寺村　　山中正雄

明治四十二年十一月二日

○

資性溫和、夙に和漢の學を修め、明治二十一年私立廣島高等女學校の設立せらるゝや、聘せられて講師となり、尋で校長となり、克く校主を輔けて、專ら生徒の薰陶に努め、諄々敎へて倦まざること、茲に二十有二年、今や歸喜壽を踰ゆるも益〻斯業に盡瘁せり、現今生徒の數六百名に達し、既に業を卒ふるもの二千名の多きに垂んとするの盛況を見るに至りたる所

廣島市水主町　　松岡ミチ

以のもの、一に教養の力に由らずんばあらず、洵に成蹟著明なりとす、依て明治十四年十二月七日　勅定の藍綬褒章を賜ひ、其善行を表彰せらる、

明治四十二年十二月二日

○

廣島市細工町　　高坂萬兵衛

資性沈著夙に志を燐寸に注ぎ、研鑽して其製法を悟り、明治十三年同志と倶に快樓社を興し、燐寸製造に從ひしも、功將さに成らんとして蹉跌し、尋で軸木を製造し、苦心經營、大に利する所あり、有志者に之を勸誘し、各地に軸木の製造を見るに至れり、後再獨力燐寸製造に從ひ、製品を改良して印度及韓國に輸出し、清國に販賣支店を設け益、販路を擴張し、聲價頓に加はり、外品を凌駕するに至らんとす、又滿洲を視察して、其製造の有利なるを知り、日清燐寸株式會社を興し、選まれて社長となり、鋭意熱心斯業の發達に努む、洵に實業に精勵し、衆民の模範たるものとす、依て明治十四年十二月七日　勅定の綠綬褒章を賜ひ、其善行を表彰せらる、

明治四十三年六月三日

○

廣島市大手町七丁目　脇　清之

亡父脇隆景資性堅實、夙に食料罐詰製造業を創め、幾くもなく多大の損失を蒙り、將に家産を蕩盡せんとするの悲境に陷りたるも、毫も屈撓せず、更に工場を建設し、汽機器械を設備し、罐の蓋底著螺器及小蓋著器械を發明し、其他生肉貯藏及職工待遇の方法を講ずる等、刻苦經營、製品の改良と事業の擴張を圖り、大に聲價を博す、其誘致するところ、同業者を增加し、遂年斯業の隆昌を來し、今や鮮下重要物産の一たるに至りたるもの、其効勞與て大なり、洵に奇特とす、依て爲メ其銀杯壹個下賜候事、

大正六年一月十六日

（賞勳局總裁）

○

廣島市堺町四丁目　古川久吉

大正八年三月、廣島市船入病院敷地として畑二千三百八十七坪寄附す、依て大正七年九月十九日　勅定の紺綬褒章を賜ひ、以て之を表彰せらる、

大正八年十一月十一日

○

廣島市八丁堀　野口遵

自大正七年六月至同九年三月、熊本縣八代郡鏡町橋梁架設費府立大阪醫科大學基本金及廣島市廳舍建築費金拾萬貳千七百五拾圓寄附す、依て大正七年九月十九日　勅定の紺綬褒章を賜ひ、以て之を表彰せらる、

大正九年十一月二十二日

○

大正九年三月、帝國水難救濟會廣島支部基金として金壹萬圓、同七月水上警察署へ機艇附屬品共一艘寄附す、依て大正七年九月十九日　勅定の紺綬褒賞を賜ひ、以て之を表彰せらる、

廣島市宇品町　田中イト

大正十年五月十一日

○

大正九年十月、廣島縣教育費金壹萬五千圓寄附す、依て大正七年九月十九日　勅定の紺綬褒章を賜ひ、以て之を表彰せらる、

廣島市鐵砲町　松浦泰次郎

大正十年五月十一日

○

大正十年三月、廣島高等學校建築費金壹萬圓寄附す、依て大正七年九月十九日　勅定の紺綬褒章を賜ひ、以て之を表彰せらる、

廣島市革屋町　熊平源藏

大正十三年九月二十四日

○

又明治二十年五月二十三日の詔勅に依り、海防費献金者に黄綬褒章を下賜せられたる者、左の如し、

愛國の衷情を表陳し、海防の事業を賛成し、金千圓献納す、依て明治二十年五月二十三日勅定の銀製黄綬褒章を賜ひ、茲に之を表彰す、

廣島市京橋町　保田八十吉

明治二十年十二月二十七日

大正元年十二月二十七日廣島市功勞者表彰規程に依り表彰せられたるもの左の如し、

金盃大壹個

伴資健　保田八十吉　有末清重　桐原恒三郎

金盃小壹個

船越衞　森川脩藏　古川久吉

銀盃壹組

山中正雄　高田寅藏　林公平　楠木貫一　長沼鷲藏

阿部倉吉　山本松太郎　佐野卯助　林十之助　山本覺二

銀盃壹個

保田芳太郎　尼子忠藏　田中清一　熊谷榮次郎　松本ユキ
藤井晰太郎　藤田政次郎　小浪好八郎　吉川利三郎　中村菊次郎
井原乙次郎　湯川米藏　笠間泰司　井上孝次郎　海塚新八
黒川元吉　長守助三　若山每太郎　廣田万次郎　中野文助
石原キワ　松本武兵衞　能美圓乘　眞鍋泰介　曾田米人
古本新郎九　山中福藏　村上剛毅　福間多次郎　下村平左衞門
丸山圀之進　海乘宮藏　宇留島常造　櫻井良直　玉國一郎二
福原蘇郎九　築島喜一　中田彌四郎　尾形武三郎

木盃壹組

長屋謙二　山本三朗　内田哲郎　早速整爾　串本康三
山縣德兵衞　井東幸七　香川友次郎　金子信一　西村正吾
牧野幹爾　林哲造　矢田幸次　世良孫三郎　鷹田光藏
高橋央　檜山繁樹　安井淡　山縣蛟　津村祐次郎
大野千三郎　西村弘　百々正利　奥本數奇男　中野龜藏

松宮哲之助　稻生琮造　後藤縫左衞門　野村龜太郎　横山亮一
北川捨藏　持田信造　田村郡太郎　甲田啓次郎　木元與助
比治久之助　白幡耕造　梶山純一　岡島虎夫　久保忠一
八木景一　高杉賢三郎　渡邊巖龍　神保三吉　中島八十六
八百常藏　山內清一　曾谷清太郎　佐々木又玄　加治爲助
山本藤太郎　谷田助一　田村信吉　佐々木得造　吉村熊之丞
景山春造　岡田俊太郎　三谷直歲　道田清三郎　大石勝之助
櫛石寅吉　木村松助　堀田雅雄　太田德藏　山科幹三
進藤爲爾　吉本保次郎　法安利兵衞　青山定政　多山千代藏
岡田喜兵衞　皆本豐藏　坂本龜助　岡崎仁三郎　滿井平五郎
藤井德兵衞　志熊直人　伊藤幾太郎　弘虎之丞　森川增藏
岩田常松　桑原忠衞　福井吉太郎　北村榮之進　田中幸一郎
木本岩助　脇田雄吉　鄉松次郎　三好爲吉　服部量介
松尾久次郎　佐々木達夫　山田和美　木元儀右衞門　宮本喜四郎
關豐太郎　沖崎彦兵衞　山崎龜藏　戶田勇三郎　加藤保次郎

三上主一　松尾惣三郎　野村藏太郎　土屋喜三太　宮本熊太郎
津村良造　中野庸介　岩崎万次郎　勝浦太郎一　三戸藏之助
岡野七右衞門　今井亥三松　高田豐三郎　瀬川岩造　林濟一
柳松次郎　北山雄三郎　前田常次郎　住田伊三郎
木盃壹個

小島範一郎　小島祐三　大本代次郎　永濱成城　坪田喜三郎
井丸伊太郎　高木理兵衞　大井勗　矢川萬太郎　田坂郁介
水野啓二　中野政藏　黒河小兵衞　吉岡房吉　石津傳六
中野吉藏　中村菊松　菊間松太郎　中尾千代松　植木市六
天本勝次郎　片島常次郎　米田善太郎　福田幾太郎　樋守代吉
白砂雄次郎　宮田享一　龜本貞助　森本兼吉　柏原辰藏
藤野勇八　可兒仙藏　大矢劫二　世良政吉　三田尾常太郎
野村文槌　山口文太郎　吉田幾藏　宮田常次郎　中村彌太郎
稻田豐五郎　平野盛太郎　石堂啓次郎　增田峯吉　中川五三郎
橋本明左衞門　大島信夫　森田善吉　牧野忠藏　吉崎善助

宇都宮清兵衞　由良久登　大野木元助　吉崎十吉　新見國藏
上野純一　三戸完輔　横山庄助　米田元助　重住元吉
三宅靜之亮　眞田信助　古川爲藏　小松寅藏　野坂熊次郎
檜山惣次郎　田中堡　坂田甚三郎　米田力藏　佐久間瀨平
坂本豐藏　山田源十郎　中井甚太郎　吉田元次郎　山路多助
山本龜松　中川郡平　山田一太郎　大藤保兵衞　奥本文五郎
田村直藏　山路惣吉　森田龜太郎　井上八郎　山路太郎吉
山縣恒之助　佐渡仙次郎　有馬啓　太田德藏　和合岩次
高橋忠親　福田元次郎　奥山郡造　岩田榮司　小西鶴藏
森田眞也　山上松三郎　松尾傳四郎　尾崎長作　隅田元助
中村廣吉　山戸新吉　岡本重藏　土井信之　米本友太郎
玖波田仙次郎　近江次三郎　滿長幸吉　荒川角助　石井保三郎
石井佐一郎　大崎友平　石井彌平　後藤善之助　石原滿槌
後藤忠夫　野添定勝　三芳力藏　八幡久藏　檜垣新兵衞
大津賀利八　菅野甚七　松岡忠助　明藤次郎　荒谷直助

牧野寅藏　新川八藏　久野瀬伊八　川野關内　原田計太郎
中瀨和美　山王仙太郎　前田百太郎　林熊吉　寺尾一美
海部恒介　畠田辰藏　菅原英之助　木本元助　高畠卯八郎
林究　神保喜三郎　藤野善吉　早瀨臺一　前野延三郎
藤代龜吉　檜皮多吉　新見利三郎　伊藤豐吉　丸橋榮之助
古川千代吉　佐々木治兵衞　吉村岩助　笹山理兵衞　田原十助
迫田永次郎　野村宏作　初神才助　熊谷三兵衞　天羽三八吉
二宮新太郎　森脇熊之助　中島兼吉　原精一　森下保吉
八木彦太郎　中村龜次郎　町野理兵衞　鐵谷常藏　福田千次郎
中村善之助　安井甚助　服部忠貫　玉木武八　橋本勘次郎
堤孝之助　島本孝之助　加藤烜之助　大橋增次郎　中村得一
玉井忠次郎　吉田榮三郎　橋本爲一郎　松本荒三郎　小法師最吉
佐久間時太郎　西本清兵衞　福本久吉　市畑亥太郎　柳田熊藏
若狹助太郎　坂井松藏　西代藏　長尾潔　和田多藏
廉野忠勝　讃岐秀吉　清信勇　中曾平次　中野金藏

津山新七　脇永助右衞門　佐伯清五郎　津村峯次郎　藤田政五郎
木村吉助　中島壽造　三木嘉藏　林新吉　吉野權藏
大杉重助　横山俊夫　多田桂助　磯谷音藏　富永省吾
兒玉來助　淺尾仁兵衞　濱潟理八　山田吉兵衞　水戸松太郎
藤井平助　光保清兵衞　山本常藏　三谷仁兵衞　大丸朔五郎
宮本豐藏　畑田慈啓　土井源二郎　土井万三郎　澤井音吉
長沼小三郎　西川寅吉　島田良次郎　甲口初太郎　松村景助
林忠藏　熊野万次郎　佐伯兼吉　林耕一　木村幾藏
龍神虎吉　深川貞吉　山縣友吉　佐伯菊次郎　田中善助
八木澄　荒谷靖　森田幹夫　品川保兵衞　瀧村與一
橋本與平　坂本岩藏　粟村信武　田島快三　川野源九郎
富永富藏　田中寬太郎　森山良造　和田德藏　竹村源二
八島彌次郎　岩本久吉　田村與市　八島新藏　大和佐兵衞
景山龜助　竹内靜一　木坂文吾　藤田米助　山本富藏
中村万助　佐久間文之助　林洗　友岡直吉　杉田藤吉

山上藤馬　栗原三代吉　八木德三郎　喜多村照　山田靜馬
田村寬藏　太田幸吉　森田淺吉　駒井勇吉　藤川直藏
木村義英　成田豐吉　桂善兵衞　丸山軍助　北村政助
松田魁輔　堀重助　三戶淺吉　近田宗兵衞　菊池健介
竹田庄次郎　柳瀨文兵衞　中村久吉　三村忠人　小川龜吉
金田武平次　松林第三　杉岡米助　原田勝太郎　石井久吉
岩崎八百助　湊龜藏　多田光藏　藤野常吉　橫田幸左衞門
玉井庄三郎　常重禎四郎　桂政次郎　宮本爲助　宮原榮助
村上友吉　武田喜兵衞　中川勘吉　藤枝信盛　鵜山熊五郎
竹原榮助　川口千代吉　戶林與吉　中原仙兵衞　香川香吉
松井三代藏　塚田本太郎　村田要次郎　武田新兵衞　杉野榮助
今田正夫　川本新太郎　玉木德一郎　岡本見一　齋藤寅吉
高崎清藏　八木喜太郎　飯田新吉　滿井文潔　田中德藏
和泉元次郎　吉田一　銅金龜造　橫濱寅吉　海見常助
鐵村喜代藏　小川瀨三郎　河野三兵衞　倉田幾藏　井上源藏

井東悅二　田頭福藏　木村勘次郎　楠原常吉　山崎儀助
國好直次郎　小野德太郎　橫田久米吉　西村助次郎　佐々木俊造
田部義晴　上野田瀧登　井口榮藏　松本九郎右衞門　中村寅太郎
大野左一　友田三郎　加藤利助　岩本儀三郎　村上禎之助
青木理兵衞　濱田常吉　永井伊八　原田慶作　榎田龜吉
海部民三郎　西原貢　舊川才吉　東條郡次郎　古田龜吉
堀田新吉　水內政助　米田元五郎　三笠德助　吉川倉次郎
片島伴吉　宮原倉吉　大下清太郎　山縣常助　小川保太郎
長尾眞二郎　渡邊佐兵衞　有田多吉　山本助次郎　廣田伊三郎
加藤伊三郎　黑川松次郎　沖福藏　福原常吉　福田權次郎
八百田彥三　奧田熊吉　岡村多藏　新宅與三郎　大束友吉
藤井光太郎　大野淺吉　岩本吉之助　保田伊三郎　吉野伊三郎
香川千代藏　坂谷豐助　小畑良助　福原重郎司　橫田伊三郎
田賀甚五郎　木村京之助　宮原三助　城好吉　高田初太郎
富田庄吉郎　小島歌藏　宇野梅吉　合本吉次郎　高橋直吉

角田佐喜太郎　河里保太郎　河野良藏　西本芳太郎

大正六年十二月二十七日、同規程に依り、左の表彰を行ふ、

金盃壹組

長澤智水

以上の外、篤行者にして、藩知事或は縣知事より表彰せられたる者を掲ぐれば、左の如し、

表彰年月日	褒賞種別	篤行種別	住所	氏名	
明治元年九月八日改元正月廿五日	米三俵	孝	段原村	浪人三好辰藏の嫡子	庫藏
同	銀百五十目	忠		野上陸奥の家來	十藏
同	同	忠	塚本町	金屋市太郎の家來	九助
同	同	忠	中町	道具屋兵之助の下女	とめ
同	同	忠	東愛宕町	今田屋周助の下女	ひで
同	銀百目	忠	堺町	三宅長伯寡婦みつの家來	儀作
同	銀百五十目	忠		田川與八借屋住	源兵衞
同	各米二俵ツヽ	孝	廣瀬村	右妹	あさ

同	米三俵	忠		藩士櫻井元憲の家來	島田直藏
同	同	忠		藩士淺野勝登の家來	稻井小平太
同	格別を以て生涯三口俸を給し學問所の支配	孝	學事に勉勵	浪人	井上重人
同	米三俵	孝		御小人	十一郎
同	銀百目	忠	五丁目	可部屋たけ同居平一郎の母	ふみ
明治二年四月廿五日	米二俵	孝	稻荷町東組	指物師多吉の弟	熊藏
同	米三俵	孝	友	藩士山田俊の家來	富藏
同	米三俵	孝	東柳町	竹本德右衞門	
同	同	忠		藩士三田村完二郎の多門住	浮過金藏
同	米五俵	孝		右姉	ちか
同	生涯五人扶持年頭謁見	篤	行	醫師	豐島文禮
同	米三俵	孝	矢賀村	御小人	吉次郎
同	米三俵	孝	貞	元御勘定所支配足輕町方帖元横山榮次郎の寡婦馬具師百助の娘	よし
同	米五俵	孝	竹屋村	同人次男	くま
			國泰寺村		峯吉

明治二年九月十九日	米三俵	姑に孝養	竹屋村	家根屋榮次の寡婦	はる
同	米三俵	同	段原村	中屋万藏の妻	いせ
同	米三俵	同	金屋町	吉田屋熊吉の借家住	貞藏
同　年十月朔日	米三俵	孝	紙屋町	辻藤右衛門の娘	やす
同	米三俵	忠	横町	藤澤屋太郎兵衛の家來	幸助
同	米三俵	忠	猿樂町	檗屋傳吉の家來	重兵衛
同	米三俵	忠　孝	立町	播磨屋町金川屋勘次郎の家來	金川屋榮助
同	米三俵	孝	立町	杉本屋ひでの娘	とく
同	米三俵	孝	船入村	農夫小右衛門の嫡男	伊助
同	米三俵	孝	稲荷町中組	家根屋理兵衛借家住	國藏
同	米三俵	孝	猫屋町	武八の姉	ちよ
同	米三俵	孝　貞	京橋町	平岡屋彦五郎借家住邑二の妻	くに
同	米三俵	忠	油屋町	堀部鍈太郎の家來	伊助
同	米三俵	忠	鳥屋町	あと屋忠兵衛家婢	きよ
同	米二俵	忠	五丁目	可部屋せい同居	ふみ

同　年十二月十八日	米三俵	姑に孝		故一代會計局支配足輕竹村虎之助の寡婦	さた
同　年十二月廿六日	米三俵	孝	竹屋町	藤十郎の次男	理吉
同	米三俵	忠	白神組二丁目	若狹屋源兵衛の手代	木地屋榮助
同	米三俵	忠	同	細工町世並屋(寺田)市郎左衛門の手代世並屋(中島)傳兵衛	
明治三年正月十五日	銀百目	孝		三國屋清右衛門借屋住新助の嫡男	直助
同	銀百目	祖母に孝養		廿日市屋とき借屋住仙藏の娘	たみ
同　年三月十四日	米三俵	忠	播磨屋町	井筒屋忠八郎の家來	萬助
同	米三俵	姑に孝	東白島町	新屋仙次郎借家	ちよ
同	米三俵	同	東白島町	御小人	さみ
同　年四月廿六日	米三俵	孝		町大年寄御銀方御扶持人	只四郎
同　年六月十一日	金五拾圓	貧民救濟	白神組一丁目	御銀方御扶持人	桑原儀三郎
同	金拾五圓	同	同	御銀方御扶持人	桑原秀太郎
同	金五圓	同		御銀方御扶持人	煙草屋清兵衛
同　年九月八日	米三俵	忠		中井備少參事の家來	田原喜八
同	米三俵	忠		堀田可均の家來	佐々木八右衛門

明治三年九月八日	米三俵	忠	大須賀村		
同	米三俵	忠	六丁目	水主町新開	
同	米二俵	孝	大工利三郎の寡婦	きぬ	
同	米三俵	孝	十吉		
同	米三俵	忠	山本武平	仙石久遠の下女	しげ
同	年十一月廿九日	褒賞	新屋富槌	海田屋豊蔵掛持借家住	
明治十六年一月十二日	賞義	僕	平山和助		
明治十七年一月八日	賞金	孝子	八幡タカ		
同	年二月五日	同	廣濱玉吉		
同	年六月十七日	同	佐久間伊三郎		
同	年十二月十二日	同	倉田ヨシ		
明治十八年四月六日	褒状	同	米満良藏		
明治十九年三月十三日	賞金	義僕	山田卯助		
同	年同月十九日	木杯一組	同	神田儀助	
明治廿一年三月七日	同	一個	節婦	平野キク	

同	年同月廿二日	賞金	節婦	平塚町	中川英
明治廿二年七月卅一日	木杯一組	同	空鞘町	公衆の利益を興したる者	栗田セツ
同	年十月廿一日	同	白島中町		山城龜藏
明治廿四年八月十五日	賞金	孝子	東白島町		中村助三
同	同	同	同	右妻	中村チカ
同	木杯一組	同	堀川町		畠山善一
明治廿五年一月十五日	賞金	節婦	中島新町		兒玉ツヂ
明治廿九年九月十九日	同	孝子	新川場町		野村豐助
同	年十月廿九日	木杯一個	西白島町	公共事務勉勵	朝原國助
明治卅二年二月廿二日	同	節婦	猫屋町		尼子ヒサ
明治卅三年十月五日	同	孝子	愛宕町		隅田久次郎
明治卅八年八月一日	賞金	同	西新町		寺西元吉
明治四十年一月四日	木杯一個	節婦	的場町	大手町五丁目 公共事務勉勵	齋木サワ
明治四十二年十一月三日	同	一組	長守助三		
明治四十三年三月卅一日	賞金	節婦	鷹匠町		吉田ユク

明治四十三年十一月三日	木杯一組	孝子	尾長村	山下熊藏
大正二年十二月十九日	同	實業に貢献	塚本町	海塚新八
大正三年六月四日	同	實業に功勞	大手町八丁目	河野覆一
大正四年三月廿六日	同	公共事務勉勵	鷹匠町	賀屋カ子
同　年十月一日	同	育英事業に功勞	平田屋町	石田米助
大正五年二月十二日	同	實業に功勞	西地方町	瀬川岩造
大正六年八月廿五日	同　一個	教育事業に功勞	上流川町	岡田俊太郎
同　年十月十七日	同	同	大手町八丁目	水山烈

其他金穀物品の寄附者にして、縣知事より表彰せられたるもの亦少なからざるも、枚擧に遑あらざるを以て之を略す。

第十七章　史蹟名勝天然記念物

廣●●●島城

鯉城・在間城・當磨城・右黑城等の別稱あり、天正文祿の際、山陰・山陽兩道九箇國（百二十萬五千石餘）の領主毛利右馬頭輝元の築く所なり、天正十七年四月輝元より二宮太郎右衞門尉就辰に築城總奉行を命じて、董役せしめ、同月十五日「鍬初の式」を行ひ、十九年四月牙城先づ成り、輝元高田郡吉田より宗族重臣を隨へて城に入り、慶長四年正月十四日竣工の賀儀を行へり、歷代の城主を擧ぐれば、左表の如し（廣島築城のことは、本史第一卷第三九一五五頁に詳記したれば就て見るべし、）

毛利輝元	（九年七ヶ月間）	（天正十九年四月入城、慶長五年十月十日長防二州に削封、長州萩に移る、）
福島正則	（十八年九箇月間）	（慶長五年十月十五日尾張國清洲より移封〇慶長六年三月入城、元和五年六月二日改封〇七月二日信州高井野邑に移る、）
淺野長晟	（十三年三箇月間）	（元和五年七月十八日紀州より移封〇元和五年八月八日入城、寬永九年九月三日逝去、）
同　光晟	（三十九年七箇月間）	（寬永九年十月二十九日襲封、寬文十二年四月十八日致仕、）
同　綱晟	（十箇月間）	（寬文十二年四月十八日襲封、延寶元年正月二日逝去、）
同　綱長	（三十五年一箇月間）	（延寶元年二月二十五日襲封、寬永五年二月十一日逝去、）
同　吉長	（四十三年十一箇月間）	（寬永五年三月二十六日襲封、寬曆二年正月十三日逝去、）

淺野宗恒（十一箇年間）（寶曆二年三月七日襲封、寶曆十三年二月二十一日致仕、
同　重晟（三十六年七箇月間）（寶曆十三年二月二十一日襲封、寬政十一年八月二十一日致仕、
同　齊賢（三十一年四箇月間）（寬政十一年八月二十一日襲封、天保元年十一月二十一日逝去、
同　齊粛（二十七年四箇月間）（天保二年正月二十日襲封、安政五年四月十二日致仕、
同　慶熾（六箇月間）（安政五年四月十二日襲封、同　年九月十日逝去、
同　長訓（十三箇月間）（安政五年十一月四日襲封、明治二年正月二十四日致仕、
同　長勳（二年七箇月間）（明治二年正月二十四日襲封、知事に任ぜられ○明治四年七月十四日廢藩置縣に至る、

明治四年廢藩置縣の後、鎭西鎭臺（小倉、當分の間熊本）の第一分營を廣島城中に置かれ、同六年一月徵兵令發布の後、廣島鎭臺を設置せられ、尋で同十九年一月第五師團と改稱、今日に至れり、

廣島夕照

道ひろき國をまもりの高き屋に入日の影やなほ殘るらん　淺野　綱長（淺野家第五代藩主）

入城

薰風三百里、晴雨日追隨、稅駕公無疾、入彊程有期、前驅官道直、從衞夕陽遲、女兒汗成雨、欣々拜羽儀、　賴　春水

廣島城

豪門墅別占林邱、翠樹朱棚映水流、宴罷半宵人散盡、月高四十八城樓、　齋藤　誠軒

重抵廣島

猫子橋邊重繫刀、炊煙繞樹市聲囂、一般樓櫓四十八、雲際依稀鳩尾高、　梁川　星巖

練兵場

鳩尾衝空冷瓦光、鯉魚城廢月如霜、慣聞不駭千家夢、喇叭聲高練兵場、　山縣　適處

廣島にて駕籠の戸あけさせて

世の中をおもふもせばき身にはあれど猶見まほしき廣島の城　淚松　吉田　松陰

偕行社　西練兵場の東南隅にあり、明治十八年八月一日明治天皇行幸あり（本卷第一章行幸啓、第三五頁參照、）し時、同月四日まで行在所に充てさせらる、庭園に池水あり、老樹蓊鬱として、幽邃閑雅なり

偕行社

大本營跡　舊廣島城天主閣の下にあり、元第五師團の司令部なりしが、明治二十七年日清戰役の際、九月十五日明治天皇大纛を此地に進ませ玉ひ、翌年四月二十七日まで、駐輦あらせられ、海陸の戎事、內外の政務を總攬したまひし御遺跡なり、今は第五師團司令部の管理の下に保存し、規定を設けて庶民

大本營跡

の拜觀を許せり（本卷、第一章行幸啓、第三六頁參照、）

甲午秋外征役、興王師連破清兵于韓地、九月移大本營於廣島、車駕親臨視事幄中、適平壤大捷報至、上下相慶、歡聲如沸、實無前功德矣、恭賦七律四首、窃代頌辭云、

河野　徽

欲護留民派旅團、辮奴妄意起波瀾、銃摧虜陳風聲急、劍倚胡天月色寒、飲馬大同寸結局、投鞭鴨綠又開端、振々遙憶從軍士、利器應期試錯盤、

斬豺斬虎斬蛟鯨、血染快刀有鏘聲、亂骨堆々山月白、敗鱗片々海風驚、稜威盪地屠平壤、餘勇摩空衝北京、天子方移大營待、何人先築受降城、

車若奔雷馬若龍、千乘萬騎盡雲從、忽看旗幟精明斐、更慰山川靈秀鍾、天樂聲凌秋月爽、御爐香接曉煙濃、休言僻邑城池淺、大纛斯臨即九重、

乘輿暫此駐龍輴、正是新霜嚴肅秋、絕海風雲天色暗、薇空旌飾日華浮、德高上下三千載、功蓋東西五大洲、老遇盛時徒感泣、朝々瞻仰向城樓、

九月十三日恭承皇上親征賦七言八句　杉浦　梅潭

山河滿目六軍屯、大纛今朝出國門、豈啻民夷仰鴻烈、應知將士泣殊恩、金鞍白馬曉聲動、鐵爪皂雕秋氣翻、遙指鯨波三萬里、翠華先駐蠻南村、

素餐身養感徧長、極目風雲氣激昂、古史評論欽偉略、寶刀拂拭笑疎狂、天連渤海雷霆奮、秋入雞林草樹荒、聞說邊廷寨威早、萬兵蹂躪滿山霜、

廣島行營

股野　藍田

奏捷廣陵大本營、天兵昨夜陷平壤、料知鴨綠江南路、早已長驅策北京、

丙寅冬廣島陣中

岡本　黃石

一天星斗夜闌干、列戟森々映月寒、營外營中肅寥闃、時聞警柝曉聲乾、

廣島舍營作

乃木　希典

肥馬大刀尚未酬、皇恩空浴幾春秋、斗瓢傾盡醉餘夢、踏破支那四百州、

比治山舊御便殿　明治二十七年日清戰役の際、九月十五日明治天皇大纛を本市に進め玉ひ、十月十五日臨時第七回帝國議會を廣島に召集し、西練兵場に假議事堂を建設せられ、十月十八日車駕親臨して開院の式を擧げさせ給ひし時、御便殿に充てさせられし御建物なり、翌年平和克復の後、本市は永久記念の爲め之が拂下げを請ひ、四十二年十月地を此處にトして奉遷せり、殿前の大華表は、明治天皇御大葬の時、東京市青山齋場殿に建てられたる者にて、大正二年二月一旦東京市に下賜せられしを、本市に讓受けて此處に建立

比治山舊御便殿

大正御即位記念館

したるものなり、大正四年今上天皇陛下御即位大典の禮を京都に擧げさせ玉ふや、本市は國家最高の典儀を永遠に記念すべき爲め、市會の議決を經て、大正七年殿前の右方に繪馬堂式大記念館を建設す、御便殿と相對峙して更に偉觀を呈せり、御便殿の碑あり、由來を記す文は股野琢の撰なり、左に掲ぐ、

明治二十七年清國との戰起るや、九月　陛下大纛を廣島市に進め、城中に大本營を置き、八閲月の間、其一室に御して軍事を統監し、宸襟を惱し給ひき、又十月議事堂を西練兵場に假設して、第七回の臨時議會を開き、陛下親臨、其式を擧行し、勅して議員を戒飾し給ひき、議員　旨を奉じて、軍資を協贊し、將士亦能く外に戰ひ、遂に大勝を得て、威武を宇内に輝せり、後市民相謀り、當時議場の便殿たりし一部を請ひ、比治山公園に移築して、其便殿備付の御椅子・御卓被・御敷物の特賜を得、客年十二月に至り、　御眞影の特賜を得たるを以て、併て之を永遠に保存し、市の一大記念とせむが爲め、碑を建てゝ其由を記せむことを欲し、文を余に乞ふ、嗚呼　陛下の盛德大業日月と輝き爭ふもの、此に亦其餘光を留め、千歲の下、人をして追想觀感、倍報効の志を興起せしめむとす、誰か斯擧を稱揚せざらむ、況むや琢當時轟陰に侍して、親しく盛事を敬觀せし者たるに於てをや、喜びて記す、

臨時帝國議會場址

四十三年紀元節

帝國博物館總長從三位勳一等　股野　琢

●臨●時●帝●國●議●會●場●址　西練兵場、廣島憲兵隊の北にあり、明治二十七年日清戰役の際、臨時第七回帝國議會を開かれし假議事堂の址なり、九月二十八日妻木内務技師の設計に依り、建築工事を起し、十月十四日竣工す、敷地總坪數七千六百十五坪九合四勺、建物坪數七百十坪五合、貴族院を南方に、衆議院を北方に設け、貴族院の背後に御便殿を建て、屋根は總てコケラ葺とし、天井にはテントを張り、周圍には繞らすに竹柵を以てせり、十月十八日明治天皇親臨して開院式を擧げ給ふ、

明治廿七八年役戰死者記念碑

●明●治●二●十●七●八●年●役●戰●死●者●記●念●碑●　西練兵場大手町筋入口にあり、碑身は砲彈に擬し、高三丈六尺七寸五分、臺石の高一丈四尺六寸なり、征清第一軍を編成したる第三・第五兩師團の所在地なる名古屋并に廣島の兩市に建設せしものにして同形なり、碑文は第一軍司令官陸軍大將伯爵野津道貫の撰、第一軍參謀長陸軍少將男爵小川又次の書に係り、碑背に戰死者七百二十六人の

北清事變記念碑

官職氏名を錄せり、

●北●清●事●變●記●念●碑　西練兵場の東端堤上に在り、明治三十九年の建築にして、碑身は花崗石、高さ四丈四尺七寸、臺石の前面銅板には明治三十三年北京の我公使館及居留民救援の情況を彫刻し、其側面及背面には戰死者三百五十三名、病死者八百五十五名の官職氏名を刻記せり、又碑の傍に當時の分捕品なる大砲一門を安置す、

北清事變忠死者記念之碑

●北●清●事●變●忠●死●者●記●念●之●碑　二葉公園の西端饒津神社第二鳥居の西にあり、明治三十四年七月十三日の建設にして、第五師團歩兵第十一聯隊戰死者の姓名を碑面に鐫せり、

凱旋碑

●凱●旋●碑　皆實町御幸橋通りと比治山通り縣道の分岐點に在り、明治二十七八年日清戰役の第五師團凱旋記念として當時の第五師團管下安藝・備後・備中・周防・長門・出雲・石見・隱岐・八箇國有志者の建設せる者なり、碑は全部花崗石を以て疊み、頂上に金鵄銀製を裝置し、碑の總高五丈二尺なり、

毛利氏宗族重臣の邸址

小●早●川●隆●景●の●邸●址　現今の歩兵第十一聯隊兵營のところなり、

吉●川●廣●家●の●邸●址　現今の野砲兵第五聯隊兵營のところなり、

毛●利●元●清●の●邸●址　小早川隆景邸址の北隣、別圖には西門内北側の地にあり、

毛●利●元●康●の●邸●址　現今の陸軍地方幼年學校のところなり、

天●野●元●政●の●邸●址　毛利元康邸址の東隣、

毛●利●秀●包●の●邸●址　現今の西練兵場中央分列松のところなり、

繁●澤●元●氏●の●邸●址　毛利秀包邸址の東北に當る、

毛●利●氏●の●別●莊●址　今の西地方町淨國寺の域内なり、福島正則の時代に之を下屋敷と爲せしが、後ち正則より僧文慶に賜ひて寺地と爲さしめたり、

福●島●備●後●守●忠●勝●の●邸●址　初名正勝、第二郭東北隅にあり、

福●島●主●膳●正●の●邸●址　福島正則の堀、第二郭東門の北側、

福●島●伯●耆●守●の●邸●址　福島正則の堀、現今歩兵第十一聯隊兵營のところなり、もと小早川隆景邸たり、

福●島●丹●波●守●治●重●の●邸●址　福島氏の家老、三原城主、三萬石、現今の歩兵第十一聯隊南門の出口の西側に當る、

尾●關●石●見●守●の●邸●址　福島氏の家老、三次城主、二萬石、今の西練兵場陸軍衛戍病院基町分院の西部、

長●尾●隼●人●正●の●邸●址　福島氏の家老、東城在住、一萬石、

木●造●大●膳●具●康●の●邸●址　福島氏の客臣、後ち家老、竝三萬石（一說に二萬石）、現今野砲兵第五聯隊のところ、もと吉川廣家の邸たり、

福●島●式●部●治●重●の●邸●址　福島丹波守の嫡男、第二郭南門の東側、

可●兒●才●藏●吉●長●の●宅●址　福島氏の家臣、今の西練兵場の西南師團長の官舍の處なり、

石川丈山の宅址

滋野井三位の謫居址

多賀庵址

石●●丈●●の宅●址　田中町字二軒屋敷にあり、本史第一卷、第三一五頁に詳記す、

石川丈山宅址

粟屋麻積

二十三橋都邑間、廣陵日夜水潺々、元和高士遺蹤在、猶說當年泉石寬、

左●近衞中將從三位滋野井●●●●●●●●敎廣謫居の址　西練兵場、日清戰死者記念碑の西南凡半町の處にあり、舊時此處を三位小路と稱せり、本史第二卷第五頁に詳記す、

多●●庵●址　廣瀨町の南裏にあり、俳諧師風律の住居せし庵址なり、風律の傳は本史第二卷第六七五頁に詳記す、知新集に曰『風律は弱年の頃より芭蕉門人野坡を師として、俳諧を學び、終に此道を極め、關西の一人と呼る、年老て廣瀨村油池のほとりに草庵を結び、生涯爰に閑居す、庵廬に物數奇して、陸奥國多賀城の石碑を模し、船板を以て造り、おちこちの里程を記せり、依て人々おのづから多賀庵と呼ぶ、風律歿後、門人六合といふ者（○本史第三卷第一七一頁六合の傳參照）此庵に住て俳諧を敎へ、六合歿後、また玄蛙といふ者（○本史第三卷第三八七頁玄蛙の傳參照）相續し、今に○文政二年在住す、代々俳諧の道場となれり、かく代をかへ、年を經るに、彼船板牌、しばしば朽果れば、近頃石にて改め造る』といへり、

多賀庵の碑

多賀亭

去五左宇山八里
去小富士九里
去周防國界一百里
去嚴島二十里
去三瀧峯五里

此明和年間風律翁船板立之朽六合等又立余時爲其故屋銘又朽今玆玄蛙等以石改造合刻其銘聞其詠誦其言以爲偉丈夫也觀之則李之短桑之半敎不盧胡惟其如斗之騰過軀之智案其偉乎多賀之亭存其勝趣弗翦弗拜半園草樹唫社有約詞流是護

文化四年歲在丁卯暮春　春水題

癸酉八月廿八日過多賀亭分得灰韻　賴　春　水

茅宇新修葺、向南轉豁開、依然鍾秀絕、不復惹埃塵、海靄隨詞筆、嶽雲臨酒盃、留連燈繼晷、勝賞未知回、

秋後多賀菴集是風律翁舊棲之地　平賀白山

茅菴曾隱地、翁也去何之、多露蒿三徑、殘芳菊一籬、竹屏留故紙、檀木刻餘姿、片石行々字、非唯口作碑、

第一回征長軍總督尾張前大納言の本營址　舊藝藩家老淺野右近の上屋敷にして、現今西練兵場陸軍地方幼年學校の處に當る（本史、第三卷、第四九三頁、第五〇五頁參照、）

第二回征長軍先鋒總督紀伊中納言の本營址　舊城郭内一町目御用屋敷にして、現今西練兵場一町目門を入りて東側に當れり（本史、第三卷、第六六四頁參照、）

縮景園　本市上流川町の北端にあり、舊藩主淺野家の別邸にして、昔時は「御泉水屋敷」或は單に「御泉水」と呼びたりしが、近時は之を「泉邸」と稱せり、邸内園池に對して宏館あり、中なる大書院を雅號して清風館といふ、正德年中藝藩儒臣堀正修（堀杏菴の曾孫にして南湖、習齋と號す）の作れる縮景園記に據れば、『昔先使君、自紀徙』是邦之明年、化清事簡、歲亦大豐、於』是相』攸乎爽塏坦曠之地、平山清川、相繆其間者、以爲』天然海子、因作』堂廡亭榭、凡若干楹焉云々』とありて、淺野但馬守長晟元和六年を以て起工せられしことを明記せり、爾來累代の藩主これが規模を擴め、修補を加へられ、以て今日に至る、就中、藩主安藝守重晟殊に此苑の風光を愛し、天明年間、園池堂宇に大修繕を施されしより、爰に園池の面目更新せり、境域四町歩餘、園は支那西湖の景に模倣したるを以て此號ありと云ふ、奇石珍木配置の巧妙なること、五歩にして其趣を異にし、十歩にして其景を移し、閑雅幽邃なること、宛然仙鄉に遊ぶの感あり、眞に海内名園の稱に負かず、明治四年藩を廢し縣を置かれ、淺野氏東京に移住せらるゝに及びても、此館邸は依然存置し、時々來賓ある際には必ず此に入らる、明治二十七年日清戰役の際、明治天皇大纛を廣島に進められ、軍國の大政を爲はせ玉ひしとき、十一月六日この園に行幸あらせたまひ、次で同月二十三日今上天皇陛下、未だ東宮におはせし時行啓あらせられ、明年三月三十一日照憲皇太后、大正十一年三月二十六日今の皇后陛下も行啓あらせられたり、園の西方梅の馬場に行幸記念碑のある所は、當時明治天皇の叡覽に打毬劍槍の術を供し奉りし時の玉座の御跡なりと云ふ、大正二年邸内の西南隅に觀古館を建設せられ、淺野家傳來の古寶物を陳列して、一般衆庶の觀覽を許さる、園内に放飼の丹頂鶴は、大正三年七月十日宮中より禁苑にて孵化せる雙雛を特に御下賜ありしものなりと云ふ、

明治天皇御飲料の井泉　園中にあり、明治二十七八年戰役の際、大本營を廣島城中に置かれ、駐輦八箇月の間、日常供御の清水を此井泉より採らせらる。

縮景圖名勝

濯纓池	跨虹橋	清風館	
水心島	綠蘋洲	振鷺洲	
積翠巖	丹楓林	超然居	
望春橋	有年場	銀河溪	
臨瀛岡	楊柳灣	楊柳橋	
弄雲橋	古松溪	白龍泉	
石蟾橋	流芳軒		
小蓬萊	烟霞島	蘭舟嶼	
蒼雪島	迎暉峰	悠々亭	
櫻花巷	映波橋	昇仙橋	
看花榭	香菜圃	靈迹壇	
祺福山	攀桂橋	明月亭	
錦繡橋	菊花澗	觀瀾橋	

縮景園記　賴杏坪

常に住たまふ御ところより、ひんがしにやあらん、ひとつの御園ありける。遠つみおやの御時より、ひらきたまひて、青柳の糸たわず、呉竹のよゝにつたへて、政の御いとまあるときは、こゝに遊びて、かのもろ〳〵と倶にするのたのしみを爲したまふける、凡この園は山にちかく、川にそひて、あまたの景をうつされければ、費長房が術にはあらざめれど、おちこちの名どころも、皆御めの前にあつまりぬればにや、縮景の園と名づけたまふ、今の少將の君にいたりては、久米のさら山さらに御心をよせたまひて、水のながれ石のたゝずまひ、昔にくらぶれば、遙に立まさりて「木欣々兮向榮、泉涓々兮始流」と陶靖節がいひし如く、よろづあらたまりぬれど、景はいよゝあつまりぬれば、縮景の名はもとのまゝにてぞ有ける、園の正南にあたりて、みたり、館ひとつあり、かやが軒端高からず、蘆垣のまぢかく、結わたしたるさま、いと素朴にして、けうしやの風露おはさず、時の名匠の詩歌すこしばかり、はた廢鹿ひとつふたつゐがゝせて、壁におしたまふ、楣に清風といふ文字の、から人の書けるをかゝげたまへり、此みたちの前に池あり、西東にながれ廣くして、あまたの船をも泛べつべし、水は閘もて、大川をまかせられければ、常に滿ちたゝへて、しかもいさゝにごれ無ければ、其すめるにとりて濯纓池とよびたまふ、池のなかばに、大なる石橋を渡さる、此橋あやしうそりて、柱もあらざれば、よそめには虹の如く見え侍る、よりて跨虹の名を得たり、池の面にも、かず〳〵の島ありて、小蓬萊・烟霞島などいへるは、跨虹の右に

あり、蘭舟嶼・水心島・綠蘋洲・振鷺洲・蒼雪島などいへるは左にあり、あるは高く聳えて鶴のたてるが如く、あるはたひらかにして龜の浮べるに似たり、遠くはなれ、近くよりて、そのさま同じからず、波にあらふ松のしづ枝、松島・象潟（きさかた）もよそならず、また池の西北にあたりて、瀧の白糸ひとすぢかゝりて、木の間をわけつゝ、石はしりくだりて、池のうちに流れおつる、其すがた更におもしろし、譬も殊にあはれにして、神仙の境にあるが如く覺ゆ、凡池をかこみて、さま〴〵の見所おほき中にも、東に迎暉峰のいはほ、大空に聳ゑ、悠々亭の軒、波にうかびて、はるかなり、西に積翠巖の年ふりたる、みどり池の汀にそばだち、丹楓林の秋の錦いろふかく、超然居のたかく、ほがらかなるなど、殊にすぐれたる景色にぞあなれ、これみな清風のおましより、なごりなく見渡さるゝところをあぐるなり、もし池をめぐりて、たづね行たまはんには、まづ清風の右に櫻花巷あり、若木のさくら、數をつくして植わたし、おふさきるさに立ならびて、花のさかりには、しら雲をうがちてかよふが如く、まことや花のちまたならし、こゝを過ぎて、池のくまわを渡りたまふに、みつの橋あり、はじめを映波、次を昇仙といふ、昇仙とは、こゝよりやゝ高きにおもむき、歩虚のおもひあるが故なるべし、其次は春のながめをせとして、望春と名づけたまふ、昇仙は石もてつくり、ほかはみな土もりたる橋なり、此三橋を渡りて、東の山の尾にのぼりて行けば、山田あり、稼穡の艱難を試み、年ある秋を祈りたまふ、御こゝろのほどいとありがたし、秋はひたひきて鳥をやらひたまふ、さながら賤がしわざに異ならず、右のかたにこの山より落つる谷水のながれあり、なのめに高うめぐらして、さゞれ石のきら〳〵しう布き渡せるは、星の林かとあやまたるれば、久かたの天の川になぞらへて、銀河溪となんよばせたまふ、やゝ岡にあがりて看花榻といへるあり、上のおほひはまどかにして、脚はひとつもてたてりけるが、下はろくろの如くめぐれり、これにしりうたげし給へば、前なる川の岸に、武陵も及ばざるばかり桃の花を植られけるが、たゞ御一目に見わ渡りぬれば、かく名づけたまへるなるべし、こゝを北にくだれば、邵平*が植し瓜、陸羽△が好ける茶を初として、數々の蔬菜を植たまふ、東にめぐりて、山の背より、やうやく攀のぼりて、其頂にいたれば、扉をもやして、水底のいろくづを見るが如く、園の中にあるとある物、ことぐ〳〵く、かたちをかくすことなし、

*象潟は羽後國に在り

ひたは引板なり

*秦人なり
△唐人なり

殊に海路はるけく行かふ船のほの見ゆるは、更にたぐひなきながめなり、されど此あたりにては、此山のみ、いと高ければ、朝日はまづ我ものがほなりければ、迎暉峰とよびたまふもむべなりかし、又もとの道にかへりて、榻の前にいづる、此ところより道ふたすぢありて、右は芝山の上をつたひて行くうちに、かの神仙のすむてふ三山にもくらぶべき嚴島見ゆる、よりて其所を臨瀛岡といへり、猶岡路をゆきゆけば、明月亭なり、左の路は池のほとりにそひて、まづ悠々亭にのぼる、此亭みたけばかりをいるゝ程にて、脚は池の内よりたちぬ、四の窓ほがらかにして、夏はいと〳〵涼しげなり、こゝを出て西にゆけば、楊柳橋といふ橋あり、烟霞島の北なる入江にかゝれる橋なり、霞わたる春のけしき、いと艶なり、こゝを越えて、祺福山の前にいづれば、山祇（やまづみ）の森木ふかくして、あけの玉垣、神さびつゝ、祈らずしも幸をくだすこと、山にもひとしかるべし、森の左にめぐれば、池の岸けはしうして、道絶たる所あり、石を高うつきあげて、木をつかねわたされけり、よそには蜀の棧道、こゝには木曾のかけはし思ひあはさる、此橋を攀桂と名たまはりぬ、地高うして、月見の亭に近ければなるべし、かのふたつの逕、出あひて、

おばしまには欄干にの意なり

ほどなく明月亭に至る、川ごしに見ゆる野山のすがたよりして、川船の上り下るさまに至るまで、雨によろしく、雪にもあはれ深うして、折々の風情、數おほけれど、山のはをいづる月をむかへて、おばしまによりたまへば、水に浮ぶこがねの色、夜ふくるまゝ、すみ渡りて、雁飛鹿鳴、秋の夜の長きもわすれて、遠寺の鐘を聞きたまふ、此ながめこそ更に立こえ侍ればとてや有なん、明月といふ扁額をかゝげらる、此亭は少しひろうして、から大和の歌つかふまつる人などめさるべきほどなり、亭を南にくだれば、弄雲橋とて、石をふせる橋あり、橋より林のうちをうがち、細き谷路を行く、年ふりたる松あり、されば古松溪とぞいふなる、此谷水のながれ、二すぢありて、ひとつは白龍泉といひて、かの池に落つる瀧となりて、水のおほくかゝれる時は、いきほひはげしうして、水の聲も遠く聞ゆとなん、ひとすぢは錦繡橋といふ橋の下に流る、およそこの水はいかなる所よりいで來るにや、いとあやしう面白し、張*騫てふおのこの如く、源をさぐりもとめんは、なか〳〵いやしかるべし、かの橋を錦繡といへれど、くろ木を横にならべて、あやしの澗橋ぞかし、されど、かゝる名をかふぶれるは、そもなにごとぞや、橋より南は

*漢人、西域に使し河源を探れり

楓を多くうゑたまひて、秋の錦はたはりひろくて、橋も此名を得たるなり、かへでの林をすぎて、やま路をくだれば、いのちをのぶる菊花澗なり、又池の西南に入江のまがれる所ありて、觀瀾橋といふ板橋をかけらる、此橋らんかんもありて、人をとゞむるによろし、橋の上より、池の東北をのぞめば、やゝもすれば、徽風にさゞなみをおこして、羅穀をうかべるが如し、惺窩先生の時、おなじたぐひの名勝ありて、言に出で、ゐやはいはまの、さゝらなみ、たちて見、ゐて見、あらふこゝろは、と詠み給へりし、まことや、まなこ高き人は、なみを見るにも、ことなる見どころやありなん、橋を渡りて、石のきざはしをのぼれば、超然居なり、うちもむなしう、きよらにして、山を望み、水にかんがみつゝ、おのづから鸞鳳をそへ馬にして、おほぞらに遊ばん心地ぞする、もとの道にくだりて、觀瀾橋をひんがしに渡れば、また橋あり、石蟾橋といへり、橋の下に、あやしき石を置たまひて、其かたち、がまに似たり、此石は、むかし惺窩のもてあそびたまへるを、ある人のもちつたへたりしを、其のちたてまつれるとなん、此橋は池水のあふれ出るところにして、園の西南にやあたり侍らん、櫻花巷より、池を中になしつゝ、右にめぐり、左にかへ

れば、石蟾にいたるをもて一めぐりとすなり、およそ御園の西邊は、くさぐさの木、立生しげりて、足曳の山おくふかく、かぎりしられぬが如く見ゐ侍る、その中を西にわけゆけば、ひとつの門あり、入りてみれば、いとはれやかにして、けうかいまたくことなり、こゝには射圃、調馬場をひらきたまひて、らちの上には、松さくら山吹など植られければ、はひ廣ごれる松のふし枝、みどりたな引つゝ、春の花のいろ香ならぬに、ますらをのとも、矢たばさみ、その眞弓射る、こつからのゆゝしう、其こゝろの剛なるも、おもひやらる、春の日もゆふかけ、秋の夜きよき月毛の駒、そのほか虎毛、つるぶちなど、めづらしき毛色、引出で乘せたまふ、などか興なかるべきや、これを御覽ずる所を流芳軒と名づけらる、射御の場は、もとより御城のうちに、あまたとこゝろまうけたまへれど、こゝにもまたひらきたまひて、烟霞泉石の間にも、猶ものゝふの道、忘れさせたまふまじき、おもほしにやあるらんかし、すべて御園の景勝、こゝろのかぎりたゝゐ奉らんとおもひ侍れど、つか短き筆もて、えやは書きつくすべき、されど仰こと承りつゝ、しゞまつくらんも、恐おほければ、いさゝかしるし侍るも、いと〳〵かたはらいたきわざなめれ、こ

らちは埒なり

こつからは骨柄なり

しゞまつくらんは無言のことか

重最

の君いまは御國務を譲りたまひて、御いとまも多くおはしませば、時となく渡らせたまひて、春は花鳥をもてあそび、夏は涼しき風に御肱を曲げたまふ、秋は月の夕をあはれみ、冬は雪の朝をめでたまふめれば、御こゝろのたのしみ、かぎりなう絶へなる藥にもまさりたまふべし、それのみかは、年比の御めぐみにかんじ奉りて、千代萬代も此うちに徜徉したまはんこと、此國人の朝夕ねぎおもふ所なれば、おほん齒のはかりなく、いや榮えたまはんこと、などか疑ふべき、されば此御園をば、周文の靈圃にもなぞらふべけれど、常に御へりくだり深くおはしめければ、おほけなき事にやおもほすらん、世の物しりがほする人は、凡國君の位を譲りたまへるをば、魯隱の故事をかりて、兎裘とぞよぶなる、やつがれがひが心には、さいふもいと本意なし、いづれになぞらへいはんや、臺池鳥獸にこそとはまをしけれ、

民のみか園の草木もよろこびの、いろにめぐみの廣きをぞ見る、

池のいを林の鳥もところ得て、すめば願はむ君千代ませと、

文化庚午梅月

○

縮景園行幸記

黒川眞頼

縮景園は淺野侯爵の君の代々つたへ領せらるゝ泉邸の園なり、木たち年深く、池のおもて廣くして、いひしらすめでたし、明治二十七年清國と事ありて、かけまくもかしこけれど、ずめらみこと安藝國に行幸ありて、九月十五日車駕廣島にいたり、その師團を大本營とせさせ給ひ、よるとなく、ひるとなく、みいくさの事におほみこゝろをつくさせ給ふいとまに、のらせ給はく、朕たま〳〵こゝに來たる、泉と名におへる邸にみゆきして、縮景と名つきたる園をみそなはさむとなむおもふと、あるしの君、この大みことをうけ給はりて、その御まうけす、行幸は十一月六日になむありける、この日、空いとよく晴れたり、木々の紅葉は、今日をまち得かほに、いろをあらそひ、池のさゝなみは、みゆきをよろこびかほに、よせかへる、あるしの君は、いとかたじけなくおもほすまゝに、御あるじまうけとして、梅の馬場にては打毬劍槍のわざを、そのみち〳〵の人ども召してつかへまつらしめ、清風館にては能書名畫のきこえある人ともめして、筆をとらしめて、大御心をなぐさめ給ひ、また今日の御よろこびまをすとて、家の寶ものとひめおける

備前の則宗が作れる刀にそへて、さま〴〵の海の魚ともを、いとおほきなる盤に水をたゝへて、それにはなちて、たてまつる、うへみそなはして、めでさせたまふこと、かぎりもなくみにやあらむ、菊の御紋つきたるしろかねの御盃一組に、金一千圓をとりそへて、たび給ひぬ、あるしの君のみこゝろのうち、いかばかりなりけむ、日くれておもものの奉る、陪食のおほせごとあれば、あるしの君まゐりて、つかへまつる、さて玉座にかへらせ給ひて、更にあるじの君をめさせ給ふ、まゐりたまへば、大御手づから、おほみさかづきをたまふ、いともいともかしこし、とかくして大本營に還幸せさせ給ひぬ、さるをまたさしつきて、十一月の二十三日に皇太子殿下の行啓あり、御あるじまうけとして、網ひきて池の魚どもをとらしめて、御らんぜさす、かぎりなくをかしと、おもほしめしけむ、日ひとひくらさせ給ひて、かへらせたまひぬ、しかるをまたあくる年の三月の三十一日に皇后陛下の行幸あり、いともめづらかにやをもほしめしけむ、園のうちなるいろ〳〵の草どもを、御手づからつませたまひて、日くるゝまで、あそびをはしまして、かへらせたまひぬ、行幸と行啓と、かくさしつゞきたるばかりのめでたきためしは、世にもいとすくなくなむあるべき、こは淺野の家のめいぼくのみにはあらず、縮景園のめいぼくにしあれば、千とせをかけてつたへてむとて、文につくりて石にゑりつく、

池亭納涼

池水のみきはのやとのゆふすゞみ、なつはいつくに木かくれにけむ、

芝山前中納言持豐　寄題

松間明月

たちならふ松の木の間に照そひて、月の千年のあきちきる影、

松平安藝牧君築別業於本州廣島城三百雉之畔縮海山于其地聚風景於此樓聞其所示諭知彼爲佳麗方今使价請余賦其事不能不應命遐想千里遂綴四韻云、

夕顏巷　林　道　春

西州多景眼分明人倚仙樓望玉京嚴島靈威霜露久藝陽政化海波平昔聞神武率艨艟今見封君守鐵城只有廣居安宅在須移氣體愛蒼生、

●與●樂●園　水主町廣島縣會議事堂の南にあり、享和元年十二月十三日、前藩主淺野重晟、執政に命じて、藩士原新助の宅地を徵し、園池邸宅を築かしめ、文化二年に至りて落成せし別墅なり、其後水主町御下屋敷と稱し、累代藩主の御

船屋敷と爲れり、今の縣會議事堂及園內梅林の地は、往時其館のありし所なりしが、明治五年の頃解崩せり、現今河邊に一亭の存するあるは、二亭の一なる所謂天青閣の一なり、現時本園は縣立廣島病院に附屬せり、

與樂園記　　賴惟完

園在府城正南數百步、延袤數十畝、東西夾水、有堂有樓、喬松雜樹數百株、矗立、古藤架蜿蜒五六丈、臨池、但此爲名種云、皆非新栽者也、乃上其樓、則東南山嶂與島嶼連亘、而海水滙焉、公時臨之、或召侍臣、嘯歌吟咏、賜酒相屬、浩乎不知日之將夕矣、侍臣或相告曰、園不甚廣、樓不甚高、無有卉木禽獸可以悅其眼者、海山之望、亦不甚豁達、二亭臨水、僅可容膝、雖其素朴可嘉乎、最有所憾焉、乃公則未嘗知之、從容自適、以爲有餘、命名曰與樂、盖取孟軻氏語也、竊惟吾公之襲封也、勵志繼述、脩禮體信、敎令之所及、果安其政、藝備生靈數十萬、歡忻之心、油然萃於吾公之一身、所樂其在斯乎、彼自封以痡民、深以爲愧焉、顧先世數公能使人親其親、賢其賢、樂其樂、利其利、既已如此、自今已往、後之爲君、亦一其揆、與民同之、安知今日之燕喜觀游、不爲後日之所由焉耶、然則吾公不惟與今日民同之、乃與先君先民同之、又與後君後民同之、其樂孰大於是、善乎其命名也、苟以觀大觀侈爲可樂、則千乘之富、何求不至、公時假一日之暇、豫從容自適、以爲有餘者、其以此歟、否則區々數十畝之園、豈足以樂吾公之心哉、文化三年歲在丙寅正月、臣賴惟完謹撰、

萬象園

天青閣幷序　　賴惟完

文化二年與樂園成、園西偏有閣、公時往觀焉、嘗取于唐人潮來天地青句、名天青、授簡臣惟完、爲銘、銘曰、

悠々昊天、萬古青蒼、洋々潮水、來去有常、上下照映、瑩然生光、伊閣臨之、萬頃一碧、吾公之量、淵々不測、吾公之德、生々不息、臣主多暇、式燕且喜、明良之遇、無所不理、其理益通、其德益明、爰頌爰禱、監斯天青、

●●●萬象園　吉島町に在り、舊三原城主淺野男爵家の邸園なり、明曆年中藩主より賜はりし所にして、爾來別業の地となせしも、近時これを本邸と爲せり、園池の風趣幽雅にして、縮景園に亞ぐ名園なり、

萬象園記　　賴襄

我藝藩三卿、獨上卿爲公族、祿足幷其中下、藩之自紀移封藝也、特命守祚原城、鎭撫東面、本府之邸、在外城南門內、而其別業則在南郭外、其第三世玉翁君、在

明曆中、始賜此地、及天和初、告老居焉、經營園池、棟宇重疊、比本第、享保中、罹災再建、寶曆再災、權置數椽、至於寬政、第九世修山君修之、稍復舊觀、今嗣爲今主君、思祖先之所注意也、益加愛護、定其名稱、欲記而傳後、會襄自京寓歸省母、屬作之記、蓋府城與柞原、並建自毛利氏、經福島氏、而歸於我、皆背山臨海、而本府地較曠達、有兩水東西夾城入海、東者、公園据焉、西者、又分爲兩派、而君別業在其間、最南處距海近、所望甚轄、引川水爲池、曰降鶴、而搆堂其北、曰南薰、以其面南也、下堂趨池者、曰乘妙門、而自東入者、曰尋芳、環池而南、曰梅花坪、曰櫻花塢、曰秋錦坡、曰快雪墩、以各占其勝、池中有洲、曰小瀛、又一洲栽松、曰翠雲皐、其可憩者、曰一新亭、曰眺濤榭、曰臨瀛、榻曰安懷廬、曰知歸舍、又有學射之圃、調馬之埒、池之東、曰夕麗巒、東南最高可望遠者、曰極目岡、登岡而望、海水滉漾、草津嚴島之山、巖巒於西、迤東能水仁保諸島、含煙帶雲、以與帆郭人家入港賈帆、出沒朝曦夕影之下、變態萬狀、又如呈勝此園者、因合而名之、曰萬象之園、皆與襄輩商議定之云、及其未定、往復至再至三、恐或犯公園之名也、足以見其平素之謹愼已、襄謂此景象者、君臣之所共也、雖不同名、而實則同、昔者、君之祖宗、從清光公於庚子之役、先登岐阜之別堡、城陷實由此、又從自得公於樫井之戰、亦爲先鋒、以効力、此天下所共知也、而國論大議造膝贊決者、蓋又有雖藩人所不知焉、淺野氏之享此山河、領此景象、豈非君臣相扶之力耶、不然前之享且領焉者、宜有而不失矣、而今如何哉、凡大臣之於國、嘗共其艱難、故分其祿利、既分其祿、則必同其憂、然後可以相與保其山河於常久、今古皆然、況在同族者乎、君游此園、觀此景象、輒念及之、得不惕然歟、以君家之甲我藩、而謹愼如此、加之以惕勵、以副一藩之望、至如襄輩、雖汗漫於外、心常在父母之邦者、亦將有倚安焉、因謹併書以爲之記、天保三年歲在壬辰春正月、賴襄謹撰、

右記文成、不及淨書、而先人逝矣、故使協代書、如樫井先鋒之事、證之其家譜無徵、而先人亦嘗有所據、存稿本之眞面目書之、

六年乙未臘月

協　謹識

○

寄題萬象園

清池如鏡蘸亭臺、萬象森羅天倒開、暖室凉棚隨勢設、楓坡梅塢趁時栽、久聞謀野資賢士、須識濟川有臣材、想像委蛇公退暇、千旗子々出城來、

齋藤　拙堂

●●●萬春園　船入町字神崎にあり、もと藝藩家老上田男爵家の別業にして、明治

維新後は一家久しく此處に住せしが、同三十年の頃、大手町七丁目の邸に移りてより、一時これを料理商魚松に貸付し、料亭となり、萬春園と號したりしも、四十年の頃、土地家屋とも市内豪商某の有に歸せり、園中の家屋は山水軒と稱し、藝藩客儒山名義方（雲巖、又は黄鳥軒梅居と號す）の記あり、左に掲ぐ、

山水軒記

山名　義方

廣城之陽、村巷神崎、山水之望、踰於他境、其爲山也、峰巒百數、間遝形爭、其爲水也、潮汐千頃、於廓勢豪、白雲綠霞、時散光彩、雄島雌嶼、常蓄景華、宇内之勝、所謂嚴島神秀裁々、鍾奇特立、風烟有餘、雪月無邊、群翰孤翼、出沒乎碧嵐中、懸帆盪舟、隱見乎藍浪上、至其穀櫁之妙色、隱晴之變態、雖可賭焉、不可道也、然州人之近遠于此、多是行者唯行、止者唯止、其故矯首而聊寄眸、則爲鮮矣、蓋以其實是天眞之卓質絕文、就之使人眼界谿閑、靈府朗寥、淨消塵慮者、此衆俗之所以不足一顧也、州之元老上田源重羽墅在此地、年來踈牆儉屋而已、去歲修舊造新、不用奢營、不施侈飾、園池氣澹、樹石趣雅、春花秋芳、因彰美焉、鳴禽吟蟲、自得所焉、軒以山水名之、雖是非跼於長象、亦非跨於坎儀、披窓則嵱嵷滃漫、礴接於座、軒之爲名、苟實賓也、閒需記於僕、僕之庸賤、所難應也、然其厚以數、固辭隣於不

遜、乃試操筆、因有所欲道、請道之、古人有言、得於耳目、與得之於心者、所寓之樂、各適其適、信有旨哉、然私詳之、在物之足取者、與其偏於耳目若心、孰若自耳目至於心、今如斯軒、其於山水、寓心有要、孔聖之謂山水、孟子之說海瀾、以是爲所適、則其遊眺玩覽、竟歸于道義之工夫、而是樂之、則亦何樂加旃、今在源老、若亦能適那適、則於從大以務本、遂得知仁並進、而樂以壽、乃可期焉、於是舉斯鄙語、而與所瞻視之少概、併書以爲記、嵗元祿歲次乙亥季春仲澣、州士山名源義方欽記、

廣島市公會堂　國泰寺町字眞菰にあり、もと春和園と稱す、初め舊藩士仙石充實の別業なりしが、藩主（第九代淺野齊賢）に買上げられ、天保十五年二月執政今中大學に賜はり、其子孫世々傳へて之を有す、園中の本館を大觀樓と云ふ、仙石氏の建築せし所なり、明治維新の後、今中氏之を貸宅と爲せしに、借り受け一料亭として營みたる者ありしが、明治三十九年廢業し、同四十年本市の有志者相謀り、株式組織を以て廣島公會堂を建設することゝなり、大觀樓を修繕して、和洋折衷の建物に改築し、四十一年一月其落成式を擧げたり、四十三年四月に至り、本市の經營に移れり、庭園の面積千五百餘坪、本市名園の一なり、

大觀樓之記

賴惟完

仙石君之莊、去城不遠、而海山田野之觀、纖悉無遯、余名其樓、曰大觀、自以爲稱焉、君則謂余曰、吾儕之有莊、倉庫以藏艨艟之具、宅舍以備水火之變、重臣之例爲然、吾不材不德、承乏重位、豈藉祖先之積德也耶、抑亦國之恩庇也、今有此莊、吾亦有愧於心焉、但吾太公勤政、三十餘年矣、已致仕而老矣、其無所娛樂、輒遊臣僚之莊、我莊亦或足以備其一也耳、伏惟、太公以千乘、自奉、何欲不得、而每務簡儉、深畏奢侈、雖有山墅川莊、而撲素太甚、殆乎有土階茅茨之風、卽遊臣僚之莊、亦莫有他樂事、自其在位也、伎樂紛華之遊、一切屏絕、獨嗜武技、及其老也、尙猶如故時、親閱諸臣之材技、孜々不倦、至遊我莊、亦就其射圃、以左右爲耦、控弦放丸、以爲娛樂、人或謂何在爲娛樂、乃其所以爲娛樂、是誠可感戴焉、余聞此言、喟然而歎、顧吾太公、弘大之量、不設畛畝、視諸君之莊、猶其莊墅也、而仙石君、忠順之心公耳、忘私、以君樂爲己樂、上下之際、融和渙同、無復纖芬之間、可不謂之觀之大者乎哉、君又嘗使人告余曰、大觀之樓、與子居孔邇、子盍携家而遊焉、則亦子之莊也、已一縱子之所爲、吾不以禁也、余從其言、一日往遊、覩其有一室、淨除而無物、極其矜莊者、吾識其特爲太公設也、夫如此而又使吾縱之、其愛人之心、何其郭如也、蓋君能體吾公之心、亦心至於斯乎、上供其遊、下縱吾輩、以極其所爲、噫嘻、觀之大至此、莫以尙焉、大觀之名、果稱焉、曷翅海山田野之觀也哉、文化二年歲次乙丑夏五月、賴惟完千秋拜撰、

端午前二日、陪宴今中君別業、謹賦長律二章、呈謝、　效連環體、

坂井虎山

夢想林園今始攀、果然着我畫圖間、風飄蒲葉門前水、天落蓮花海上山、
新翠滴杯人已醉、暮雲低樹鶴將還、邦家柱石惟君是、開宴亦由朝野間、
前聯一作節前蒲葉初三日、海上蓮花不二山、

開宴亦由朝野間、吾公昨日醉花間、特恩曾益數家地、新賜更懸雙幅山、
齊國君臣相與悅、陳遵賓客有誰還、烟霞況我平生癖、夢想林園今始攀、

比治山公園　段原町に在り、山容の似たるを以て臥虎山の別稱あり、又昔時秘地山・肱山と書せるもあり、もと國有林なりしが、明治三十一年八月市の公園と爲すの允許を得たり、面積十六町歩餘、同三十六年六月より公衆の遊覽を許すに至れり、滿山老樹蓊欝として、風景最も閑雅なり、山巓は眺望浩濶にして、廣島市街を雙眸に收め、南方遙に廣島灣を望み、近く宇品・江波の風物を

指摘すべし、山の北端は之を開きて平地と爲し、坦々數千頃、舊御便殿及大正四年御卽位大典の記念舘を建つ、春は爛熳たる櫻花の賞すべきあり、夏は林間の清風に汗を忘るべし、紅葉秋月の詠めは言ふも更なり、滿山銀を敷き、萬樹雪に惱むの風情亦賞するに堪へたり、若夫れ晩春の候、躑躅花開きて、萬綠の中に朱を灑ぐの美觀に至ては、蓋他に其比を見ざる所ならん、山中に名所舊蹟少からず、左に列記せん、

肱山秋月

三竿明山月、萬頃閃金波、淡々蘆花白、何處雁語多、

賴　支峰

鷲谷　知新集に曰、比治山の東にあり、御用籔あり、此所に拜領家一軒あり、明和五戊子年御山方より山番御小人を付け、永代住めりと（編者曰、舊藩時代比治山は御建山なりしが故に、藩府御山方より山番を置きしなり）

黃幡谷　比治山の東方にあり、寬文年間黃幡の小祠ありしを、其後今の地に移せり、

鶴小屋址　知新集に曰、段原村の西堤井手用所をいふ、むかし此處に小屋あり、御鷹野の時、御獲の鶴を其小屋にて御飾り附ありし故にいふと、

雛の山　比治山の西方に突出せる阜岡なり、舊時安養院の境內に屬し、南は嚴島を始め、島嶼靑螺の如く海上に浮び、西北は滿城を一眸の中に收め、天然の風色いふ計りなく、三月雛の節句には、老幼の男女、行厨瓢酒を携へ、此處に登臨するを例とし、衆庶の群集せるを以て其名に呼びけりといふ、今尙ほ其勝を失はず、

賴家の墓　雛の山の北方にあり、舊藩儒者贈從四位賴春水夫妻、贈從四位賴杏坪夫妻、賴景讓、賴采眞、賴聿庵等の墓あり（因に記す、賴山陽の墓は京都圓山にあり、）

十八日至鄕明日先考忌辰志感　賴　山陽

懷鄕來遠道、展墓及斯辰、不寐竣明發、具慶思昔春、行篋齎茗酒、薄奠助鑿蘋、

喜見新男婦、尸饗秩祭儀、

植田長背の墓　賴家墓域の下方にあり、

味木立軒の墓　比治山の北面山腹なる長性院の境內にあり、

千疊敷詰の丸　比治山南にあり、知新集曰、『頂上平地にして廣し、故に世人千疊敷といふ、毛利元就公はじめ此處に城を築かんとし玉ひしが、故ありて半にしてやみぬ、事は尾長瑞川寺の舊記に見わたり』と、今は陸軍

墓地と爲れり、

休庵谷　比治山東に在り、知新集に曰、むかし此谷に御醫師栗原休庵拜領の別莊あり、境内に庭石樹木など今に殘れり、元祖栗原休庵は甲斐の國の產にて、紀伊國に移り、元和五年廣島に來りて醫を業とす、承應三年に召出され、知行貳百石たまはる、延寶元年退隱し、名を玄素と改む、二代目休庵、初の名を三周といふ、元祖休庵二男也、寬文元年に召出され、寶永六年九月二十六日退隱し、正德四年七月卒す、三代目三周、二代目休庵隱居同日、其家を繼ぐ、享保九年斷絶す、休庵谷の事、家譜に見えず、初代、二代いづれの休庵とも知がたし云々と、

御茶屋谷　同所にあり、俗に道仁茶屋とも云へり、知新集に曰、元祿五年の頃、顯妙院殿（藩主淺野綱長）宇治より片岡道仁といへる茶人を召され、比治山に御茶所御もの數寄あり云々とあり、

鹽硝藏址　同所の南にあり、知新集に曰、『もと御城西の御門外に有しを、正德四甲午年こゝへ引移さる、番人多門三軒あり』とあり、

榮山谷　一名千日谷、本史の社寺誌、第二五一頁、長性院の條に詳記す、

江波公園　江波町の南端なる小丘に在り、元國有林なりしが、明治三十一年八月本市の公園と爲すの允許を得たり、面積三町歩餘、同三十六年六月より公衆の遊覽を許可せしこと比治山公園と同じ、東西南の三方は海を以て圍まれ、滿山古松鬱茂し、殊に山巓の眺望爽快を極む、北は廣島市街の全景を瞰下し、東は宇品港、比治山を展望し、西南は風光明媚なる廣島灣に臨みて、小富士、嚴島等烟波の間に縹渺し、近くは白帆の島影に出沒するを望むべし、山麓には漁家軒を駢ね、魚介の利に富み、殊に白魚の名高く、牡蠣、海苔も亦收獲多し、

江波層波城下津湊　林春齋（林家第二世道春長子）

一場西海濱、層浪洗烟塵、水與乾坤接、客從南北臻、櫂囊將滿市、檣楫不迷津、匪是高岡地、自無壟斷人、

江庭漁村　林春東

泛宅浮家笠又簑、不知世上是非波、一竿風月一絲雨、併入漁人歎乃歌、

遊衣羽嶋有此作　賴聿菴

扁舟來維舊漁家、熟面青山皆晚霞、更有白魚々活潑、醉憑闌干數歸鴉、

江波島夜雨

痴雲凝不散、江樹雨淋漓、港口漁燈黒、秋潮欲退時、

賴　支峰

廣陵雜詩

廣陵城裏雪猶餘、繪馬江頭柳已舒、幾個游人各携酒、春風正及鱒殘魚、

紫苔曝日帶微芳、牡蠣含潮未擘房、例向浪華載舟去、一冬幾度往來忙、

森　春濤

江　波

花外春風慰碧漪、畫船添上槳三枝、簾波搖曳衣波水、座到城南天女祠、

古川　六石

廣陵雜詩

睡起曉樓難作情、欲呼卯酒洗餘醒、横川菽乳江波蠣、解事青衣已進羹、

田中　春及

同

春遊最好是江波、寸々銀魚上網多、一帶長堤人若織、旗亭歌雜畫船歌、

一帶清流三篠川、櫓聲相接往來船、海南別有好生計、不捕魚蝦耕蠣田、

西郊此日餞春情、瓢酒行厨出市城、人道一年紅事好、女兒爭摘紫雲英、

藤井　聽松

同

衣波江上一蹊斜、遙認青帘賣酒家、日夕欄干無客倚、秋風吹老荻蘆花、

同

牡蠣老來風味踈、海鄉節物屬銀魚、醉人如織衣波路、片々梭花上網初、

潮落鹵田連海南、紅裙相映夕陽涵、歸來蝌蚪誰多獲、姊喚妹呼開竹籃、

二葉の里　大須賀町の西北隅にあり、饒津神社の境内にして、北は二葉山を負ひ、西南は神田川の清流を控へ、曠域廣からずと雖も、古松老杉欝茂して枝を交へ、梅櫻楓樹亦其間を點綴して幽閑の風趣あり、明治七年九月公園地と爲りしが、同三十一年八月本市が比治山・江波の兩公園を新設するに及び、縣は公園を廢して、饒津神社の境内地に復せり、然れども四季の遊客常に絶えず、同四十四年三月舊縣立職工學校の國泰寺村に移るや、其跡地を割きて境内を擴め、有志者の寄附に依りて、更に亦多數櫻松楓樹を栽ゑしを以て、艷陽三月の候には、遊覽の士女殊に多く、日夜絡繹として雜閙を極めたり、境内の東南部に太宰原天滿宮あり、傳へ云ふ、菅公筑紫に左遷の時、船を寄せて此處に憩はせ給ひ、菅公の腰懸石と稱するものあり、祠は此の石上に建てたり、因りて此名ありと、又同處に當時菅公の植ゑられたる梅あり、花開き果を結ぶと雖も、其果實苦くして食すべからずと云ふ、今は枯朽し、祠後柵内にある老

山縣　適處

木は其樹の實生なりと云ふ、

尾長晩霞

萬木蒼々連翠微、夕陽初斂鳥飯飛、紅霞靉靆東山上、疑是天孫裁錦衣、

布施櫻宇

寺田臨川

雙葉山頭春半時、二分芳吐早櫻枝、當壚粉黛笑留客、紅杏梢頭颺酒旗、

藤井聽松

同

風漲塵埃日未斜、旗亭處々酒堪賒、衣香傘影橋東路、去見饒津祠畔花、

坂井東派

尾邑雨中紀行

尾長邑者、郭外佳地也、余常往賞遊、而未得審雨中景象、今夏雨、始得與一瓢共、餘無與偕者、自松原取道、雲霧漾々、涼水震流、新秧鬱茂、平田彌望、蓋沃野也、至山脚、高凡千尋、二峰浴蒼濛碧、麝翠接眉、其餘東南諸峯、凹者凸者、起者伏者、皆得雨愈奇、憩於佳店、倒瓢欣然、獨飲、醉而後出、一瓢腰間、猶覺煩勞、頗有箕山舊意、松榮寺前池荷、極爲雅潔、雨聲殊快、萬葉擎蓋、有跳珠狀、欲謁菅祠、山路險惡、新木覆道、日未下未、暗如昏暮、不可登、轉登自昌山、有假山水、景趣甚野、上鐘樓、鐘樓所見、諸勝爭獻、實一邑之燃犀也、遠望江神蓑祠、擁松數株、如一小島、廣袤

平遠、長堤渺々、入雲而沒、亦一觀也、下樓步山足小徑、民家幽寂、復有柴扉木橋、流水修竹、可愛之佳趣、是天錫失者景象、詠高適田家詩、鐘聲撞背、於是始覺酒力減、興盡而歸、記之告好事者、

明星院賞花

劉　元高

登躋異人境、春樹彩雲中、花發花還落、嘗觀色即空、靜坐祇林暮、殷懃對芳樹、請看香界外、何地能常住、扶拂滿枝雪、春風撲面凉、歸途步明月、衣袖有餘香、

桃林

舊時、神田川の兩岸、二葉山公園の附近にありき、東岸は今の大須賀町榮橋の邊より牛田村神田橋に至るまで、西岸は白島三軒紺屋より同じく神田橋邊まで、堤上に數千株の桃樹を栽ゑ、春季は紅白の花咲きて爛熳たりしと云ふ、

桃林記

金子　導

桃花之賞於世者尚矣、周詩咏焉、月令紀焉、諸子百家之書、間亦言焉、如潘岳之於河陽、石曼卿之於海州、是其最較著者也、後世詩人、設加品評、雖有以凡鄙麁俗詈之者、亦不能外之而緣飾陽春也、善哉、皮日休云、或以昵而稱珍、或以踈而見貴、或有實而花乖、或有花而實悴、其花可以暢君之心目、其實可以充君之口

腹、匪乎茲、花佗則碌々、我欲修花品、以此花爲第一、余毎年遊桃林、必誦日休之辭、以雪花神之寃、桃林去府城、一里而近、有平川、自北而南、夾川之兩堤、種桃者數千株、其種東堤者、北過神田橋、中夾明星院、南到大須賀村川水分派之處、其種西堤者、北稍近神田橋、而南殆柢　公園、故西則短、東則長、津渡在其中牟、雖東西短長之不同、方桃花盛開、遊人成蹊之時、四顧蒨粲、將不暇於應接、自横而觀之、則紅燃碧潤、或淡或濃、如疊絳紗於曲岸、濯素練於淺流者也、自縱而視之、則映雲連霞、低者昂者、如彩樓之架夕照、錦帷之飄午風者也、合而望之、則王詩所謂兩岸桃花夾去津、坐看紅樹不知遠者、而宛然詩中之武陵源也、蓋距今殆三十年、吾　先公之所　命而種、而爲　縮景園東面之絶勝、自園内而望之、固不辨其爲園外、而園外望之、則不與園内相關也、是以毎及花時、其停輕橈斂短棹者、莫非武陵源上之舟、而其提斗酒、携雙柑者、亦莫非武陵源上之人也、是則使人人相忘於武陵源也、而在園内、則有併人人之所相忘者、而爲　南面之眞樂者矣、夫擧一國而相忘於武陵源者、豈非桃花不言之妙哉、　先公之政、其有類此歟、余之所以吟遊自適者、固同人人之所相忘者、而獨誦甘棠之詩、別有不相忘於桃花者而存焉、文政八年乙酉秋七月、

櫻の馬場　舊時、東松原より尾長東照宮に至る一條の道路兩側に櫻樹駢列し、之を「櫻の馬場」と稱せり、附近の桃林と共に、城東の一名勝地たりしが、明治二十三年陸軍東練兵場開設の際、廢滅に歸せり、然るに近年有志者の寄附に依り、幾多の櫻樹を再植し、稍〻舊觀を復す。

尾長櫻花

雨霽東岡春已闌、櫻花遠近白漫々、山風同舞千株雪、應似灞橋驢背看、

寺田臨川

俳　句

櫻咲く石泉亭や瑞川寺

飯田篤老

東松原　慶安元年尾長東照宮造營の時、社道の兩側に駢植せしものなりと云ふ、樹數四十八株あるが故に、里人「いろは松」と稱せり、明治二十七年七月廣島驛の開通以來、漸次に枯死し、現存せるもの僅に十株に過ぎず、而して樹の大なる者は幹周約一丈一尺あり（大正六七年頃には幹周一丈三四尺の老松ありしが、今は無し）、近年枯株の側に補植を行ひ、以て此名勝の維持をなせり。

西松原　慶長年中の植樹ならんと云ふ、最大なるものは幹周一丈五尺餘あり、

御幸松

御幸松　宇品町海岸通にあり、明治十八年八月明治天皇廣島に行幸あらせられ、同月四日還幸の時、宇品埠頭より御乘艦あり、其際暫時駐輦あらせられし御跡に、記念の爲め栽植したるものなり、其後明治三十二年今上天皇陛下の未だ東宮に在せし時、行啓あらせられしを以て、亦記念の爲め松一株を其側に植ゑ、周圍に石の玉垣を繞らし、石碑を建たり、此處より廣島市街に通せる一條の大路は、當時行幸の御道筋に當りしに因り、之を御幸通りと稱せり、

御幸松之記（石碑文）

明治十七年九月宇品築港の事起る、因て先つ同港より廣島市街に通ずる道路を築き、翌年五月工を訖る、時大駕西巡に會し、八月還幸、該道を通過あらせらる、今の御幸町是なり、是日蹕を工事未成の埠頭に駐め、親く山海の形勢を顧み、築港の規畫及郡市民房の狀況を問ひ、而て同港より龍艦に移乘あらせらる、實に本港久遠の榮耀たり、當時有志者、玉趾の保存を謀り、一株の松樹を栽ゑ、名けて御幸松と云ふ、爾來物變り星移り、人の之を記憶する者、漸く少く、村童牧豎の剪伐に委せられんとするの恐あり、是に於て有志者私金を醵し、石を其周圍に築き、御幸松の三大字を雕せる碑石を建て、仍其由來を碑陰に刻し、永く後昆に傳へんとす、嗚呼庶民鴻德を崇慕するの至誠、猶詩人の甘棠を詠するが如し、余深く其志を歎稱す、乃請に應じて之を記す、

明治四十二年一月　廣島市長　高束康一

國泰寺の大楠

國泰寺の大樟樹　同寺墓地の西方堤塘上に四株あり、其内にて北にあるもの最大にして、周圍目通り二十三尺、中央の東にあるもの同十九尺、中央の西にあるもの同十六尺、南にあるもの同十二尺八寸あり、傳へ云ふ、同寺の開基僧惠瓊が同寺創建のとき栽ゑし所なりと、

廣瀨神社の大槵樹

廣瀨神社の大槵樹（むくろじ）　同社殿の後にあり、樹幹の周圍凡三丈、春葉を生じ、夏落葉し、又新葉を生じ、秋再び落葉すと云ふ、三四百年を經し老樹なり、

國前寺の船松

國前寺の船松　傳へ云ふ、日蓮上人の法弟日像（所謂九老僧の一人なり）來錫の時、纜を此松に繫ぎたりと、樹下に碑あり『西國宗旨發軫靈場日像菩薩船松舊跡』と題せり、現今の松は後世の植繼ぎならん、

尾長天滿宮の相生松

尾長天滿宮の相生松　地上より約三尺許にして二本となり、一本は黑松、一本は赤松にして、凡二百年を經たる老松なりと云ふ、

同社の夫婦櫻

本遍寺の船繋ぎ松

泉邸の大椋

泉邸の喬松

三本松

岩鼻の奇巖

同社の夫婦櫻　地上より約二尺許りにして二本となり、毎歳一本は他本より四五日早く開花すと云ふ。

本遍寺の船繋ぎ松　本堂の前庭にあり、枝葉地に偃して、四方に婉蜒し、當に蒼翠の色を湛ふ、頗る奇觀なり、「濱の松」又「船繋ぎ松」とも稱せり、蓋此地は建堂以前、海濜にして、船を繋泊せし松の當時より存せる者なりと傳ふるに因る、

泉邸の大椋　庭園中にあり、幹の周圍凡一丈三尺許、

泉邸の喬松　同上、幹周一丈四尺餘、高十間餘、

三本松　がらがら橋より少し東にて國道の南側にあり、藝備國郡志に『秀吉馳道、欲征三韓、赴肥州、其行程經西海之陸路、其道兩畔植松爲堺、自攝州大坂到肥州名護屋、如此矣、今大守所領、自備後尾道到周防界、其松間之舊路今所存者僅什之一』とあり、蓋三本松は當時植樹の殘影ならん、寛政八年六月洪水の時、一株流失し、後又一株枯死し、明治四十二年一株枯死し、現在のものは悉く植繼ぎの樹なり、

岩鼻の奇巖　藝藩通志に『東郊官道の傍一山あり、尾長山東南の尾なり、俗に巖鼻と呼ぶ、全山奇巖重疊す、上古海涯にて、山骨を露せしものと見ゆ、今松樹其上に茂生す、亦奇觀なり』とあり、

岩鼻

多少巉巖帶苔石、臥若群牛怒若虎、媧皇煉石補天餘、應是當年茲地聚、

竹本正純

遊岩鼻記

坂井東派

距治城東八九里、當官道左、有小山曰嵓鼻、一山皆大石危嵓、衝然突出道傍、其石或聳或偃、或裂或連、或如覆室屋、或如立屏風、或如兩虎相戲、或如巨象獨眠、殊形迭出、詭狀互見、殆如造物者效奇於茲山、而欲誇示人者也、余每往來過山下、望而偉之、以爲其上必有異觀、而未果登、今茲仲秋、復過其下、乃捫蘿攀石、匍匐而上、益上益險、益險益奇、既達山上、石勢稍夷、可坐臥、清淨如洗、唯生松樹數百株、均蔭其上、踞石四望、則廣島萬戶、盡在目下、少南則滄海千里、天水相涵、遠島近嶼、翠浪白沙、皆爭來獻勝於茲山、而茲山之勝、以此愈勝矣、左顧右眄、目舒心樂、宿憂舊愁、飄散無跡、凡平生遊山之興、是爲第一、然後始悔向之久不遊、而至日落、望迷猶不能去也、既夜松風怒號、嵓谷相答、向之所謂如虎如象者、皆如咆而欲向人之狀、凜然心掉、不復可留、乃下山而歸、噫以此山之勝、郊大國、臨通途、騷人遊客、朝暮往來、歷數十百年、莫或登探者、何其不幸也、蓋好遊者必好奇、

不温諸邇、而求諸遠、故使茲山久不遭其人、余幸獨得之、而不欲獨樂之、故爲之記、以遺世之好遊者、庶幾來遊之客、相尋而不絕、

瑞川寺

瑞川寺　天正十七年毛利輝元、廣島築城の事につき議せし處なり（本史、第一卷第四二頁、第六一頁に詳記す、）

過尾長山瑞川寺　坂井東郊

諸君携酒入禪扉、幽逕無人綠艸肥、滿院華茵曾不掃、遶軒霞彩自忘歸、江山一日對酒牖、泉石千年曳水衣、雅趣賸逢溪宴興、談交且願莫相違、

洞春寺の址

洞春寺の址　現今の廣瀨神社の境内なり、毛利元就の法名を日頼、洞春院と號す、知新集に『此社地（○廣瀨神社の境内）は、毛利殿在城の時、同家菩提寺洞春寺の跡にして、今に此あたりを洞春寺とよべり』と記せり、

佛護寺の址

佛護寺の址　新知集に『或人の說に、佛護寺十二坊、今の寺町へ移らさる前は、今の川田村革田頭が小屋の所より北、非人小屋の邊なり、其故は毛利殿の時、革田頭は國泰寺邊に住みけるを、福島殿の時、佛護寺十二坊等を今の寺町へ移され、其跡へ革田頭幷に下革田共を置かれしなり、革田頭が宅の後に、古松四五本立たる處に、福島八助墓あり、八助は死して、佛護寺十二坊の内へ葬られける、是此邊古の佛護寺十二坊の寺地なりける一證と云々』と記せり（本史社寺誌、第二六三―二六五頁、參照）

宇品築港の碑

宇品築港の碑

千田知事銅像

千田知事銅像

宇品築港之碑　細川潤次郎

明治の初、山林の禁弛み、採伐度なく、土砂流出して、海口游塞し、干潮の時は、航路全く絕えて、廣島の不便言ふべからず、本縣知事千田貞曉君、深く之を憂へ、良港を作るの必要を見て、内務省に稟議す、内務卿は工師に命じて之を計畫せしむ、計畫の概要は、京橋川の左岸皆實新開の西南隅より宇品島に至る海面に堤塘を築き、西南の風浪を防ぎ、土砂の流出を止め、宇品島と金輪島との間を碇船場とし、且堤塘に沿ひて廣島に通すべき車道を作るに在りて、其工費八萬餘圓なり、時に地方費の支出甚多く、民力凋弊せるを以て、此工費を人民に課すべからず、又國庫の補助を請ふべからず、是に於て淺野侯より舊藩士に與ふべき參萬圓、國庫資金貳萬圓を之に充て、不足の參萬圓は有志者の義捐金を以て之に充つることに定め、明治十七年二

月案を具して工事に着手せんことを請ひ、九月五日起工式を擧ぐ、君親ら其地に臨み、衆と艱苦を共にし、功あるものは之を賞し、過あれば已に歸す、衆皆感激して其勞を忘る、十九年九月十七日大風起り、海水暴漲して、已に築造せる堤塘は水底に淹沒せり、衆皆成功を危ふむ、君獨動かず、豫定の標準位を改め、全部を修築すべしとて、益〻之を督勵し、二十二年十一月に至り て、其工全く竣る、堤塘の長さ二千九百二十五間、新開の地六十二萬餘坪、工夫を役すること百餘萬人、工費の總計參拾餘萬圓なり、其內道路新設の費用は安藝佐伯の二郡及廣島市有志者の寄附に係る、而して君の私債に屬するもの拾四萬圓なり、君は私財其他を以て之に充つるも猶足らず、遂に政府に申稟して、參萬五千圓の補助を請ふて、其允許を得たり、二十三年四月二十三日竣工の式を擧ぐるに當り、明治天皇特に小松宮彰仁親王を御名代として式場に臨ましめ給ふ、後四年日清の役、此港より皇軍を輸送するに至り、衆皆其軍事に必要なるを悟り、君の先見の明に服す、朝廷にも君の勳等を陞せ、且男爵を授け、書記官以下に賞を賜ふ、爰に工事の顚末を記して、以て將來に示すと云ふ、

宇品島　舊時安藝郡仁保島村に屬せしが、宇品築港の後、明治三十七年十月十六日本市に編入せらる、全島老樹繁茂鬱蒼たり、嘗林學博士本多靜六此島に來り、稀有の古代原始林なるを發見して歎稱せり、島背に觀音院あり、眺望絶佳なり、石川丈山の詩あり、本史第一卷第三一六頁に載せり、其他に林春齋平賀白山等の詩あり、

氏名歸帆

渺々氏名島、柴門半掩扉、籌推斜照去、帆伴晩潮飛、

舟發宇品二首　林　春齋

春風未全便、一片掛帆時、舳艫東西轉、江山左右移、應乘舟楫大、爲厭漕行遲、鄉望與鄉思、煙波從此辭、

萍梗偏從一葉輕、風波萬里浪華城、布帆但下陰晴去、不向江南計日程、

左近衞中將從三位滋野井教廣の墓　尾長町忠魂祠堂の後山麓にあり　本史第二卷挿繪第三頁、及本文第四頁に詳記す、

此他有名なる墳墓は、本史の社寺誌國泰寺以下各寺院の末に掲げたれば、それに就て見るべし、

附

錄

附錄

目次

一　廣島町御奉行心得向覺……一
二　廣島町大年寄當時勤向之大概……九
三　廣島町役人心得……二一
四　綿改所頭取勤向之覺……二八
五　綿座頭取出勤中心得方……三四
六　絹座木地物改所頭取出勤中心得方……三六
七　絹座御役所頭書……三九
八　格町新開役人筆上……四四
九　藝藩永代御扶持人……四六
一〇　町門通行覺書……五四